

2024 年度
点検・評価報告書

桐蔭横浜大学

目次

| | |
|---------------------|-----|
| 序章 | 1 |
| 第1章 理念・目的 | 5 |
| 第2章 内部質保証 | 19 |
| 第3章 教育研究組織 | 29 |
| 第4章 教育課程・学習成果 | 34 |
| 第5章 学生の受け入れ | 68 |
| 第6章 教員・教員組織 | 80 |
| 第7章 学生支援 | 89 |
| 第8章 教育研究等環境 | 99 |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 107 |
| 第10章 大学運営・財務 | 116 |
| 第1節 大学運営 | 116 |
| 第2節 財務 | 127 |
| 終章 | 131 |

序章

（桐蔭横浜大学の概要）

学校法人桐蔭学園（以下「本学園という。」は、昭和 39 年（1964 年）に学校法人設立の認可を受け、

- 1 社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ。
- 2 学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ。
- 3 道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。
- 4 国を愛し、民族を愛する国民たれ。

更に、創立 50 周年に際して、

- 5 自然を愛し、平和を愛する国際人たれ。

を加えて建学の精神とし、幼稚園から大学院まで、幼児・児童・生徒・学生約 8,000 人を擁し、教育活動を展開する総合学園である。前期中期目標・計画（令和 2 年度～6 年度）においては、この 5 つの建学の精神に基づいた教育を実践し、急速に進むグローバル化や ICT を中心とした技術革新、少子化時代の到来などの社会環境にたくましく対応することのできる人材の育成を行なっていくとともに、その活動を支える組織、財政基盤の整備を図ることを掲げ実行してきた。

桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）は、本学園が 1988 年に設置した都市近郊に立地する中小規模大学である。建学の精神を具体化した「個の充実」、「実務家養成」、「開かれた大学」、「国際交流」の 4 つの柱を特色とし、法学、工学、体育学の異なる 3 つの専門分野を持ち、一人ひとりの「専門性を高める」ことを目標に掲げ教育研究活動を行ってきた。しかしながら、デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation, DX) やグローバル化の更なる進展により、世界的規模で社会と価値観が激しく変化する本格的な VUCA (Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity) の時代が到来している。このことを踏まえ、前期中期目標・計画に掲げた「激しく変化する社会環境に対応できる人材」を育成するため、令和 2 年度より抜本的な教育改革に取り組んできた。この改革の主眼は、

- － これまで以上に学生の能力を引き出し、最大限に育成すること。
- － 「なりたい自分」を見出した学生を本気で育てること。
- － 変化の激しい社会においてもエージェンシーを発揮し、社会を支える人材を輩出すること。

の 3 点であり、建学の精神を実現する、新しい本学の社会貢献のあり方である。これまで培ってきた専門性の高い教育研究を基盤に、現代社会の変化にたくましく対応し、より良い未来社会の構築に積極的に関わっていくことのできる人材を育成することを目標としている。

この新たな目標を達成するため、学生に、どの専門教育課程においても到達してほしい本学共通の教育・学習目標を「ユニバーシティ・ポリシー」として策定し、教育組織及び教育プログラムの改革に取り組んでいる。令和 4 年度には、ユニバーシティ・ポリシーの達成に

向かうため、各学部でそれぞれ実施してきた一般教育の体制を抜本的に刷新し、新たに「大学共通 MAST プログラム」（以下「MAST プログラム」という。）を構築し、施行した。この MAST プログラムは、法・医用工・スポーツの全学部に加え教育研究開発機構からも教育資源を結集し、ユニバーシティ・ポリシーに掲げるコンピテンシーを、現代を読み解く 5 つの視点（地域、ビジネス、異文化、心理、地球環境）に立脚しながら獲得していく構成としている。また、英語、キャリア教育、アカデミックスキルに加え、数理・データサイエンスの入門科目を必修科目と設定している。各学部の専門課程は、ディプロマ・ポリシーの中にユニバーシティ・ポリシーを反映させ、MAST プログラムを教育課程に取り入れ、学士課程を再構築してきた。

続いて令和 5 年度には、令和元年に施行された国の新たな学部等関係課程制度を活用し「現代教養学環」を開設した。この新課程は全学が連携協力するものとなっており、法学部で実施する法学、行政、政治・経済、企業、地域に関する分野、医用工学部で実施する環境、工学に関する分野、スポーツ科学部で実施する健康、現代社会、経営、心理、地域、国際、福祉に関する分野を 1 つの教育課程として融合するとともに、学外フィールドを活用した実習を組み入れ、社会科学、工学の複合的視点から現代社会の諸課題を読み解くカリキュラムとし、5 つの領域（地域社会学、マーケティング学、国際コミュニケーション学、心理学、サステナブル工学）に立脚しながら知識集約型社会、SDGs に貢献できる現代的教養を備えた人材を輩出することを目標としている。MAST プログラムの導入、及びこの新課程開設にあたって、専門と教養に係る全学的な構造を見直す中で、同じく令和 5 年度に、旧スポーツ健康政策学部の専門性をスポーツ科学や工学、教育に集中させ、スポーツ科学部として改組転換した。現在、本学は法学部、医用工学部、スポーツ科学部、現代教養学環の 3 学部 1 学環体制で教育研究にあたっている。

（前回評価以降の取組）

本学は、平成 30 年度に大学評価を受審し、教育課程編成・実施の方針、単位の実質化、学習成果の把握、定員管理などについて複数の指摘を受けた。これら多岐にわたる指摘事項は、教学ガバナンスの体制に起因するものと分析し、前述した改革を実行する目的も合わせ、その体制強化に取り組んできた。

まず取り組んだのは、内部質保証も含めた、教学ガバナンス体制整備である。前回大学評価時、本学には「学長室」「大学自己点検評価委員会」「教学マネジメント会議」「企画検討会」「大学運営会議」「大学評議会」など、内部事項により扱う会議体が散在しており、最終的には学長をリーダーとした意思決定体制で教学ガバナンスは行うものの、教学ガバナンスの根幹たる内部質保証については責任の所在が曖昧で、一体的・構造的な取組を進められてこなかった。そこで令和元年度、教学上の意思決定機関を「大学評議会」とし、「大学執行部会議」がその執行を担う現体制に移行した。大学執行部会議は、学長、副学長、学長補佐、各学部長、各研究科長で構成し、全学の情報を集約し、教学ガバナンスの責任を担うものとして役割を果たしている。

大学執行部会議のもと、各部局において指摘事項を踏まえた取組の改善を進めている。令和3年度末には、大学執行部会議が主導し、大学全体の教育目標であるユニバーシティ・ポリシーを策定し、それを踏まえ、指摘を受けた学部等のみならず、すべての学部の3つの方針を改めた。教育課程のPDCAを進め、単位の実質化の取組を検討し、学生をはじめステークホルダーへの説明責任を果たして行く。研究科における教員選考基準、学位論文の審査基準、FD活動などの取組も同様に、学長以下大学執行部会議のリーダーシップのもと、次々と改善した。

定員管理については、学部の超過に関しては平成30年にスポーツ健康政策学部スポーツテクノロジー学科の定員を30名増員するなど志願動向を反映させた変更を実施した。その後、加速する少子化や新型コロナウイルス感染症の流行に伴う高校生の志願動向の大きな変化に直面した。本学としては、大学全体として入学定員を充足してきたものの、近年の志願者動向及び入学数、また私立大学全体の入試動向や本学に社会が期待することなどを踏まえ、各学科等における学生と教育の質と量を適正化する必要性を議論してきた。具体的には、収容定員充足率が1.0を下回る法学部、医用工学部における入学者の学力面における質の問題、分野の人気のみならず、例えば自治体と連携した中学校部活動の外部指導員養成プログラムなどに代表される本学スポーツ科学部に対する社会の大きな期待を踏まえた学生と教育の量の問題を適正に解決する必要性が生じた。そこで令和7年度より、学部等連係課程への入学定員配分の見直し、各学科等における入学定員を見直すとともに、今後の更なる少子化への対策と教育環境充実の観点から、学年全体の入学定員を40名減じる措置を実施することとした。これにより、各学部等の定員充足状況は漸次平準化されていく見込みが立った。研究科の未充足に関しては、学部卒業生の大学進学を増加させるため、広報活動及び学費に対する援助制度整備や、外部からの進学者に対する広報活動に重点を置き、ホームページの更改や講演会等におけるプロモーション活動に尽力するなどを行い、一部の研究科では状況を大幅に改善してきている。

財務基盤に関する指摘は、経営に関わる重要な指摘である。そのため、学校法人経営を踏まえつつ、慎重に対応を行っている。文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団の指導に従い、4点（①中長期財政再建シミュレーションの策定 ②収入の安定的な確保 ③人件費の削減 ④所有施設の維持管理）について集中的に取り組んでおり、厳しい状況はまだ続くものの、シミュレーションどおりの着地点に向けて、数値は漸次改善してきている。本学園は学生・生徒が集まらず苦戦している学校法人ではない。少子化の未来を見据えた教育環境改革に先んじて取り組み、その痛みが今、表出しているものである。今後も引き続き本学園の魅力を高め、学生・生徒を安定的に確保しつつ、徹底した収支構造の見直しに継続して取り組むことで、将来に向けて安定した学校法人経営に邁進しているものである。

このように、本学園、そして本学は、急激な改革期にある。安定的な活動の中におけるPDCAのみならず、抜本的な変革の取組も同時進行中である。このことを前提とし、本書において自己点検・評価を行うものである。

大学概況

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 1988（昭和 63）年 |
| (2) 所在地 | 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614 |
| (3) 理念・目的 | 桐蔭横浜大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、並びに建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 法学部、医用工学部、スポーツ科学部、現代教養学環（学部等連係課程）、スポーツ健康政策学部（募集停止）、法学研究科、工学研究科、スポーツ科学研究科 |
| (5) 収容定員 | 2,140 人（学士課程） 68 人（修士課程） 24 人（博士後期課程） |

第1章 理念・目的

（基本情報一覧）

基本資料

| | |
|-----------|---|
| 文書 | URL・印刷物の名称 |
| 規程集 | 桐蔭横浜大学規程集 https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 寄附行為又は定款 | https://toin.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/20230403_donation.pdf |
| 学則、大学院学則 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 履修要項・シラバス | <p><履修要項></p> <p>https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-law/</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-medical/</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-sports/</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-as/</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度大学院法学研究科学生便覧・履修要項web.pdf</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度大学院工学研究科学生便覧・履修要項web.pdf</p> <p>https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度大学院スポーツ科学部研究科学生便覧・履修要項web.pdf</p> <p><シラバス></p> <p>https://unipa.toin.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml</p> |
| 備考： | |

大学の理念・目的[*]

| | |
|-----------------|---|
| 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
| 桐蔭横浜大学学則 第1条 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 桐蔭横浜大学大学院学則 第1条 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 備考： | |

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 学部・研究科等の名称 | 規程・各種資料名称（条項） | URL・印刷物の名称 |
| 法学部 | 桐蔭横浜大学学則 第6条 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 医用工学部 | 桐蔭横浜大学学則 第6条2項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| スポーツ科学部 | 桐蔭横浜大学学則 第6条3項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 現代教養学環 | 桐蔭横浜大学学則 第6条4項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 法学研究科修士課程 | 桐蔭横浜大学大学院学則 第5条 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 法学研究科博士後期課程 | 桐蔭横浜大学大学院学則 第7条 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 工学研究科修士課程 | 桐蔭横浜大学大学院学則 第5条2項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 工学研究科博士後期課程 | 桐蔭横浜大学大学院学則 第7条2項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| スポーツ科学研究科修士課程 | 桐蔭横浜大学大学院学則 第5条3項 | https://toin.ac.jp/univ/about/gakusoku/ |
| 備考： | | |

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

2024 年度点検・評価報告書（桐蔭横浜大学）

中・長期計画等

| 名称 | URL・印刷物の名称 |
|--------------------------------|------------|
| 学校法人桐蔭学園 中期目標・計画（令和2年度～令和6年度） | 同左 |
| 学校法人桐蔭学園 中期目標・計画（令和7年度～令和11年度） | 同左 |
| 備考： | |

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

（本文）

評価：S

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

（本学園のビジョン）

本学園は、建学の精神（序論参照）を踏まえて、変化の激しい問題解決型の現代社会に立ち向かう「自ら考え、判断し、行動する」桐蔭生らしい子ども・生徒・学生を学園全体で育成する教育ビジョンを掲げている。この学園全体のビジョンを踏まえ、本学はその運営方針の中で、課程内外のあらゆる活動を通じて、深い教養と倫理観を礎とした知識・技能を有し、自ら考え、判断し、行動することで、地域社会の持続可能な発展に貢献し新たな価値を生み出すことができる人材を育て、輩出することを教育目標に掲げている（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。

（本学の理念・目的）

この本学園全体における運営方針・目標を踏まえ、本学は、「桐蔭横浜大学学則」（基本情報【ウェブ】）において、教育基本法及び学校教育法にのっとり、並びに建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成することを目的として規定している。これを踏まえ、同じく学則において、学部等の目的を適切に設定している。以下、それらをここに記す。

- － 法学部は、基本的な法律制度の理解を基礎とし、法理論及び法政策を教授し、もって法的思考能力を備えた人材を養成する。法律学科は、現代社会における諸問題に即して法的思考能力を涵養し、倫理性と人間力を備えた人材を養成する。
- － 医用工学部は、医学、環境、情報、電子、生物医療、福祉、バイオ、遺伝子等様々な学問領域を有機的に連携させた教育を行い、最先端の工学技術を駆使して社会の発展に貢献する人材を養成する。
 - 生命医工学科は、医用材料、再生工学技術、最新の臨床医学と臨床検査学の発展に貢献できる人材を養成する。
 - 臨床工学科は、最新の生命維持管理装置の知識を有し、その操作・管理を円滑に行える臨床工学技士の養成と高度な医療技術を身に付けた医用技術者を養成する。

- － スポーツ科学部は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材を養成する。

スポーツ教育学科は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材、複雑化する現代社会の要請にこたえることができ、かつ、正確で柔軟な指導法を身に付けた教育職員や、更には生涯学習時代におけるスポーツの指導者等の人材を養成する。

スポーツ健康科学科は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材、我が国のスポーツや教育、文化、或いは社会全体に対し貢献することが可能な指導者（政策立案者）を養成する。

- － 現代教養学環は、複数の領域から現代的諸課題に対峙し、自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していくことができる人材、確かな専門知識・技術により持続可能な社会づくりに貢献できる人材を養成する。

（大学院の理念・目的）

本学大学院においては、建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とし、修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養い、博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを「桐蔭横浜大学大学院学則」（基本情報【ウェブ】）に規定しており、これを踏まえ、同じく大学院学則において、研究科の目的を適切に設定している。

- － 法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする。

法学研究科博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職等を志望する者を養成するものとする。

- － 工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の倫理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。

工学研究科博士後期課程は、工学に関する専門領域の研究並びに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成するものとする。

- － スポーツ科学研究科修士課程は、学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成するものとする。

これらは、学則を通じてホームページ上で公表しており、教職員や外部ステークホルダーをはじめ、誰でもいつでも閲覧可能となっている（基本情報【ウェブ】）。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて学則の閲覧方法を周知徹底している。以上のことから、大学の理念・目的、学部及び研究科の目的は適切に設定し、公表していると判断する。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

（本学園における中期計画）

令和2年度から5ヵ年の本学園中期目標・計画において、大学においては3つの方針の明確化、PDCA サイクルの再検討、教学マネジメント体制の確立を掲げるとともに、大学院として外部資金の獲得、産学交流の推進、知財管理、研究不正防止体制の整備を、学部段階として定員管理と退学率の低減、国が求める教育改革の取組や学生支援の充実など、多岐にわたる施策を掲げてきた（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和2年度～令和6年度））。これらは各年度の事業計画に落とし込まれ、年度末に事業報告を策定するというサイクルを回してきた。

（本学の戦略 TURBoS）

本学においては、この中期目標・計画に書き込んだ施策をより強固に実施していくため、人材育成における「桐蔭横浜大学共通」のブランドを改めて確認し、再構築する「桐蔭横浜大学リ・ブランディング戦略（Toin Univ.’s Re-Branding Strategy, TURBoS）」を令和3年度に策定し、全学的な改革を加速させてきた。TURBoS の内容は以下のとおりであり、各事項における実施状況をここに記す（資料 1-1）。

●**戦略1 二つのライフを接続するため、多様な学びを提供する**

【大学全体の教育目標の整理】

この変化が激しく予測困難な社会でエージェンシーを発揮し、活躍できる人材を育成する本学の現代的使命のため、学生に、どの専門教育課程においても到達してほしい全学共通の教育・学修目標をユニバーシティ・ポリシーとして策定した（資料 4-1【ウェブ】）。実施済みである。

【各学部が連携する、新たな課程（学位プログラム）の構築】

令和元年の大学設置基準改正により、2以上の学部等との緊密な関係及び協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部等関係課程実施基本組織を置くことが可能となったことを受け、令和5年度に全学が連携協力する新課程「現代教養学環」を開

設した（資料 3-2【ウェブ】）。実施済みである。

【新たな大学共通科目制度の発足と、学部専門科目の深化】

令和 4 年度、ユニバーシティ・ポリシーの達成に向かうため、各学部でそれぞれ実施してきた一般教育の体制を抜本的に刷新し、新たに MAST プログラムを構築、施行した（資料 4-3【ウェブ】）。また MAST プログラムの導入、及び現代教養学環の開設にあたって、専門と教養に係る全学的な構造を見直す中で、令和 5 年度に、旧スポーツ健康政策学部の専門性をスポーツ科学や工学、教育に集中させ、スポーツ科学部として改組転換した（資料 3-2【ウェブ】）。実施済みである。

●戦略 2 女子学生を呼び込むなど、キャンパスの多様化を図る

【各学部が連携する、新たな課程（学位プログラム）の構築】

（再掲のため省略）

【外国語教育プログラムの構築】

MAST プログラムは、英語、初年次キャリア教育、アカデミックスキル教育、データサイエンス・リテラシー教育（文部科学省 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度リテラシーレベル認定取得、令和 3 年度）を全学必修とし、その上で普遍的なコンピテンシーを、現代を読み解く 5 つの視点（地域、ビジネス、異文化、心理、地球環境）に立脚しながら獲得していく構成としている（資料 4-3【ウェブ】）。この MAST プログラムを構築する上で、全学における一般教育段階の英語教育を整理統合し、共通テキスト等を作成するなどに取り組んできた。十分な水準であるかについて、今後議論は深めていく。実施済みである。

【大学 PR 戦略とウェブサイトの再構築】

本学は大規模な教育等改革を実施しているが、その思想や方向性、内容は外部ステークホルダーに周知されてこそ、大学のブランディングに結実する。結果、社会に支えられ、更によりよい教育に向かうことが可能となる。そのため、この一連の改革とあわせ、ウェブサイトの抜本的見直し、インスタグラム等 SNS を通じた、学内のリアルな情報の発信に取り組んでいる。また口コミや足を使った PR も行っており、Between（株式会社進研アド）の冊子媒体や Web 記事において複数回取り上げられるなど、効果も表れている。また、令和 6 年度には女性活躍に関する社会的要請や大学進学動向を踏まえ、本学における女子学生比率を高めていくことを謳う「女性の学び推進戦略 (W100+)」を策定し、この戦略を踏まえた学生コミュニティの立ち上げと情報発信に着手している。実施済みである。

【AL を加速するラーニングスペースの整備】

学生が自主学習等を行う場所については、各学部がそれぞれ居室等を確保し、公務員試験や国家試験対策のための取組を実施してきたところであるが、MAST プログラム等、様々な活動的な取組を本学に導入するにあたって、全キャンパス的に再編し「ラーニン

グゾーン」として整備してきた。Ⅱ号館には「ラーニング・コモンズ」を開設し、学習サポータを常駐させている。初年次のMASTプログラム必修科目のサポートや各種試験対策、学生の自主的な学習活動において、活発に利用されている。また合わせて、大学図書館における学習スペース整備も実施している。その他、交流会館にある「桐蔭英語村」やⅠ号館にある学生ラウンジ、Ⅵ号館のインディ・カフェスペースやラウンジも合わせ「ラーニングゾーン」として学生に周知し、活用を呼び掛けている（資料4-5【ウェブ】）。実施済みである。

●戦略3 理念を実現化する特徴ある学士課程教育を構築する

【学部3ポリシーの見直し、アセスメントプランの構築】

学生に、どの専門教育課程においても到達してほしい本学共通の教育・学修目標を規定したユニバーシティ・ポリシーを受け、各学部における3ポリシーを令和5年度に改訂した。現在、学園における次期中期目標・計画（令和7年度開始）の策定に際して、桐蔭学園として育成する資質・能力の緩やかな統合化を行ったが、その大きな作業を通じて発生したユニバーシティ・ポリシーの改訂を受け、また各学部等における教育活動の現状を踏まえながら、3ポリシーの再改訂に着手しているところである。アセスメントについては、入学生、在学生、卒業生のそれぞれに対して、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでどのような手法を用いて学生の学習成果を評価するかをまとめたアセスメントプランを策定済みであったが、今後の学習・教育を更に深化させていくために、メタ・ルーブリックの策定や卒業年次の質保証を規定するアセスメント・ポリシーを策定した。このアセスメント・ポリシーは、学園における次期中期目標・計画（令和7年度開始）にも、少し表現の平仄をとりつつも記載しており、次の計画期間において重点的に取り組んでいくことを宣言している。実施済みである。

【学士課程をサポートするミドルレベルの質保証システムの構築】

これまでユニバーシティ・ポリシーの策定と各学部3ポリシーの改訂、MASTプログラム導入を実施し、各学士課程プログラムの質を充実させる取組に注力してきたところ、上述したアセスメント・ポリシーに次期計画期間において重点的に取り組んでいくことを確認している段階まで来ている。着手できた、と言える。

【入学前教育プログラムの定着と拡大】

入学前教育においてはリメディアル型と大学教育準備型があるが、本学においては、この変化の激しい時代を生き抜く人材を本気で育てるための準備教育として位置づけ、総合型選抜入試及び学校推薦型選抜入試による入学予定者を特別科目等履修生として登録し、MASTプログラム必修科目「桐蔭キャリアゲート」（2単位）を先取りするプログラムとして実施している。「桐蔭プレアド」と呼ぶこの取組は令和3年度に試行、令和4年度より本格実施している。令和4年度入学生対象分は187名、令和5年度入学生対象分は290名、令和6年度入学生対象分は392名、令和7年度入学生対象分は269名と、プログラムの趣旨と内容が確かに伝わり、順調に規模を拡大してきている（資料4-4【ウェブ】）。実施済みである。

●戦略4 学習研究に基づく最先端の教育方法を導入する

【ハイブリッド型学習の導入とアクティブラーニングの更なる促進】

オンラインツールは、コロナ禍を経て我々教育人が獲得した新たな武器である。アクティブラーニング型授業等、高インパクトな学習経験を学生に提供するにはオンキャンパスの対面型教育に一日の長があることは否定できない。しかしながら、この新たな武器を、確かなデザインのもとで活用しない手はない。前述した入学前教育プログラム「桐蔭プレアド」は、総合型選抜入試等早期合格者を対象としているが、入学後に引越しを伴う遠方地域の入学予定者は対面での出席が難しい。そこでオンラインツールを活用したハイフレックス方式を採用し、意欲ある入学予定者の学習機会を削がないようにプログラム運営を実施している。また MAST プログラム必修科目「桐蔭スキルゲート」は、アカデミックスキルと自律的な学習習慣の獲得を目的とする授業科目であり、受講生のレディネスを踏まえれば、毎週の一斉授業がその目的を達成するに最適とは言えない。そのため、講義はオンデマンド配信とし、ラーニング・コモンズに常駐する学習サポーターが対面でサポートをする体制を整える新しい形の必修科目運営を実施している。また MAST プログラム「プロジェクト入門」においては、オンラインツールを活用して遠方地域の他大学生と協働的に学ぶ越境学習を取り入れている（基本情報：シラバス【ウェブ】）。実施済みであり、今後更なる拡大と深化を図っていく。

【マイルストーン、ショーケースなど学びの支援システムの導入】

マイルストーンに関しては、策定したアセスメント・ポリシーの中で、各年次における学習成果を測定・評価するための授業科目等仕掛けの検討を開始している。カリキュラムに埋め込まれた形で、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標の達成に向けて、各年次においてそれを形成的に実施していく予定である。ショーケースに関しては、MAST プログラムの必修科目において、ユニバーシティ・ポリシーに掲げる能力獲得目標について、学習経験や準正課、課外活動も含めた過程を振り返り、自らの現在地を知り、それを自己分析しながら「ショーケース」に記入していく取組を進めており、今後、これをすべての学位プログラム、すべての年次に拡大していく予定である。

【最先端の教育実践大学としての発信力の強化】

ここまで記述してきた本学の教育改革とその取組については、Between や教育学術新聞等の教育関係メディアでの掲載、大学基準協会 JUA 選書等での紹介、大学教育学会シンポジウム等への登壇等を通じて、情報発信が実を結びつつある。このような業界関係のみならず、神奈川県下の高等学校等に対しても、高校教員とともに探究活動とその後学びを議論し検討する「学びフォーラム」の開催や、それを通じた神奈川県教育委員会との連携が進むなど、高等学校に対しても本学のプレゼンスが増してきている実感を持っている。良い取組をし、それを発信し、外部ステークホルダーに知ってもらい、評価していただくことは質保証の主要な側面であり、今後においてもより注力していきたい。

【理解を深めるコースワーク、学年暦などの抜本的な見直し】

MAST プログラムに全学必修科目を置き、その上に展開する「現代社会を読み解くための視点を養うことを目的とした科目群（コンポ）」は、従来の一般教育・教養教育と異なり、コンポごとに体系だったカリキュラムと教育目標を設定している。学生は、このコンポのすべてを修得した場合に「学修証明」を受け取ることが可能としている。これまでの一般教育等においては、学生は、どうしてもアラカルトな履修に向かいがちであり、専門教育の文脈を外れては、どうしても知識を体系的に獲得する動機付けが薄かったと考える。本 MAST プログラムにおける各コンポの学修証明制度は、学生に、一般教育段階において一定の知識理解を深めさせる仕掛けとして期待しているものである（資料 4-3【ウェブ】、基本情報：履修要項【ウェブ】）。学事暦については、令和 2 年、4 月に発出されたコロナ禍による緊急事態宣言の影響から学期開始時期を遅らせ、90 分×15 週を一時的に 100 分×14 週として対応した。この経験を前向きに捉え、令和 4 年度より、東京大学や追手門学院大学等が採用している 105 分×13 週を導入することとした。これにより前期・後期の授業を年内に終わることができ、年明け 1～3 月の期間をデザインしやすくなったため、この期間を IAL（インテンシブ・アクティブラーニング・ターム）と設定し、集中的な学びが必要となる授業科目やフィールドワーク、補習授業等をここに開設することとした（基本情報：履修要項【ウェブ】）。これにより学生の長期休暇時における学習の問題や、多くの私立大学等が直面している「月曜祝日」の問題、すなわち、祝日を授業日に設定しなければ授業週数を消化できない問題に対しても解決しやすくなった。学生の課外活動や教職員の働き方改革に対して好影響が出ている。実施済みである。コースワークの改善については、引き続き取組を進めていく。

●戦略5 社会につながる多様な他者との学びをデザインする

【ピアサポート風土の醸成とラーニングスペースの設置】

MAST プログラム等、様々な活動的な取組を本学に導入するにあたって、全キャンパス的に学生の居住スペースを再編し「ラーニングゾーン」として整備してきた。II号館には「ラーニング・コモンズ」を開設し、学習サポーターを常駐させている（資料 4-5【ウェブ】）。ピアサポートについては、令和 4 年度より、ユニバーシティ・ポリシーを達成するため、学生が「人生と学びの基盤となる力」を育み、発揮する機会を設けることにより、正課教育を軸とした本学教育の質的及び量的充実を図ることを目的とする準正課プログラム「CANDLE プログラム（Campus and Career Design and Learning プログラム）」を実施している。大学を一つの社会とみなして、学生自身が課題解決に主体的に関わる活動をするプログラムで、入学前教育プログラムやオープンキャンパスの支援や独自企画の実施、大学インナーブランディング、高校生（生徒会等）との交流など、学生間の交流を通じて「学び成長」に向かう活動に従事している（資料 7-1）。実施済みである。

【多様な大学との連携による、学士課程の量的充実】

MAST プログラム「プロジェクト入門」においては、オンラインツールを活用して遠方地域の他大学生と協働的に学ぶ越境学習を取り入れている。具体的には、本学にある

宮坂研究室は、次世代エネルギーペロブスカイト太陽電池を発明した研究室であり、宮坂力特任教授はノーベル賞候補として毎年名前が挙がり注目されている。この本学の強みを生かし、他大学の学生にそれを共有しながら本学学生の学びにおけるインパクトを高める効果も狙い、「大学間越境学習プログラム」として開設したものである。令和4年度は本学、北海道科学大学、東北工業大学、山梨学院大学、京都文教大学、日本文理大学の6大学9チーム35名が参加した。令和5年度は本学、東北工業大学、京都文教大学、日本文理大学の4大学6チーム25名が参加した。うち2チームは大学を超えたメンバーが協力して学んだ。令和6年度は本学、成城大学、京都文教大学、三重大学、神戸国際大学、福岡工業大学、日本文理大学、宮崎県立飯野高等学校の8大学、1高校10チーム39名が参加した。また、東京家政学院、京都文教学園、文理学園と連携し、「日本版ミネルヴァ」などの連携による高度なフィールドワーク等の開発を行う取組が、文部科学省の令和6年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」メニュー2（複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援）に選定されたところである（資料1-2【ウェブ】）。

【地域や産業界、同窓会との連携による、学士課程の質的充実】

学生に、より実社会に近い体験をしてもらい、学びの動機づけと質を高めていく取組を、本学では「リアル学」と称している。そのためには、地域社会や産業界等の助力なくしては実現し得ない。前述した越境学習プログラムにおいては、東急株式会社や三菱ケミカルグループといった本学園と関係が深い企業から授業題材の提供を受けている。現代教養学環の目玉となっているフィールドスタディ「桐蔭キャラバン」においては、各地方公共団体や企業の協力を得ている。MASTプログラム導入とともに再構成した「ボランティア論・実習」においては、地域の諸団体との連携協力ができている。キャリアセミナーにおいては、授業に招聘し、実業をリアルにお話いただく地域企業の方々との信頼関係が構築できている。このように外部との連携を数多く実施し、その関係性を深めてきている。また現在需要が高まっているアナリティクス人材に関して、本学のスポーツ科学の資源から教育課程を構成しその人材育成を行う学修証明プログラム「スポーツアナリティクス人材養成プログラム」において、株式会社 SPLYZA、株式会社ダートフィッシュ・ジャパン、Hudl Japan 株式会社と連携し、プログラムの質を担保する取組を実施している。

●戦略6 高大接続・トランジションのプログラム化を推進する

【桐蔭高大 Dual enrollment システムの構築】

前述した総合型選抜入試及び学校推薦型選抜入試による入学予定者を特別科目等履修生として登録し、MASTプログラム必修科目「桐蔭キャリアゲート」（2単位）を先取りするプログラムとして実施している。また、実績は上がっていないものの、桐蔭学園高等学校、中等教育学校からの内部進学予定者対象に、桐蔭キャリアゲート以外にも複数の先取り単位科目を提示し、高大のシームレスな接続を図っているところ。今後、「選抜から接続へ」とますますアドミッションの機能がシフトしていくことは疑いなく、この取組を強化していきたいと考えている。

【入学前教育プログラムの定着と拡大】

（再掲のため省略）

【TOIN サマーキャンプの実施】

高大接続プログラム「プレカレ」「サマカレ」を通して、高校生が大学でのリアルな学びに触れる機会を提供している。プレカレは、大学に興味がある高校生が大学の学びを先取りできるプログラムで、大学進学やその先の将来について考えるきっかけづくりをねらいとしている。本プログラムに参加し、一定の条件を満たしたプログラム修了者には、総合型選抜等でエビデンスとして利用できる修了証を授与している。令和3年度のプレカレでは、学習環境デザインの分野で先進的な研究を進める尾澤重知先生を招き、「学習を科学する」をテーマに問題解決学習に取り組んだ。令和4年度は、制御工学分野の第一人者である井村順一先生を招き、「交通システムの未来の可能性」をテーマに高校生36名がグループ探究を行った。令和5年度は、コミュニティ開発で活躍されている早田宰先生を招き、「AI時代の教育を探究する」をテーマに高校生19名が参加し、学びを深めた。令和5年度からは、地域の高校生を対象に、楽しみながら大学生と一緒に学ぶ一日体験プログラム「サマカレ」を実施している。令和5年度は、10講座を開講し、高校生37名が参加した。令和6年度は6つの講座を開講し、高校生36名が参加した。実施済みである。

【学修・学生支援のシステム化】

MASTプログラムを起点とした学習支援体制を構築した。MASTプログラムには全学必修科目を設定しているが、この必修科目における授業の出席状況や課題提出状況などの学修状況はIRに集約され、あらかじめ決めておいた基準に基づき「学修適応への不安がある学生」を抽出する。この学生情報は学生支援部に報告され、その職員は直ちに不安学生にコンタクトを開始する。うまく連絡がとれない場合は保護者にも協力を仰ぎ、どうにかしてでも不安学生をラーニング・コモンズに常駐する学習サポータに繋ぐ。学習サポータは、不安学生と面談を重ねながら必要な学習支援メニューをつくり、実施する。学習支援メニューは、全学必修科目の授業担当者とともに組み上げる。それゆえに、表面的なサポートに留まらず、授業における課題の中身に関わるサポートや、そのための基礎となる学習スキルのトレーニング等が可能となっている。MASTプログラム、学習サポータ、IRの3者が、全学のマネジメントにより濃く密接に連携できているため、授業内外で一貫した学習支援が実現している。この必修科目における学生の状況は、IRを通じて各学位プログラムと定期的に共有している。また、退学を予防する観点等から、初年次全員面談を実施することとした。全員面談は、実施する上での体制やタイミングの難しさがあり、執行部で旗を振ってもすぐに実現できる取組ではない。そこでIRを活用し、学生の入学前教育の状況、入学手続書類の提出状況やそこに記載されている学生情報、電話や窓口での相談状況、ガイダンス等の参加状況などの入学時データの外、MASTプログラムに対する取組状況、成績データなどを集約し、退学不安者をまず特定する。対応が急がれる学生群から優先的にアプローチできるよう面談時期を分

け、段階的に、全員に面談を実現する。面談は、大学執行部が有志を募り、学生に熱情をもって接することができる教職員が担当している。所属学部の教員や限られた担当部局だけが担当する必要はなく、IR により提供されるデータと熱意があれば、十分に学生と向き合える。また IR が分析することで学生へのアクセスを段階的にでき、時期を複数回に分けることで、多忙な教職員の参画ハードルを幾分か下げることができた。一人一人の学生の「顔を見る」この全員面談は、退学予備群への早めのアプローチだけではなく、学生の満足度を上げる、原始的だが本質的な取組である。実施済みである。

（次期計画）

このように、TURBoS に重点的に取り組むことにより、中期目標・計画に掲げた多くの事項を遂行することができたと評価できる。学園の次期中期目標・計画（令和7年度～）においては、全学園的に学生・生徒の学習成果のアセスメントに取り組んでいくことを掲げており、また大学の重点目標として、次のことを掲げている。これらを次期における取組方針として、これまで同様、着実に取り組んでいきたい。

<教育>

- 修学を阻害する経済、健康その他の要因があれば学生に寄り添い伴走支援する。すべての学生が安心・安全な状況及び環境で学ぶことができるよう、必要な制度や体制の整備を実施する。
- 学生と職業社会の本質及び変化を具に分析し、学生が社会的・職業的に自立し、社会の成長とともにウェルビーイングを実現できるよう、課程内外を通じて徹底したキャリア支援を実施する。

<研究>

- 倫理的で規律ある研究活動を通じて、新たな知の創造や社会課題の解決に挑み、その成果を広く社会に還元するとともに、学生教育の絶えざる更新に努める。

<社会貢献>

- ステークホルダーとの強固な信頼関係を維持し、教職員による研究成果の普及と、学生を含むすべての構成員による社会実践の活動を通じて、地域社会の課題解決と持続的な発展に貢献する。

<運営>

- 学長のリーダーシップのもと、関係法令及び各規則・規程に則り、透明かつ公正な大学運営を行う。教職員は遵法精神に則り、意欲的に、適切な役割分担のもとで大学運営に参画する。
- 優れた研究や実践の実績に基づき、学生の学びと成長に向き合い日々研鑽することができる教員を、各学部等・研究科における教育課程編成・実施の方針を踏まえ配置するとともに、全体として必要な教育活動等に全教職員を挙げて参画する。
- 刻々と進展する教育・研究活動を効果的・効率的に支援し、学生及び教職員の安全と利便性に配慮した環境を整備する。

- 学生の学びと成長に不可欠な予算計画を精緻に策定し、厳正にそれを執行することを通じて、学園財政にも貢献する。
- 収容定員充足率を踏まえ、教育組織の絶えざる構造改革に努める。
- 内部質保証の方針を踏まえ、教育、研究、社会貢献等諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善を行うことにより質の保証と向上に努める。大学運営の情報については積極的に公表し、社会への説明責任を果たす。

以上のことから、中・長期の計画その他の諸施策の策定は適切であり、その内容と実行力については高い水準にあると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学園は大学のみならず、幼稚園から大学院まで、多くの学校種を抱える学校法人であるため、学園で定める計画や目標が、現場の教職員から「遠い」存在となりかねない懸念を常に抱えている。そのため、令和2年度から5ヵ年の桐蔭学園中期目標・計画においては、本学として教育の質向上と学生確保に向けた改革を実行していくための具体的な行動計画に落とし込み、大学の戦略 TURBoS として強力に実行していく仕掛けを施した。そのため、かなりの優先度をもって全学的に取り組んでいくことができたことが長所であると言える。一方、このたびの TURBoS は令和3年度策定であり、令和2年度起点の中期目標・計画とは少しタイムラグがあるため、より重点的に取り組む事項に特化したため、本学園の中期目標・計画を全て網羅できたとは言い難い側面がある。具体的には、3ポリシーの確認、リベラルアーツ教育推進、産業界との協議、入学前学習、データサイエンス教育、初年次教育の充実などは TURBoS により推進できたが、その他の事項については TURBoS とは別の文脈で取り組むなど、温度差がある。中期目標・計画に列挙した事項の数々は、果たして計画年度内に取り組むうるものであったのか、も含めた反省点がある。

こうしたことは、理念・目的に係ることとも合致する。大学の理念や各学部・研究科等における目的は、制度が求めるように学則等の権威ある文書において定めているが、教職員や学生が、それを身近なものとして受け止めているか、周知の方法等に工夫はしているものの、中期目標・計画に係る反省点を踏まえれば、より有効な取組がないか検討すべきと受け止めている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

次期中期目標・計画（令和7年度～）においては、総花的に事項を記述した前回とは異なり、全学園的に重点取組事項を精選して書き込む構成としている。大学においても、前述したとおりのボリュームとなっており、計画年度内に取り組むべきものとして必要十分となっている。また、前回は1年度遅れた、中期目標・計画を受けた大学の実行計画は、ただちに策定に着手しており、中期目標・計画に掲げた重点目標を具体的に書き下し、戦略として

明示しつつ、執行部会議及び大学評議会を通じて各部局への業務指示とし、再び全学的に取り組んでいく。この際、大学の理念や各学部・研究科等の目的についても同様に、それらが具体的で身近な行動目標たりえるよう、工夫を凝らしていく。

以上のことから、更なる発展を今後施していくことも含め、大学基準を充足しており、その内容と実行力については高い水準にあると判断する。

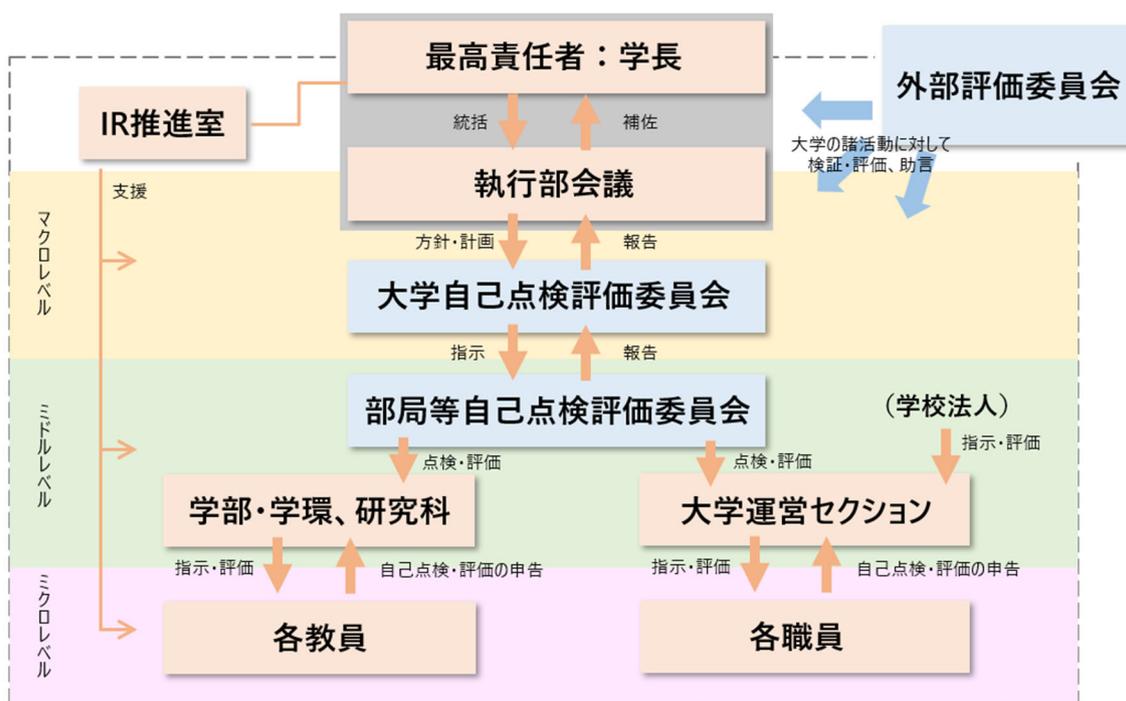
第2章 内部質保証

（基本情報一覧）

内部質保証

| | |
|----------------------|---|
| 内部質保証の方針・手続 | URL・印刷物の名称 |
| 桐蔭横浜大学 内部質保証の方針 | 桐蔭横浜大学 内部質保証の方針 |
| 全学内部質保証推進組織の名称と所管事項 | |
| 執行部会議 大学自己点検評価委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証の方針、計画の策定 ・全学レベルの自己点検・評価の実施 ・各局及び各教職員レベルにおける自己点検・評価結果の検証、改善の支援 ・内部質保証の取組の点検・評価 |
| | 名簿（URL・印刷物の名称） |
| | 大学運営体制図 |
| 備考： | |

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

| 指摘区分 | 指摘事項 | 指摘年度 | 改善状況 | 改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など） |
|------|--|-------|------|--|
| 改善 | 入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。（スポーツ科学部スポーツ教育学科） | 令和5年度 | 履行中 | 十分な広報活動の実施により、令和5年度は想定を大きく上回る入学者を確保したが、収容定員超過を十分に考慮し、令和6年度は合格者数を昨対比▲24.4%とした。 |
| 改善 | 入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。（スポーツ科学部スポーツ健康科学科） | 令和5年度 | 履行中 | 十分な広報活動の実施により、令和5年度は想定を大きく上回る入学者を確保したが、収容定員超過を十分に考慮し、令和6年度は志願者数が昨対比▲12.8%であることを踏まえ、合格者数を昨対比▲9.7%とした。 |
| 改善 | 教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。（現代教養学環） | 令和5年度 | 履行中 | 神奈川県立高等学校を中心に重点校21校の選定に加え、3校との連携協定締結、5校との学び体験プログラムの実施等、全学的な高大接続戦略の展開により、入学定員を充足させた。 |
| 備考： | | | | |

前回の認証評価からの改善状況[*]

| | |
|---------------|---|
| 改善報告書 URL | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2025/03/kaizen.pdf |
| 改善報告書検討結果 URL | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2025/03/kaizenkentou.pdf |
| 備考： | |

情報公表[*]

| 項目 | URL |
|---------------------------------------|---|
| 点検・評価報告書 | https://toin.ac.jp/univ/publish/self-assessment/ |
| [教育情報] | |
| 教育研究上の目的 | 基準1 https://toin.ac.jp/univ/about/purpose/ |
| 教育研究上の基本組織 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/09/R6_organization_chart.pdf |
| 学位授与方針 | 基準4 https://toin.ac.jp/univ/about/policy/ |
| 教育課程の編成・実施方針 | 基準4 https://toin.ac.jp/univ/about/policy/ |
| 学生の受け入れ方針 | 基準5 https://toin.ac.jp/univ/about/policy/ |
| 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 | https://r.ars.toin.ac.jp/ |
| 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/09/R6_IR_information.pdf |
| 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/09/R6_IR_information.pdf |
| 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 | https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-law/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-medical/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-sports/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-as/ https://toin.ac.jp/univ/wp- |

| | |
|----------------------------|---|
| | content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院法学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院工学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院スポーツ科学部研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://unipa.toin.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml |
| 成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 | 同上 |
| 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 | https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-law/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-medical/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-sports/ https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-as/ https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院法学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院工学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024_年度_大学院スポーツ科学部研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf https://toin.ac.jp/univ/campusmap/ https://toin.ac.jp/univ/about/facility/facilities/ |
| 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 | https://toin.ac.jp/univ/examinee/admission/ |
| 修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援 | https://secure.nanaop-web.com/toin/binran-2024/ |
| 財務情報 | https://toin.ac.jp/info/school/finance/ |
| 備考： | |

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表〔学習成果等〕

| 情報 | ウェブサイト名称・URL |
|--|---|
| 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報 | |
| 各授業科目における到達目標の達成状況 | https://toin.ac.jp/univ/publish/class_evaluation/ |
| 学位の取得状況 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/09/R6_IR_information.pdf |
| 学生の成長実感・満足度 | https://toin.ac.jp/univ/publish/learning-behavior/ |
| 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等） | ※前掲「情報公表」参照 |
| 修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率 | ※基礎データ表 6 参照 |
| 学修時間 | https://toin.ac.jp/univ/publish/learning-behavior/ |
| 学修成果・教育成果を保證する条件に関する情報 | |
| 入学者選抜の状況 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/09/R6_freshman.pdf |
| 教員一人あたりの学生数 | ※基礎データ表 1 参照 |
| 学事暦の柔軟化の状況 | ※後掲「授業期間及び単位計算」参照 |
| 履修登録単位の登録上限の状況 | ※後掲「履修登録単位数の上限」表参照 |

2024 年度点検・評価報告書（桐蔭横浜大学）

| | |
|------------------------|---|
| 授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容) | ※前掲「基本資料」表参照 |
| 早期卒業や大学院への飛び入学の状況 | 実績なし |
| FD・SDの実施状況 | https://toin.ac.jp/univ/ud/ |
| 備考： | |

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

| 項目 | URL |
|---|--|
| 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/04/2024_Sports_RishuYoko.pdf (履修要項内) |
| 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること | https://r.ars.toin.ac.jp/ |
| 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること | https://toin.ac.jp/univ/risyu-yoko-sports/ https://unipa.toin.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml |
| 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること | https://toin.ac.jp/facss/ss_top/career-teacher/ |
| 卒業者の教員への就職の状況に関すること | https://toin.ac.jp/facss/ss_top/career-teacher/ |
| 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること | https://toin.ac.jp/univ/education/check/ |
| 備考： | |

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

(内部質保証の方針)

本学の目的・理念を実現し、社会の信頼に応えることができるよう恒常的な改善活動を組織的に実施するため、内部質保証の方針を以下のとおり定めている（基本情報：桐蔭横浜大学 内部質保証の方針）。

1. 基本的な考え方

本学の目的・理念を実現するため、自らの責任で、教育研究等の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善を行うことにより教育の質の保証と向上に努める。この内部質保証の取組を積極的に公表し、社会への説明責任を果たす

2. 責任の主体

大学全体における内部質保証は、執行部会議が責任主体として実施する。執行部会議は、大学全体の教育研究等の諸活動の有効性を点検・評価し、その結果を踏まえた改善を恒常的に実施し、かつ必要に応じて改革を行う。

3. 組織体制

- 1) 学長は、自己点検・評価の実施、改善の指示及び改善結果の確認、取組や情報の公表、組織体制の検証などの取組に係る最高責任者として、内部

質保証に取り組む。

- 2) 執行部会議は、内部質保証を推進する全学的組織として、内部質保証の方針、計画の策定、全学レベルの自己点検・評価の実施、各部局及び各教職員レベルにおける自己点検・評価結果の検証、改善の支援、内部質保証の取組の点検・評価に取り組む。
- 3) 各学部・研究科等は、全学的な内部質保証の方針、計画を踏まえ、それぞれに置く部局等自己点検評価委員会のもと、各組織の運営や学位プログラムの成果について点検・評価に取り組む。
- 4) 各教員は、全学的な内部質保証の方針、計画を踏まえ、自身の教育・研究・大学運営の活動についての自己点検・評価に取り組む。
- 5) 各大学運営組織（全学委員会、事務部局）は、全学的な内部質保証の方針、計画を踏まえ、それぞれに置く部局等自己点検評価委員会のもと、各組織の運営について点検・評価に取り組む。
- 6) 各事務職員は、定期的な人事評定において、全学的な内部質保証の方針、計画を踏まえ、自身の業務について自己点検・評価に取り組む。
- 7) IR推進室は、大学全体の内部質保証及び各レベルの自己点検・評価の取組を支援するため、IRを実施する。
- 8) 外部評価委員会を置き、本学の内部質保証の取組について検証・評価を行い、本学の諸活動の改善に資する助言を行う。

4. 取組の公表

内部質保証の取組、自己点検・評価の結果については、大学評議会や事務部課長会等を通じて学内に広く周知するとともに、大学ホームページ等を通じて学外に公表する。

これは前回受審時に、内部質保証の推進を担う各組織に割り当てられた役割や権限が不明確であると指摘を受けたことも踏まえ、全学的な教学ガバナンス体制の整備に伴い、策定したものである。本学は改革期の真最中であり、学生の学びと成長に本気で取り組む大学としての評価を確立するため、強力に学長のリーダーシップを発揮していかなければならない。そのため、学長、副学長、学部長等が構成員である大学執行部会議に権限を集め、改革を先導することとしている。内部質保証においては、大学全体の方向性を検討する大学執行部会議が自己点検評価の基本方針を示し、その方針を踏まえて各部局の自己点検評価委員会が具体的な計画を作成し、実行する。また、各部局の自己点検評価結果は大学執行部会議に報告され、大学執行部会議が、全体の自己点検評価結果のとりまとめを決定することとなっている。

この新体制に基づき、令和5年度は全学側の学長・副学長と、各学部・研究科の長との間で教育課程における課題の洗い出しと充実に向けた方策、学生の学習成果の向上を図るため、膝を突き合わせた対話を行い、令和6年度に実施する総括的自己点検評価の下準備を行った。3つの方針に基づく教育活動の展開、体系的な教育課程編成、学生の学習成果をなぜ、どのように可視化するのか、そのための各教員の心構えと必要な活動など、質保証に必要な

事項の洗い出しと確認を、時間をかけて実施した。

（外部評価）

令和6年度には、各部局における総括的自己点検評価と、新たに実施する外部評価を行った。外部評価委員会（委員長：横浜美術大学 加藤良治学長）を設置し、そのための報告書を作成し、他大学、高校、企業から委員を招き、本学の教育研究活動に対する意見と提言をいただいた（資料2-1）。

－教育の取組に対して

入学前段階での教育、非認知能力の育成、変化する時代に対応する学び、そして教職員の意識改革といった視点について評価ができます。

－学生の受け入れ状況に対して

大学としての状況は評価できますが、分野別での募集状況に課題が残ります。高大連携の重要性は明らかであり、これに積極的に取り組むことは効果的です。一方で、情報発信については課題であり、SNSの活用や学生の主体的な情報発信に取り組むことを提案します。

－学生の就職等キャリアの状況に対して

インターンシップや学校実習、プレゼン能力の育成など、実社会から求められている実践型のキャリア教育が評価できます。他方、従来型の就職状況から大きく転換した状況を受験生や保護者にどのように伝えていくか、貴学が取り組む教育の成果を企業や受験生にどのように伝えていくのか、改めて検討することを提案します。

－学外との連携・交流に対して

学外との連携・交流については、人気のある韓国への留学や世界的に著名な研究者を有するなど、特筆するものがありますが、それらを前面にアピールしていくことに課題があります。

－社会貢献の状況に対して

高い専門性や地域性を活かした多彩なものとなっており、評価できます。防災をテーマにしたセミナーを取り扱うなど、地域の拠点として重要な位置づけとなります。これら取組を通して学生自身も学びを深め、地域との関係性を作り上げて下さい。

これら助言等に基づき、次期中期目標・計画を具現化する本学の重点施策を早急に取りまとめ、次なる取組に繋げていく。

（学生ヒアリング）

また令和5年度末には、各学部の4年生に、実際に受けてきたカリキュラムに対して評価・助言をしてもらうことで、各学部内でアセスメントを行い、教育改善に役立てることを目的にした「学生ヒアリング（カリキュラムコンサルティング）」の取組を実施した。卒業を間近に控えた学生たちに集まってもらい、学部の教員は入らず職員が主導し、専門科目カリキュラムの良かった点・改善すべき点、一般教育科目カリキュラムの良かった点・改善すべき点、大学全体への評価と助言についてグループワークを行い、その結果を各学部にフィードバックするものである。カリキュラムに関しては実践的な授業や、少人数教育への肯定的な意見が多く挙げられた。一方、一部の授業への否定的な意見がみられるとともに、実習等に関する不満と思われる声が挙げられた。その他、キャリア支援等のサポートに対して良い意見が多くある一方で、大学の施設・設備等に対する改善点が数多く出された。この内容については各学部において自己点検評価を行い、執行部会議に報告することを義務付けた。学生たちによる生の、そして直接的な指摘は何よりも重く、実際の教育課程改善に向けた重要な材料となっている。この学生ヒアリングは令和6年度末にも実施し、これからその結果をとりまとめ、PDCA サイクルに落とし込んでいく（資料 2-1）。

（教職課程に関する点検・評価）

教職課程については、令和5年度にスポーツ科学部に改組転換した際に、国に対して教職課程の再申請を行った。このとき、教職課程における課題の洗い出しと学生の状況を踏まえた改善策について、教職センターのもと、学部の教職課程委員会と学生支援部学務課が協働で協議し、新課程への反映を行ったところである。平時より教職センターの管理のもと、教職課程委員会は月1回の頻度で開催しており、必要な点検と改善を実施している。

以上のことから、内部質保証のための方針、教育の充実と学習成果の向上を図るための内部質保証システムは適切に設定し、機能させていると判断する。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

（教育情報等の公表）

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、学校教育法施行規則第172条に規定される教育研究活動に関する情報、学校教育法第109条に規定される自己点検・評価の結果、教育職員免許法施行規則第22条において公表が求められる情報については本学のホームページにおいて、財務情報については本学園のホームページにおいてそれぞれ公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。また、学生の学

習実態、学生生活の状況、学習上の成果に関わる情報として、毎年度に実施している「学修行動調査」の集計結果及び「卒業時調査」の集計結果をホームページ上で公開している（基本情報：「情報公表」）。他、日常的な教育研究活動等はホームページの新着情報（Topics）や SNS において最新の状況を公開している。

以上のことから、大学の諸活動の状況等の公表と社会に対する説明責任については、適切であると判断する。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

（内部質保証システムの適切性）

内部質保証の方針策定を踏まえ、大学執行部会議規則第4条、大学執行部会議の審議事項として「大学の内部質保証に関すること。」を加えている。学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長が構成員である大学執行部会議は、理事長も陪席する公式の会議は月1回、その他に大学のメンバーで週1回程度集まり、諸々の懸案事項について密にコミュニケーションをとっている。各構成員は、その内容を各部局に持ち帰り、議論し、また大学執行部会議の構成員にそれを共有するサイクルが確立している。学生の学習成果に基づき、本学の教育課程の質的充実を図っていく、内部質保証に係る取組は本学の最重要な取組事項である。そのため、学生の学びと成長をどのように把握し、教育課程をどのように改善していくかについては、この大学執行部会議の場で日々議論している。

この議論を踏まえ策定した内部質保証の方針に基づき、本学においても遅ればせながら外部評価委員会を発足させることができた。この第三者評価のプロセス導入は、全学及び各学部等における自己点検・評価への姿勢を強化することにつながっている。また前述した、学生の声を聴く学生ヒアリングの導入も、各学部等における教育課程の点検への意識向上につながっている。大学の重要事項を審議する大学執行部会議に、内部質保証の責任も一元化したことが、形だけではない、日常的な内部質保証の実質化につながっていると見える。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性の定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取組については、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

急激な改革期にある本学において、学長をはじめとする大学執行部の権限と推進力を強化してきたが、改革の主眼が「学生の学びと成長」であることから、学生の学習成果に基づ

く質保証の文脈とそれが完全に合致し、改革そのものが内部質保証に繋がるシステムとなっている点が、本学の特徴である。そのための方針や規程整備等を実施してきたところである。改革はまだ道半ばであるが、それが一定の帰結点を迎えたとき、それでも内部質保証を自律的に動かしていけるか、教職員の更なる意識改革と、内部質保証に係る業務の定型業務化が今後の課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

内部質保証の方針の策定、及び大学執行部会議規則等の規程改正を行い、「学生の学びと成長」に向けた全学的な大改革を実行することと並行して内部質保証を実質化させてきた。外部評価や学生ヒアリング等、自己満足にならない外的仕掛けも構築することができた。このことにより、改革及び内部質保証の客観性、妥当性の確保につながっている。各種情報公開については、適切に行っている。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第3章 教育研究組織

(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

(教育研究組織の設置状況)

建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成する本学は、その目的を達成するために、以下の教育研究組織を設置している。

- －法学部 法律学科
- －医用工学部 生命医工学科、臨床工学科
- －スポーツ科学部 スポーツ教育学科、スポーツ健康科学科
- －現代教養学環（学部等連係課程実施基本組織）
- －法学研究科
- －工学研究科
- －スポーツ科学研究科
- －教育研究開発機構

(改革以前の経緯)

本学は、1988（昭和63）年に工学部2学科（制御システム工学科、材料工学科）からなる大学としてスタートした。その後、1992（平成4）年に大学院工学研究科修士課程を開設し、1993（平成5）年に法学部法律学科を開設した。1994（平成6）年に大学院工学研究科博士後期課程を開設、1997（平成9）年に大学院法学研究科修士課程を開設、1999（平成11）年に大学院法学研究科博士後期課程を開設、同年、工学部の学科改組（4学科へ）を行った。2003（平成15）年に大学院工学研究科修士課程を改組、2004（平成16）年に大学院法務研究科（法科大学院）を開設、2005（平成17）年に医用工学部（2学科）開設、同年、工学部の学科改組（2学科へ）、同じく同年、大学院工学研究科博士後期課程を改組した。2008（平成20）年にスポーツ健康政策学部（3学科）を開設、2009（平成21）年に医用工学部の学科改組を実施し、工学部の募集を停止した。また2015（平成27）年にはスポーツ科学研究科を開設し、スポーツ健康政策学部での教育研究を大学院で更に発展させる体制を構築した。2018（平成30）年、大学院法務研究科（法科大学院）の募集を停止した。こうして、専

門の学芸を教授研究する体制として、法学部、医用工学部、スポーツ健康政策学部、法学研究科、工学研究科、スポーツ科学研究科の教育研究組織が構成されてきた。

（改革による組織改編）

令和2年度より、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材、すなわち激しく変化する社会環境に対応できる人材を育成するための抜本的な教育改革に取り組んできた。令和2年度には、教学マネジメントの推進や各先進的な教育取組の開発推進を担うべく教育研究開発機構を開設した。その後は教育研究開発機構が学内を牽引し、新たな大学共通科目である MAST プログラムを開設するなど全学を挙げて教育改革に取り組んできた（資料 3-1【ウェブ】）。その経験を礎に、そして専門性の強い学部学科構成の中でも、スポーツ健康政策学部スポーツ健康政策学科が取り組んできた社会学的、経済的、政治的、文化的、歴史的な側面から現代社会を捉えることを志向する教育資源を全学展開することを目指し、全学が連携協力する学部等連携課程、現代教養学環を令和5年度に開設した。同年、スポーツ健康政策学部は、専門と教養の全学的構造を再整理する観点から、スポーツ科学部に改組転換した（資料 3-2【ウェブ】）。これにより、大学の目的に掲げる専門学芸と社会の進展と福祉への貢献を両立できる教育研究環境が整った。

（その他の組織）

その他の組織については、大学図書館のほか、教職センター、先端医用工学センター、IR推進室を設置している。他、学校法人桐蔭学園において一元的に設置し、大学を含む各学校種と緊密に連携する情報センター、トランジションセンター、グローバルセンターがある。各組織の概要は、以下のとおりである。

－大学図書館（学園図書センター）

大学図書館の管理運営を担う。また学校法人桐蔭学園に設置する学園図書センターの一部門でもあり、大学図書館長が学園図書センター長も担っている。

－教職センター

法学部及びスポーツ科学部が有する教職課程の運営と充実を図る組織である。特にスポーツ科学部においては、教員養成を主たる目的とするスポーツ教育学科において小学校教諭一種免許、中・高教諭一種免許（体育）、スポーツ健康科学科において中・高教諭一種免許（体育）を有しており、志望する学生数も多いため、教職課程運営は本学において重要な位置を占める。事務部門の学生支援部学務課と密接に連携し、各学部教職課程委員会を統べる組織となっている。

－先端医用工学センター

医用工学系先端技術の研究開発を目的として、文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業の一環をして設置されたものである。現在は医用工学部及び工学研究科の研究機関として引き続き研究活動を行っている。

－ IR 推進室

学長直下に、教育研究その他の大学の諸活動に関する情報を収集及び分析し、当該分析結果に基づく提案を行うことにより学長の意思決定を支援する組織として設置したもの。主に教学 IR を推進しており、学修行動調査等における学習成果の可視化、前述した退学予備群に早期にアプローチする学生支援システム等において重要な役割を担っている。

－情報センター

学校法人桐蔭学園において一元的に設置している。大学を含む各学校種における情報システム基盤やソフト面での支援を担っている。

－トランジションセンター

学校法人桐蔭学園において一元的に設置しつつ、トランジションセンター大学事務室として、大学とは密接な連携関係にある組織である。学校種を越え、そして学校法人を越えた様々な連携活動を推進する組織であり、地方公共団体との連携、産業界との連携、同窓会との連携などを通じた大学・学園の地域社会貢献を担っている。

－グローバルセンター

学校法人桐蔭学園において一元的に設置しつつ、大学において国際交流委員会と密接に連携している。大学を含む各学校種における国際的な教育活動の企画立案、支援を行っている。

以上のように、本学の理念・目的に照らした学部・研究科等の組織設置状況は、適切であると判断する。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（教育研究組織の適切性）

教育研究組織については、学長のもと、企業等社会の要請や高校生の動向等を踏まえ、その適切性について日常的に点検・評価している。週 1 回程度行っている学長・副学長のミーティング（通称 E3）においては、各教育研究組織の状況をマクロな視点で常に情報共有を

行い、執行部会議においても各学部長・研究科長から各組織の状況を具に報告されている。こうした密な情報共有と点検・評価から、令和7年度に向けて次のような措置を行った。

（点検・評価による入学定員変更措置）

これまで、大学全体として入学定員を充足してきたものの、近年の志願者動向及び入学者数、また私立大学全体の入試動向や本学に社会が期待することなどを踏まえ、各学科における学生と教育の質と量を適正化する必要性を議論してきた。具体的には、収容定員充足率が1.0を下回る法学部、医用工学部における入学者の学力面における質の問題、分野の人気のみならず、例えば自治体と連携した中学校部活動の外部指導員養成プログラムなどに代表される本学スポーツ科学部に対する社会の大きな期待を踏まえた学生と教育の量の問題を適正に解決しなければならない。そのため、「選択と集中」による本学としての機能をさらに高め、地域社会により貢献していくことを志向し、学部等関係課程である現代教養学環の収容定員は変更しないが、これまでスポーツ科学部スポーツ教育学科、同スポーツ健康科学科より割り当てていた収容定員を、法学部法律学科、医用工学部生命医工学科、同臨床工学科より割り当てよう改めた。その際、スポーツ科学部スポーツ教育学科の受入れ学生数が増加しないよう、収容定員を減少させた。つまり、各学科の実募集人数は、法学部法律学科が130名、医用工学部生命医工学科が30名、同臨床工学科が30名、スポーツ科学部スポーツ教育学科が80名、同スポーツ健康科学科が150名、現代教養学環が70名となった。これに伴い、大学全体の収容定員を2,140名から1,980名に減少させたところである。これらは教育研究組織の設置状況を変更するものではないが、社会情勢等を具に察知し、点検評価を実施し、それに基づく改善を行った最新の実績である（資料3-2【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けた取組について、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の理念・目的に照らせば、やや専門教育に特化してきた教育研究組織について、令和2年度以降の抜本的な改革を通じて、今求められる人材育成に向けた改編を行ってきた。その教育研究組織を支える複数の組織も、小規模な大学ながら必要十分に設置できている。変化が激しい時代において、より最適解について検討を更に進めていく必要性は認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

理念・目的に照らし、本学として、本学園として取り組む人材育成に向けて、必要十分な組織を適切に配置している。とりわけ令和5年度開設の現代教養学環は、専門分野を超えた教養分野の学士課程として、全国に先駆けて開設した学部等関係課程であり、本学の特徴となっている。今後も組織の配置状況について、より最適解を出すべく点検・評価を継続的に

行っていくものである。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第4章 教育・学習

（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

| 学部・研究科等名称 | URL |
|-----------|---|
| 法学部 | https://toin.ac.jp/faclaw/policies |
| 医用工学部 | https://toin.ac.jp/facbme/fbe_top/ |
| スポーツ科学部 | https://toin.ac.jp/facss/ss_top/ |
| 現代教養学環 | https://toin.ac.jp/facas/as_top/ |
| 法学研究科 | https://toin.ac.jp/fac-gra-law/ |
| 工学研究科 | https://toin.ac.jp/univ/education/appeal_graeng/ |
| スポーツ科学研究科 | https://toin.ac.jp/univ/education/appeal_graspo2/ |
| 備考： | |

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

| 学期制区分 | 各学期の授業週数 | 1コマあたりの授業時間 | URL・印刷物の名称 |
|----------|----------|-------------|--|
| 前後期・3学期制 | 13週 | 105分 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/04/2024_Sports_RishuYoko.pdf (履修要項内) |

備考：学則上の学期区分は前期・後期、学生履修区分上は、1～2月に集中講義学期（インテンシブ・アクティブラーニング・ターム、IALターム）を設定し、これを第3学期としている。

単位設定

| 授業形態 | 1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間) | 規程(条項) | URL・印刷物の名称 |
|-------------|---------------------------|-----------|-------------|
| 講義及び演習 | 45時間(15時間) | 学則第39条 | 桐蔭横浜大学学則 |
| 実験、実習及び実技 | 45時間(30時間) | 学則第39条 | 桐蔭横浜大学学則 |
| 講義(大学院) | 45時間(15時間) | 大学院学則第34条 | 桐蔭横浜大学大学院学則 |
| 演習(大学院) | 45時間(30時間) | 大学院学則第34条 | 桐蔭横浜大学大学院学則 |
| 実験及び実習(大学院) | 45時間(45時間) | 大学院学則第34条 | 桐蔭横浜大学大学院学則 |

備考：

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

2024 年度点検・評価報告書（桐蔭横浜大学）

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

| 学部・学科名、 学年等 | 履修登録単 位の上限値 | 期間 | 成績優 秀者へ の窓口 | 成績優秀者の基準 | 除外 科目の 有無 |
|--|----------------|------|-------------------|---------------------------------|-----------------|
| 法学部 | 56 単位 | 1 年間 | — | | ○ |
| 医用工学部 | 56 単位 | 1 年間 | ○ | 前学期の修得単位数 20 単位以上かつ、GPA3.5 以上の者 | ○ |
| スポーツ科学部 | 56 単位 | 1 年間 | ○ | 累積 GPA が 3.0 以上の者 | ○ |
| スポーツ健康政策学部 | 48 単位 | 1 年間 | — | | ○ |
| 現代教養学環 | 56 単位 | 1 年間 | — | | ○ |
| 備考：各学部、前期・後期（第 2 学期）は 24 単位が上限、第 3 学期（IAL ターム）は別途 8 単位を上限としている。 備考：卒業要件に含まれない資格向け科目や、諸事情により実施中止の恐れがある科目等について、除外科目としている。 | | | | | |

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

卒業・修了要件の設定及び明示

| 学部・研究科等名称（研究科は学位課程別） | 卒業・修了要 件単位数 | 既修得等の認 定上限単位数 | URL・印刷物の名称 |
|--|----------------|------------------|------------|
| 法学部 | 124 単位 | 60 単位 | 履修要項、学則 |
| 医用工学部 | 126 単位 | 60 単位 | 履修要項、学則 |
| スポーツ科学部 | 126 単位 | 60 単位 | 履修要項、学則 |
| スポーツ健康政策学部 | 124 単位 | 60 単位 | 履修要項、学則 |
| 現代教養学環 | 124 単位 | 60 単位 | 履修要項、学則 |
| 法学研究科修士課程 | 30 単位 | 10 単位 | 履修要項、学則 |
| 法学研究科博士後期課程 | 20 単位 | 10 単位 | 履修要項、学則 |
| 工学研究科修士課程 | 30 単位 | 10 単位 | 履修要項、学則 |
| 工学研究科博士後期課程 | — | 10 単位 | 履修要項、学則 |
| スポーツ科学研究科修士課程 | 30 単位 | 10 単位 | 履修要項、学則 |
| 備考：工学研究科博士後期課程においては、指導教授（主）が所属する研究分野で開設する特別演習及び特別研究を選択必修としている。 | | | |

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
大学院設置基準第 16 条及び第 17 条

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

| 研究科等名称 （学位課程別） | 研究指導計画※の明示 | URL・印刷物の名称 |
|---|------------|------------|
| | | |
| 備考：法学研究科、スポーツ科学研究科においては改善提言を受けていないため、及び工学研究科においては改善されたと評価されたため、すべて省略。 | | |

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

| 研究科等名称（学位課程別） | 学位論文審査基準規程・URL | 特定課題研究審査基準規程・URL |
|--|--------------------------|---------------------------------------|
| 法学研究科修士課程 | 法学研究科修士論文及び博士論文審査等における内規 | 法学研究科「特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験」に関する内規 |
| スポーツ科学研究科修士課程 | スポーツ科学研究科修士論文作成の手引 | 学位論文により審査しており、該当しない。 |
| 備考：法学研究科博士後期課程、及び工学研究科においては改善提言を受けていないため、省略。 | | |

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

| 学部・研究科等名称 | 学習成果の測定方法 | 根拠資料 |
|------------|--|--|
| 法学部 | 毎年度に実施する「学修行動調査」において学習成果を把握している。また、より深く学習成果を把握するため、メタ・ルーブリックの策定に着手している。 | 学修行動調査 2024 年、アセスメントプラン |
| 医用工学部 | 毎年度に実施する「学修行動調査」において学習成果を把握している。また、より深く学習成果を把握するため、メタ・ルーブリックの策定に着手している。加えて、臨床検査技師及び臨床工学技士の国家試験合格率も重要な指標となっている。 | 学修行動調査 2024 年、アセスメントプラン、 https://toin.ac.jp/facbme/medical_technology/ 、 https://toin.ac.jp/facbme/clinical_engineering/ |
| スポーツ科学部 | 毎年度に実施する「学修行動調査」において学習成果を把握している。また、より深く学習成果を把握するため、メタ・ルーブリックの策定に着手している。加えてスポーツ教育学科においては、教員採用試験合格率も重要な指標となっている。 | 学修行動調査 2024 年、アセスメントプラン、 https://toin.ac.jp/faccsp/fcsp_top/career-teacher/ |
| スポーツ健康政策学部 | 毎年度に実施する「学修行動調査」において学習成果を把握している。また、より深く学習成果を把握するため、メタ・ルーブリックの策定に着手している。加えてスポーツ教育学科においては、教員採用試験合格率も重要な指標となっている。 | 学修行動調査 2024 年、アセスメントプラン、 https://toin.ac.jp/faccsp/fcsp_top/career-teacher/ |
| 現代教養学環 | 毎年度に実施する「学修行動調査」において学習成果を把握している。また、より深く学習成果を把握するため、メタ・ルーブリックの策定に着手している。 | 学修行動調査 2024 年、アセスメントプラン |
| 法学研究科 | 学位授与の方針と対応した論文審査基準等に基づき、学習成果を把握している。 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度_大学院法学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf |
| 工学研究科 | 学位授与の方針と対応した論文審査基準等に基づき、学習成果を把握している。 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度_大学院工学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf |
| スポーツ科学研究科 | 学位授与の方針と対応した論文審査基準等に基づき、学習成果を把握している。 | https://toin.ac.jp/univ/wp-content/uploads/sites/10/2024/07/2024年度_大学院スポーツ科学部研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf |
| 備考： | | |

2024 年度点検・評価報告書（桐蔭横浜大学）

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

| 学部・研究科等名称 | 実施年度・実施体制 | 点検・評価報告書等 |
|------------|--|-------------------|
| 法学部 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度外部評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| 医用工学部 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度外部評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| スポーツ科学部 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度外部評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| スポーツ健康政策学部 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度外部評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| 現代教養学環 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度外部評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| 法学研究科 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| 工学研究科 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| スポーツ科学研究科 | 2022 年度大学自己点検評価委員会、2024 年度大学自己点検評価委員会 | 2024 年度外部評価委員会報告書 |
| 備考： | | |

(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(ユニバーシティ・ポリシー)

この変化が激しく予測困難な社会でエージェンシーを発揮し、活躍できる人材を育成する本学の現代的使命のため、学生に、どの専門教育課程においても到達してほしい桐蔭横浜大学共通の教育・学習目標をユニバーシティ・ポリシーとして策定している（資料4-1【ウェブ】）。全学の「ディプロマ・ポリシー」ではなく「ユニバーシティ・ポリシー」としたのは、正課の教育課程のみならず、大学におけるあらゆる学習経験（準正課、正課外）を含めた学習成果目標として学生に示し、キャンパスライフすべてを通じて学びと成長に向かってほしいためである。

【桐蔭横浜大学ユニバーシティ・ポリシー】

桐蔭横浜大学は、すべての学位プログラムにおいて、深い教養と倫理観を礎とした専門的知識・技能を有し、主体的に社会と関わり、その中で「人生と学びの基盤となる力」を発揮することで、社会の持続可能な発展に貢献し新たな価値を生み出すことができる人材を育成する。

「人生と学びの基盤となる力」

・考動力

物事を批判的に捉えて問題を発見するとともに、その問題解決のために行動する力

・複眼的思考力

多角的な視点と柔軟な心をもって、物事をとらえる力

・共感力

他者の意見や考えに耳を傾けるとともに、自らの意見や考えを表現し、伝える力

・リーダーシップ

集団の目標達成のために、自らの果たすべき責任を自覚するとともに、他者と良好な関係を築き、協働する力

・探究力

積極的に新しいことに挑戦するとともに、粘り強く学び続ける力

・自律的キャリア

長期的な展望をもって将来の人生を思い描き、その実現のために必要とされる物事を理解し、それに向けて計画し、実行する力

このように、ユニバーシティ・ポリシーには、学生が修得すべき学習成果を6つの力（TOIN6）として明示している。

（各学部等のディプロマ・ポリシー）

ユニバーシティ・ポリシーは、すべての学位プログラムにおける教育・学習目標であり、各学部等のディプロマ・ポリシーは、ここに掲げる6つの力（TOIN6）に加え、それぞれ専門知識等の学習成果を掲げている（資料4-2【ウェブ】）。

【法学部】

法学部では、「人生と学びの基盤となる力」を発揮し、社会の様々な分野で活躍できる「法的リテラシー」を有する良き市民を育成することを目標として、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた者に「学士（法学）」の学位を授与する。

I. 専門的知識・技能

- 法的知識を習得し、自ら必要な条文や判例を探し・読み・理解することができ、また法的問題について、多角的観点から分析し、問題の本質を把握したうえで、妥当な解決策を説得的に示することができる。
- 学際的な観点から、社会や時代の変化に応じた法の役割とその限界を理解し、それを克服するための方策を探究することができる。

II. 「人生と学びの基盤となる力」

（略）

【医用工学部】

医用工学部は、医用工学的知識、並びに人として持つべき教養と倫理観を有し、その上で現代社会が抱える課題に対応できる人材を輩出することを目標として、卒業時に以下のような能力を身につけた者に「学士（工学）」の学位を授与する。

I. 専門的知識・技能

- 医学と理工学とを基軸に医用工学に関する専門知識と技能を体系的に身につけている。
- 医用工学の専門知識とその隣接する分野の基本的な知識を、現代医療・現代社会の諸課題と関連づけて理解している。

II. 「人生と学びの基盤となる力」

（略）

【スポーツ科学部】

スポーツ科学部は、深い教養とスポーツ科学についての専門的知識を身につけ、その上で現代社会が抱える課題に対応できる人材を輩出することを目標として、卒業時に以下のような能力を身につけた者に学士の学位を授与する。

I. 専門的知識・技能

- スポーツ科学に関する専門知識と技能を体系的に身に付けている。
- スポーツや健康に関する専門知識を、現代社会の諸問題と関連づけて理解している。

II. 「人生と学びの基盤となる力」

(略)

【現代教養学環】

現代教養学環は、統合された知をもって、現代社会の諸課題の解決に貢献する人材を輩出することを目標として、卒業時に以下のような能力を身につけた者に学士の学位を授与する。

I. 現代的教養

- 人文・社会科学、自然科学について幅広く理解するとともに、自分の専攻する分野に関する専門知識を身につけている。

II. 専門知識と分野横断

- 自分の専攻分野に関する専門知識を中心に、隣接する分野に横断する幅広い知識を現代的課題と関連づけて理解している。

III. 「人生と学びの基盤となる力」

(略)

（各研究科のディプロマ・ポリシー）

大学院においては、各研究科の人材養成に関する目的や教育研究上の目的との整合性を図りながら、それぞれの専門性に応じ、学生に求める学習成果を明示している（資料 4-2【ウェブ】）。

【法学研究科】

〈修士課程〉

法学研究科修士課程では、深い法学的専門知識を身に付け、専門性を生かした社会貢献を行うことのできる人材の育成を目指す。具体的には、所定の単位を取得した上で学位論文を作成し、以下の知識・能力等を身につけた学生に「修士（法学）」の学位を授与する。

1. 知識・技能

- 法学を中心とする社会科学に関する文献・史資料の意義を理解し、国内外の先人の業績の意義を理解している。
- 法や政治について、幅広い知見、問題意識を備えている。

2. 思考力・判断力・表現力等の能力

- 他者に対する傾聴能力を有し、自身の考えを論理的に表現することができる。
- 体系的かつ説得的な学位論文の叙述ができる。

3. 学びに向かう力・人間性等

- 修士課程での学びを背景として、自己と社会との能動的関わりを意識している。

【法学研究科】

〈博士後期課程〉

法学研究科博士後期課程では、深い法学的専門知識を身に付け、専門性を生かした社会貢献を行うことのできる人材の育成を目指す。具体的には、所定の単位を取得した上で学位論文を作成し、以下の知識・能力等を身につけた学生に「博士（法学）」の学位を授与する。

1. 知識・技能

- 法学を中心とする社会科学に関する文献・史資料の意義を理解し、国内外の先人の業績の意義を理解している。
- 法や政治について、幅広い知見、問題意識を備えている。

2. 思考力・判断力・表現力等の能力

- 他者に対する傾聴能力を有し、自身の考えを論理的に表現することができる。
- 体系的かつ説得的な学位論文の叙述ができる。

3. 学びに向かう力・人間性等

- 博士後期課程での学びを背景として、自己と社会との能動的関わりを意識している。

【工学研究科】

〈修士課程〉

工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる研究者・技術者を養成し、学位を授与する。

1. 知識・技能

- 研究及び技術開発の基盤となる知識と経験に基づく実務力を身につけていること。

2. 思考力・判断力・表現力等の能力

- 自己の見解を他者に論理的に表現でき、他者に理解させることができるとともに、他者の立場と意見を尊重でき、英語によって自己の研究課題と研究結果を正しく論理的に表現することのできる語学力を身につけていること。

3. 学びに向かう力・人間性等

- 自然と人間についての深い教養と健全な倫理観に基づいて、他者と協調しつつ、社会に関わる自己の形成ができ、課題とその背景を多角的視点から俯瞰的に把握でき、高度の専門性を発揮して課題を解決する能力を身につけていること。

【工学研究科】

〈博士後期課程〉

工学研究科博士後期課程は、工学の専門領域の研究ならびに実験に精通しながら独自の理論と技術を構築し、関連の分野に高度な知識を有し、国際的、学際的な研究活動を推進する力を持つ研究者・技術者を養成し、学位を授与する。

1. 知識・技能

- 研究及び技術開発をリードし、知識を体系化して可能性を具現化する実務力を身につけること。

2. 思考力・判断力・表現力等の能力

- 自己の見解を社会に対して論理的に説明でき、指導者の役割を担う力、かつ英語によって自己の研究課題と研究結果を論理的に表現でき、他者の見解を理解、受容できるとともに、他者を指導できる力を身につけること。

3. 学びに向かう力・人間性等

- 自然と人間についての深い教養と健全な倫理観に基づいて、他者と協調しつつ、課題を多角的な視点から把握し、解決するとともに、未知の領域に挑戦し、新たな課題を開拓できる能力を身につけること。

【スポーツ科学研究科】

- 専門的な知識と技能を有し、研究・教育活動を通じて積極的に社会貢献ができること。
- 研究及び教育に携わる者として必要な正義感・倫理観を有し、豊かな教養と人格を身につけていること。
- 2つの領域から選択した修士課程教育における確かな専門知識を備え、高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有すること。

これらディプロマ・ポリシー（学位授与方針）はホームページ上で公表しており、特にユニバーシティ・ポリシーについては、学生便覧に掲載し、周知徹底を図っている。

（各学部等のカリキュラム・ポリシー）

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）についても、ユニバーシティ・ポリシーの策定と各学位プログラムにおける3ポリシー改訂、MASTプログラム導入などを受け全学的に見直し、カリキュラムのどの部分を通じて何を身につけるのかを明示している。学部段階においては、定型的なフォーマットにより、わかりやすく記述している（資料4-2【ウェブ】）。

【法学部】

法学部では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、大学共通のMASTプログラム、法的知識と法的思考力を育成する専門科目を体系的・構造的に配置するとともに、1年次から少人数でのゼミナール科目を配置している。また学生の達成状況を常に評価しながら、何を学んだか、ではなく何を身につけたかを重視したカリキュラム編成を行っている。

- 「人生と学びの基盤となる力」（考動力、複眼的思考力、共感力、リーダーシップ、探究力、自律的キャリア）をMASTプログラム中心に修得する。
- 法律専門職や地方公務員、警察官、あるいは一般企業への就職などの多様な進路に対応したコースを設置し、幅広い業界・業種で生きる法的リテラシーと実践力を養う。
- 各授業科目では、知識の定着を総括的に評価するとともに、資質・能力の獲得を形成的に評価する。教育課程を通じては、各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する。

【医用工学部】

医用工学部では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、大学共通の MAST プログラム、専門科目と実験・演習を体系的・構造的に配置している。入学時に基礎学力確認試験を行い、学生一人ひとりの基礎学力達成度に応じた能力別の基礎教育を行う。3 年次後期終了後には、本学部の教育課程の達成度が評価され、卒業研究および臨地実習・臨床実習の実施に関する可否が審査される。また学生の達成状況を常に評価しながら、何を学んだか、ではなく何を身につけたかを重視したカリキュラム編成を行っている。

- 「人生と学びの基盤となる力」（考動力、複眼的思考力、共感力、リーダーシップ、探究力、自律的キャリア）を MAST プログラム中心に修得し、現代的教養を身につける。
- 臨床検査技師・臨床工学技士および研究者・技術者としての専門知識・技能、並びに科学的思考力、プレゼンテーション力、情報収集力を専門科目および実験・実習をとおして身につける。
- 各授業科目では、知識の定着を総括的に評価するとともに、資質・能力の獲得を形成的に評価する。教育課程を通じては、各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する。

【スポーツ科学部】

スポーツ科学部では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、大学共通の MAST プログラム、スポーツや健康、身体に関する専門的な知識・技能のみならず、社会人として各界で活躍する際に必要な幅広い知識や教養を身につけるという基本方針に基づき、教育課程を編成し、系統的・構造的に配置する。また学生の達成状況を常に評価しながら、何を学んだか、ではなく、何を身に付けたかを重視したカリキュラム編成を行う。

- 「人生と学びの基盤となる力」（考動力、複眼的思考力、共感力、リーダーシップ、探究力、自律的キャリア）を MAST プログラム中心に修得する。
- 「スポーツや身体文化の担い手」として将来活躍するために、スポーツ基礎実技をはじめスポーツや健康或いは、身体文化に関する専門知識を身につけ、さらに専門演習や卒業研究を通してそれらを実践する能力を養う。
- 各授業科目では、知識の定着を総括的に評価するとともに、資質・能力の獲得を形成的に評価する。教育課程を通じては、各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する。

【現代教養学環】

現代教養学環では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、大学共通の MAST プログラム、専門的知識を深める 5 つのコースとゼミナール科目を体系的・構造的に配置するとともに、学生の達成状況を常に評価しながら、何を学んだか、ではなく何を身につけたかを重視したカリキュラム編成を行う。

- 「人生と学びの基盤となる力」（考動力、複眼的思考力、共感力、リーダーシップ、探究力、自律的キャリア）を MAST プログラム中心に修得し、現代的教養を身につける。
- MAST プログラムで視野を広げた後、専攻分野を選択し、専門研究において専門知識を深め、他者と協働する知識集約型研究プロジェクトにより分野を横断した知識を身につける。
- 各授業科目では、知識の定着を総括的に評価するとともに、資質・能力の獲得を形成的に評価する。教育課程を通じては、各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する。

（各研究科のカリキュラム・ポリシー）

大学院においては、各研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、教育課程がどのような考えで編成され、学生がどのように学んでいくのかについて明示している（資料 4-2【ウェブ】）。

【法学研究科】

次のいずれかのコース目標に即した深い知見と新しい視点を獲得したうえで、学位論文として体系的かつ説得的に検討し叙述することができるためのカリキュラムを設定し、その研究を指導する。

<修士課程>

修士課程では、新しい時代に対応するための大学院の意義を踏まえ、①法律専門職領域、②税務職コース、③政治行政領域の 3 つの領域/コースを設置する。

これらの領域/コースでは、それぞれの領域の研究を進める上で基礎となる科目（基幹科目）を設定し、これを土台に、それぞれの研究テーマに係わる領域/選択科目を学んでもらう。指導教員による研究指導は、修士 2 年間を通じて必修科目とし、修士論文完成に至る研究の展開に応じた指導を行う。

1. 法律専門職領域

法律実務家・研究者・パラリーガルを目指す法学部卒業生と日本法を学ぶ留学生を念頭に、民法、外国法を基幹科目として、民事法学、刑事法学、公法学、裁判法などの領域科目を設置/設定し、法と社会との関わり方を意識しつつ、各種法制度および具体的な法解釈などを広く・深く学ぶ。

2. 税務職コース

税理士、国税専門官などの育成を目的とするコースであり、租税法、財務会計論を基幹科目とし、実務的知見をもふまえたうえで、各種税法の原則と解釈原理を学ぶ。また民事法

学、公法学系の領域科目を設置し、法的観点、経済的観点から、税法の意義を深く理解する。

3. 政治行政領域

公務員や大学院で学ぶ専門的知見を生かした民間企業への就職を考えている学部卒業生・留学生を念頭に、現代政治行政論、現代経済事情を基幹科目とし、政治学、経済学に係わる領域科目を設定し、グローバルとローカルの関連対称性を軸に、政治、行政、市民社会等について学ぶ。

<博士課程>

高度な職業的専門知識について掘り下げ探究すること、国際的な相互理解と国際交流を推進するための知見を深めることなどを目的として、法学、政治学分野で、研究者として要求される学術研究能力を磨くためのカリキュラムを設定する。そして、その能力に基づいて新たな研究課題に取り組み、その成果を学位論文として体系的かつ論理的に示し、公表するよう指導する。

【工学研究科】

修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる力を修得した人材を涵養するため、工学研究科では以下の方針及び考え方にに基づき、教育課程を編成し、実践する。

<教育の実施方針>

実験・実習を重視して専門知識を学ばせ、研究・開発の現場に学生を招き入れ、コミュニケーション能力、協調性・社会性を涵養しつつ、問題を解決する能力を開発する。

<教育内容の基本方針>

豊かな「個性化力」、確かな「実務力」、柔軟な「受容・発信・協調力」と「国際的なコミュニケーション力」を身につけ、専門的な「展開力」を涵養するため、以下のような教育内容を提供する。

－専門教育

修士課程：工学全般の基礎となる数理的基礎科目の知識を、実習・演習を通じて確かなものとし、専門分野や周辺分野の基礎知識と技能を学び、新しい課題に活用できる能力を身につけるカリキュラムを提供する。

博士後期課程：高度に専門的な課題達成に必用となる最先端の知識と技能を活用できる力を身につけるカリキュラムを提供する。

－研究教育

修士課程：最先端の研究開発を遂行するプロセスを経験させ、これを国際的に発信する能力を涵養するカリキュラムを提供する。

博士後期課程：最先端の研究開発を自らが主導して遂行するプロセスを経験し、その成果を国際的に発信し、さらに新たな課題の開拓に繋げるプロセスを経験できるカリキュラムを提供する。

－教養及びキャリア教育

修士課程：科学技術の基礎についての後半で豊かな教養に基づいて、与えられた課題と

自身のキャリアを社会において俯瞰的に捉えることができ、自身の進路を発展的に開拓できるカリキュラムを提供する。

博士後期課程：現在の社会と科学技術の広がりと俯瞰的に捉えることができ、自身の専門性、キャリアを位置づけ、異分野との関わりにおいて自身の領域を拡大できる能力を涵養するカリキュラムを提供する。

【スポーツ科学研究科】

「共通科目」「展開科目」「演習科目」に区分された複数の科目を通じて体系的に履修する。さらに、指導教員のもと、演習や修士論文の作成指導などを有機的に連携させつつ研究をすすめ、修士論文を執筆する。

（単位制と学年暦の変更）

上述のユニバーシティ・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーにある TOIN6 を達成するためには、教育方法として、実際のフィールドに出かけ、現場にあるリアルな課題を理解し、それについて他の学生や地域関係者と熟議を行うアクティブラーニングに十分に時間をかけ、さらには自分なりの解答をアウトプットすることが必要になる。それには従来のキャンパスで開講する通常 90 分授業では十分な効果が得られないとし、すべての学位課程プログラムが横断的に、かつ集中的に MAST プログラムに関わるように、令和 4 年度から学年暦を 3 学期制とした。3 学期目にはよりフィールド集中科目を配置できる学年暦に改定をした。また通常授業も、よりアクティブラーニングを活性化することし、さらにアクティブラーニングの効果を高めるやりっぱなしにならないようにその学びの振り返りを授業の中で確実にを行うことを目的に、90 分から 105 分に変更した。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示すことについて、適切であると判断する。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

（学部段階における教育課程編成）

教育課程の編成については、各学部、共通教育センター等から選出される全学学務委員会

において審議し、大学執行部会議及び大学評議会でそれを承認することとしている。各学部、共通教育センターにおいては、学務委員が主となり調整を行い、各教授会等において審議を行っている。このような体制のもと、各学部におけるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、初年次教育から教養段階、専門教育課程を体系的に編成している。

（大学共通 MAST プログラム）

教養段階である MAST プログラムは、現代的諸課題を、地域、ビジネス、異文化、心理、環境の5つの視点から捉える構成としている。また全学必修科目としてキャリア、スキル、データサイエンスの入門、英語の科目を配置し、本学の学生の学びの基盤となるよう設計している。学びの基盤となる3つの全学必修科目は、4年間の大学生活の礎を築く「桐蔭キャリアゲート」、アカデミックスキルを磨く「桐蔭スキルゲート」、AI やデータサイエンスの基礎知識やデータの収集・分析の技術を学び、コミュニケーション力を身につける「データコミュニケーション入門」である。「データコミュニケーション入門」は、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に則り構築され、同省から認定されている。

その上に、現代社会を読み解くための視点を養うことを目的とした科目群「コンポ」を開設している。従来の一般教育・教養教育と異なり、コンポごとに体系立ったカリキュラムと教育目標を設定している。

| コンポ名 | 概要 |
|----------------|---|
| 地域創成 | 人々が生活する地域社会が抱える課題を理解し、解決に導くための知識を、理論と実践を往還する活動を通して獲得する科目群 |
| ビジネス・インテンシブ | 予測が難しい現代社会のなかで、新たな価値を創出する企業人・起業人としての知識やスキルを獲得する科目群 |
| 異文化スタディ | グローバル化が進む現代社会で自己や自国の文化と相対化して考察する視点を獲得する科目群 |
| 現代心理 | 心のありようやメカニズムについて、様々なアプローチを通し理論を獲得する科目群 |
| 地球環境 | 温暖化など環境問題を科学的に考察し、豊かで持続可能な未来のための知見を獲得する科目群 |
| アスリート・イン・ソサエティ | アスリート（選手）としてだけでなく、生涯に渡ってスポーツと関わり、スポーツと社会の関係を考える科目群 |

学生は、このコンポのすべてを修得した場合に「学修証明」（学校教育法施行規則第 163 条の2）を受け取ることが可能としている。これまでの一般教育等においては、学生は、どうしてもアラカルトな履修に向かいがちであり、専門教育の文脈を外れては、どうしても知

識を体系的に獲得する動機付けが薄かった。本 MAST プログラムにおける各コンポの学修証明制度は、学生に、一般教育段階において一定の知識理解を深めさせる仕掛けとして期待している。学生は、MAST プログラムで興味関心があるコンポで学びを深めた上で、各専門教育に臨む。学生の専攻分野と MAST で深めたコンポの知識を掛け合わせることで、キャリアの可能性がより拡大できるようなデザインとなっている。

また、一人ひとりが将来の進路・キャリアを切り拓くために必要となる知識や資質・能力を身につけることを目標とする科目群であるウェルビーイングプログラムを配置している。（資料 4-3【ウェブ】）

| 系統 | 概要 |
|-----------|--|
| ライフデザイン系 | 社会のなかで自己実現を目指すだけでなく、他者と良好な関係を築き、社会に貢献するために必要となる知識や資質・能力を身につけることを目標とする科目群 |
| キャリアデザイン系 | 社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための知識や技能を獲得する科目群 |

（法学部の教育課程）

法学部では、社会の様々な分野で活躍できる「法的リテラシー」を有する良き市民を育成している。学生自身が将来の進路に応じて科目を選択し、各自の関心ある法分野を探究できるように、①法律専門職、②地方公務員、③警察官・消防官、④ビジネスキャリア、⑤スポーツ法学、という5つのコースを設置し、学生は、1年次からいずれかのコースに所属する。また、この5コースを前提としつつも、社会や時代の変化に応じた問題を見つけ出し、解決する能力・資質が求められていることを踏まえ、複数のコースにまたがり横断的に学修できるよう工夫をしている。法律学の基本、法的考え方を、少人数制のゼミで確実に修得できるよう、「法学入門ゼミ」を1年次配当の必修科目としている。また、社会や時代の変化に応じた問題点を探し出し、克服するための方策を探究するための法的素養（論理的思考力、判断力及び表現力）を修得するために、「専門基礎演習」「専門演習」を2、3、4年次配当の必修科目としている。

（医用工学部の教育課程）

医用工学部では、医学と理工学の知識を兼ね備え、患者の生命を守るための医療技術や医療機器を的確に運用できる医療従事者の養成を目的とした教育プログラムをそれぞれの学科で展開している（生命医工学科：臨床検査技師、臨床工学科：臨床工学技士）。2024年度からは、新たな教育プログラムとして、生命医工学科ではライフサイエンスプログラムを、また臨床工学科ではブリッジプログラムを開設した。ライフサイエンスプログラムでは、現代医療や社会のニーズに応え、人々の健康や生活の質を高めるための知識・技能を学ぶ4つのコースを設置し、医療機器、医用材料、医療情報、医薬品、化粧品、食品分野などにおいて研究・開発に従事できる人材を育成する。ブリッジプログラムでは、MAST プログラムを

履修することで、将来、医療現場だけでなく、現代社会での活躍の場を広げ、最先端の次世代太陽電池の専門知識と技能とを学ぶことで、持続可能な社会づくり・医療提供体制づくりにも貢献することができる人材を育成する。入学者が多様化する中、高校までの学習内容および理解度の格差が大きくなることを考慮し、入学時におこなう基礎学力試験をもとに、専門基礎科目である数学、物理学および英語においては習熟度別の授業を展開している。学生は3年次より、各研究室に配属され卒業研究に取り組む。その間、卒業研究構想発表会および卒業研究発表会で一人ひとり自分の研究内容を発表する。これら一連の活動を通じて、研究者・技術者あるいは医療従事者として、問題解決のために情報を収集し把握するための能力、問題解決のための方策を提案・遂行する能力、科学的根拠に基づいてデータや結果を分析・考察する能力、得られた成果や知識・知見を的確に伝える能力を養う。

（スポーツ科学部の教育課程）

スポーツ科学部では、正確で柔軟な指導法を身につけた教育職員や、生涯学習時代におけるスポーツの指導者等の人材を養成する「スポーツ教育学科」と、スポーツ科学や工学、関連する領域の専門的な知識とともに、科学的・総合的な見識と技能等を持つスポーツ指導者やスポーツトレーナーを養成する「スポーツ健康科学科」の2学科体制で、スポーツを「ささえる」人材を育成している。スポーツ教育学科では、小学校教諭一種免許、及び中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）が取得できる。このように、小学校と中・高校の免許が同時に取得できる学科は全国でも多くなく、本学の特色となっている。カリキュラムには、特に、地域クラブ活動の指導を含む「運動部活動論」や近隣の小学校・中学校・高等学校に連携し、大学外での実習科目「学校体験実習」や「学校インターンシップ実習」などを配置し、昨今の学校実情に応じた科目構成となっている。スポーツ健康科学科は、アスレティックトレーナーやパーソナルトレーナーの資格取得を目指す「スポーツトレーナーコース」、日本スポーツ協会公認指導者やスポーツ情報アナリスト、中学校・高等学校の保健体育教諭を目指す「スポーツコーチングコース」、スポーツイベントの運営管理、企業・官公庁などで健康推進事業に携わる際に有用な資格である、健康運動実践指導者等を目指す「スポーツライフコース」の3コースで構成している。

（現代教養学環の教育課程）

現代教養学環では、5つの領域（地域社会学、マーケティング学、国際コミュニケーション学、心理学、サステナブル工学）から現代的諸課題に対峙し、自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していくことができる人材、確かな専門知識・技術により持続可能な社会づくりに貢献できる人材を養成する。全学部が連携して実施するMASTプログラムを基礎教育とし、他学部より広く、より深く学修するとともに、法学部、医用工学部、スポーツ科学部の開講科目を融合的に配置している。レイトスペシャライゼーション型の教育課程として、1～2年生前期は広く5つのコースの入門・基礎科目を学び、2年生後期～3年生で各コースの専門的な科目を履修する。4年生で卒業研究に取り組む一般的な教育課程とは異なり、現代教養学環では3年生で個人研究に取り組み、そこで培った専門性を活かして4年生ではチームで課題解決型のチームプロジェクトに挑む。「桐蔭キャラバン」と総称する「フィールドスタディ I～IV」という科目を配置し、大都市、地方都市に共通す

る課題・それぞれ独自の課題について、日本の複数都市をめぐり、社会を異なる視点から見比べることを学ぶ。「プレゼンテーション道場 100」の名のもとに、卒業までに 100 回以上のプレゼンを経験するよう推奨、指導している。授業の中で発表することはもちろん、授業以外の場面で、大学主催のプレゼンテーション大会や、外部のイベントやコンテスト、学会などの様々な機会を通じて、学生は自身を徹底的に鍛える。

（研究科段階における教育課程編成）

研究科段階においては、各研究科委員会において、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学位課程に相応しいカリキュラムを編成している。

（法学研究科の教育課程）

法学研究科では、急速に変化しながら高度な知識が求められる現代社会に対応できるスペシャリストを育成するために、また、内外の多様な学びのあり方に応えるべく、①法律専門職領域、②税務職コース、③政治行政領域の 3 つの領域/コースを設置している。「①法律専門職領域」は、法律全般についての基礎的知識を前提に、特定の法分野をさらに深く学び、その知識を軸に社会で活躍する者あるいはひろく法律に携わる業務に従事する法律家（実務家・研究者）を目指す者を養成する科目群を配置している。「②税務職コース」は、税法を中心に学び、主として、税理士、国税専門官などのスペシャリストを目指す者を養成する科目群を配置している。「③政治行政領域」は、グローバルとローカルの関連対称性を軸に、政治、行政、市民社会等について学び、主として、法学・政治学の知見を生かした公務員を目指す者を養成する科目群を配置している。なお、教育課程の点検を行い、修士課程において、特に「①法律専門職領域」を拡充する必要性から、令和 8 年度より「基礎法・比較法コース、公法コース・私法コース」を設ける検討を進めており、「②税務職コース」、「③政治行政領域」との関係性も踏まえながらより質の高い教育課程を編成していく。博士後期課程においても同様に、現在の「公法学研究分野、刑事法学研究分、民事法学研究分野、基礎法学・比較法研究分野」を「基礎法・比較法研究分野、公法学研究分野、私法学研究分野」に改めていくことを検討している。

（工学研究科の教育課程）

工学研究科では、人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえた上で工学領域からの最先端医用に貢献する研究開発と、それに携わる研究者、技術者の要請を目的に、研究の対象を計測・診断・治療という医療行為のみならず、ヘルスプロモーションの考え方に基づく予防医学や生体環境工学をも対象に、修士課程では 3 つの研究分野を、博士後期課程では 5 つの研究分野を構成している。「医用工学」分野では、電子計測、機械計測、音響計測などの計測工学を基盤として、各種医用画像機器を用いた診断システムや材料工学を基盤とした医用材料及び医用センサに関する研究、さらに、リハビリテーション技術をはじめとする福祉工学の研究を行う、また、既に医療関係の国家資格を有する社会人も積極的に受け入れ、有資格者による医療現場での患者や医師のニーズに即した研究開発も展開していく。「遺伝子工学」分野では、遺伝子の個性が環境との相互作用において、どのようにして個体の疾患感受性を決めるのかに関する基礎研究、特にその解明のための複合工学的方

法による技術開発を行う。また、疾患モデル動物研究、遺伝子疾患治療を目指すタンパク質工学研究を通じて、遺伝学、組換え DNA 技術、ゲノム情報科学、生体物質工学、プロテオミクス技術など、幅広い教養を身につけ、学際的領域で活躍できる人材育成を図る。「生体機能分子工学」分野では、生体内の分子器官に範をとり、分子集合体や超分子系における分子間相互作用に基づく新しい機能発現の研究に取り組み、ナノテクノロジーを用いた生体材料を含める複合材料の創製を行う。さらに、環境保全・環境浄化の観点から、有害物を排出しない「ゼロエミッション技術」に立脚した応用化学分野の研究を進めるとともに、センサ、情報処理、エネルギー変換など実用展開に向けた技術構築を行う。加えて博士後期課程において、「電子情報工学」分野では、情報処理工学、画像工学、半導体工学、電子デバイス工学、超音波工学に基づいて、医療機器の発展、並びに様々な社会問題の解決に資する研究を展開する。画像処理並びに信号処理に基づく生体情報分野や構造物の劣化解析の研究を進める。「ロボット工学」分野では、介護ロボットの開発、移動ロボットのための全方位超音波センサの開発、非線形バネを用いた剛性可変機構の研究、衣服の保湿性に関する研究、生体分子モータの機械工学的研究を展開する。

（スポーツ科学研究科の教育課程）

スポーツ科学研究科では、スポーツ科学に関する高度に専門的な研究・教育を進めるためにスポーツ健康科学領域、スポーツ文化科学領域の2領域による教育・研究を展開する。「スポーツ健康科学領域」では、健康を維持するための身体的メカニズム及び医・科学的知識、運動療法、スポーツ栄養、健康・スポーツ工学等に対する専門知識を深めるとともに、対象に合致した適切な運動プログラムやトレーニング機器の開発・指導等に関わる能力の養成を目指す。さらに、生涯スポーツに関する運動習慣の獲得方法等を研究・実践できる能力の養成を目指すカリキュラムを編成している。「スポーツ文化科学領域」では、多様な社会スポーツ環境の充実・振興のための諸政策・施策、社会スポーツの管理運営と経営、スポーツマネジメント論、メディア論など、人文科学・社会科学的側面から多角的に研究する。また、現代社会の抱える教育問題に関心があり、スポーツでその問題解決することを目指す教員や指導者を養成するカリキュラムを編成している。

以上のように、学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設した体系的な教育課程の編成について、適切であると判断する。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

（MAST プログラムにおける授業実施等）

各学位課程におけるディプロマ・ポリシーの達成に向けて、必要な授業形態・方法を採用している。

MAST プログラムにおいては、学士課程の基盤となるユニバーシティ・ポリシーに掲げた資質・能力（TOIN6）の育成を目指している。特に TOIN6 の中でも「自律的キャリア」は、なりたい自分に向かうための学習への動機づけを高める役割を果たしており、必修科目「桐蔭キャリアゲート」の中で、自分自身を見つめ、4年間の学生生活をどのように過ごすかのプラン作りを行うことでキャリア教育の役割を果たしている。またこれらは入学前教育「プレアド」としても機能しており、「桐蔭キャリアゲート」の先取り単位と位置付けている（資料4-4【ウェブ】）。同時に必修科目「桐蔭スキルゲート」は、アカデミックスキルと自律的な学習習慣の獲得を目的とする授業科目であり、受講生のレディネスを踏まえれば、毎週の一斉授業がその目的を達成するに最適とは言えない。そのため、講義はオンデマンド配信とし、ラーニング・コモンズに常駐する学習サポーターが対面でサポートをする体制を整える新しい形の授業科目運営を実施している（資料4-5【ウェブ】）。

TOIN6 技能やスキルを獲得するための授業科目においてはアクティブラーニング型授業を積極的に採用し、体系的に知識を学ぶ科目群「コンポ」においては講義形式を採用している。その中で特徴的な教育方法としては、「リアル学」を導入していることである。リアル学は、学習理論に基づき、「教えてから学ぶ」従来のスタイルではなく、「学んでから教える」といった転換を図り、社会の現状を知ることから始める本学独自の教育方法であり、フィールドワークで実際に学生が出向くもの、また専門家が講師として現状と語るものなどがある。これらは社会的学びを中心とする資質・能力を育成する方法として適している。授業科目としては「プロジェクト入門」「分野横断型プロジェクト」「ボランティア論」などがあり、必修科目や各コンポで身につけた知識やモノの見方・考え方を活用して、現実の場面での課題解決を経験的に学ぶ課題解決型授業を意図的・順序的に配置している。

（法学部における授業実施等）

法学部においては、社会の様々な分野で活躍できる「法的リテラシー」を有する良き市民を育成することが目標であり、そのための講義科目群に加え、1年次から4年次に少人数による演習科目を配置し、学生の主体的な学びを促している。

（医用工学部における授業実施等）

医用工学部においては、数学、物理、英語についてプレイスメントテストを実施し、習熟度のクラス編成を実施している。また高校時に未履修の学生や、学力に不安がある学生を対象に補習授業を実施し、カリキュラムに学生が適応できるよう工夫をしている。また実習系の科目を多く配置し、実践的な研究者・技術者あるいは医療技術者の養成に適したカリキュラムを提供している。

（スポーツ科学部における授業実施等）

スポーツ科学部においては、学びを社会の現場でどのように生かせるのか、を考えながら学べるようにするために実習系授業科目、特別プログラムを多く配置している。具体的には「学校インターンシップ実習」、「国際コミュニケーション実習」、「学校体験実習」、「シーズンスポーツ論」、「スポーツプロジェクト研究」、「自然活動論」、「スポーツインターンシップ実習」、「スポーツコーチング実習」、「スポーツ現場実習」などの特色ある授業科目である。

（現代教養学環における授業実施等）

現代教養学環は、全学が連携協力し導入した MAST プログラムの上位にあたる学位プログラムとして、MAST プログラムと連続性があり、その運営や授業実施等に係る哲学は通底している。令和6年度現在においては学年進行中であり、今後新3年次以上の学生に対して、MAST プログラムをより進化させた形で専門課程に臨んでいく。

（シラバスの充実）

学習成果目標を達成するため、そして学生が意欲的かつ効果的に学習を進めるため、シラバスの作成には全学的に注力している。シラバスにおいて、各授業科目はディプロマ・ポリシーとの関連と当該科目の教育課程上の位置づけを明記し、そのことを踏まえた科目の到達目標を設定している。到達目標、成績評価方法・基準と一貫した形で授業方法を定め、それを記載している。またレポートや試験等の提出物に対して教員が、その提出物の評価、問題点、修正すべき点、今後の学習課題を伝達する「フィードバック」についても、シラバス上に明記している。必要な予・復習など授業時間外学習についてもシラバスにおいて学生に求めている。シラバスについては、これらのことを入力マニュアルとしてまとめており（資料 4-6）、それに基づいて全学学務委員会及び学生支援部においてシラバスチェックを実施し、各教員任せとならないように管理運営を行っている。また令和7年度に向けては、教育研究開発機構が主体となり、「2024 年度 FD『目標、評価、活動の一体化とアクティブラーニング授業の設計』」を実施した。ここでは、大学の教育目標体系の確認、アクティブラーニング型授業の展開の基本形の提示、ルーブリックの活用方法、目標から評価、活動の順に授

業を逆向き設計、すなわちシラバス作成をすることの重要性を説き、充実した内容とすることができた（資料 4-7）。

（クラスサイズの適正化）

授業形態に配慮した1授業あたりの履修者数設定にも取り組んでいる。各学部配置している演習系科目は少人数教育の根幹であり、1授業あたりの所属人数に制限を設け、学生の学業成績等を踏まえ、丁寧に選考を実施している。またプロジェクト入門等の課題解決型のアクティブラーニング型授業についても、その授業を実施する上での可能収容数を考慮し、履修登録上の定員を設けている。講義科目においても、原則100名（やむを得ない場合でも150名）を上限として定員設定し、大人数の詰め込み講義を放置しないように工夫している（資料 4-8）。逆に企図していない過少人数科目についても、授業運営と経営コストのバランスを考慮し、全学学務委員会の方で把握し各学部及び大学執行部会議に、当該期の不開講や次年度以降の閉講について検討するよう報告を上げている。

（履修指導、支援）

学生が意欲的かつ効果的に学習を進めるため、4月上旬に新入生向けのオリエンテーションを設定し、各学科のオリエンテーション、履修ガイダンス、MAST 科目ガイダンス等を実施している。また同じく4月上旬には在学生向けのオリエンテーションもオンデマンド方式で、9月にも後期オリエンテーションを、それぞれ実施することで、各期のタイミングに応じた履修指導を行っている。また、1年次生には全員面談を実施しており、成績不振者や退学予備群への対応のみならず、すべての学生に対して学習や大学生活についての対話を行っている。

（大学院における研究指導計画等）

大学院課程において、研究指導計画を各研究科の学生便覧・履修要項において明示している。指導教員の決定、研究課題報告書の提出、研究計画書の提出、主査・副査の決定、学位申請書・論文要旨の提出、中間報告会、修士論文・論文要旨の提出、論文審査、最終試験の流れを具体的な予定時期をもって記載し、大学院課程における学習の道標となっている。

以上のことから、課程修了時に求められる学習成果の達成のための授業形態、方法、また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援について、適切であると判断する。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

（成績評価基準等の明示）

成績評価については、シラバスにおいて、各授業科目の到達目標に掲げたそれぞれの項目に対応する評価項目を具体的に掲げ、点数配分も記載し、この明記された方法と基準に基づき厳正に実施している。単位認定については、学則第 39 条に単位の計算方法を定め、これに基づき各授業科目の単位数を適切に設定している。シラバスに明記した成績評価方法と基準に基づき学生の成績評価を行い、合格者に対して単位を認定している。各学期の学期末には、成績公開日から 2 週間以内に限り、学生は成績評価を担当した教員に照会を求めることができる成績照会制度を実施している。これらは、履修要項により学生に明示している。

（単位認定に係る規定）

学則第 41 条には、他大学における授業科目の履修により修得した単位の認定について規定している。この規定に基づき、本学は横浜市内大学間学術・教育交流協議会に参画しており、構成 13 大学による単位互換制度を実施している。他大学の単位を修得した学生は、申し出に基づき全学学務委員会で審議し、学部において単位認定を行っている。

学則第 42 条には、大学以外における授業科目等の学修を単位認定することについて規定している。ただし、本規定に基づく運用実態はほとんどない。

学則第 44 条には、入学前の既修得単位認定について規定している。本学においては、特色ある入学前教育プログラム「プレアド」を受講する入学予定者を、特別科目等履修生として学籍登録している。本プログラムは十分な学修量をもって 2 単位相当の授業科目としており、修了した入学予定者は、本学に入学後に「桐蔭キャリアゲート」として単位認定される仕組みを採用している。これは、高大接続改革の中で政府が提示してきたアドバンスト・プレイスメント、正確にはデュアル・エンrollmentと呼ぶべき、大学の単位を先取りする取組であり、入学前教育プログラム「プレアド」は、その教育内容と単位認定の仕組みをもって、業界内外で高く評価されている。

大学院段階においては、大学院学則第 37 条に他大学院における授業科目の履修と単位認定について規定している。

（卒業要件の明示）

学部段階では、学則第 46 条に卒業要件を規定し、履修要項への掲載とオリエンテーションにおける説明等を通じて学生に周知している。法学部においては MAST プログラムを含む

一般教育科目を 30 単位以上、専門基礎科目を 14 単位以上、専門教育科目を 56 単位以上修得し、合計 124 単位以上修得することを卒業要件としている。医用工学部においては、MAST プログラムを含む一般教育科目を 28 単位以上、専門教育科目を、生命医工学科は 80 単位以上、臨床工学科は 98 単位以上修得し、合計 126 単位以上修得することを卒業要件としている。スポーツ科学部においては、MAST プログラムを含む一般教育科目を 12 単位以上、学科基礎科目を 46 単位以上、学科専門科目を 44 単位以上修得し、合計 126 単位以上修得することを卒業要件としている。現代教養学環においては、MAST プログラムを含む一般教育科目を 39 単位以上、学環専門科目を 59 単位以上修得し、合計 124 単位以上修得することを卒業要件としている。

（修了要件の明示）

大学院段階では、大学院学則第 39 条及び第 40 条に修了要件を規定し、履修要項への掲載を通じて大学院生に周知している。法学研究科修士課程においては、指導教員による研究指導を 2 年間受けたうえ 30 単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査を受け、最終試験に合格することを修了要件としている。法学研究科博士後期課程においては、指導教員による研究指導を 12 単位以上修得し、博士論文の審査を受け最終試験に合格することを修了要件としている。工学研究科修士課程においては、30 単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。工学研究科博士後期課程においては、指導教授が所属する研究分野で開設する特別演習及び特別研究を選択必修とし、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。スポーツ科学研究科においては、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としている。

（学位授与）

学位授与について、学部段階では、学則第 48 条において、本学を卒業した者に対し、教授会の意見を聴き、学長が学士の学位を授与することを規定している。また学則第 20 条において、各学部教授会を置き、教授会は学位の授与について審議し、学長に意見を述べることを規定するとともに、「桐蔭横浜大学学位規程」において、学長が学士の学位を授与することを明記し、手続と責任を明らかにしている。

大学院段階では、大学院学則第 41 条において、各学位課程を修了した者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修士、博士の学位を授与することを規定し、かつ学位規程において手続と責任を明らかにしている。

（学位論文等審査）

学位論文の審査については、学位規程の規定に基づき、各研究科委員会に審査委員会を設置し、3 名以上の当該論文に関連する授業科目担当の教員で構成し、そのうち 1 名を主査とし、論文の審査及び最終試験を行っている。論文の専門性に鑑み、研究科委員会が必要と認める場合は、当該研究科以外の研究者又は実務専門家を審査委員に選定することも可能としている。法学研究科においては、「桐蔭横浜大学法学研究科『特定の課題についての研究

の成果の審査及び最終試験』に関する内規」を定め、修士論文に代わる「特定の課題についての研究の成果」の審査方法等について規定している。これらにより、客観性及び厳格性を確保している（基本情報：法学研究科「特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験」に関する内規）。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与について、適切に実施していると判断する。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

（アセスメントプラン）

中央教育審議会が示す『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に則り、各学部のカリキュラム・ポリシーにおいて、「各授業科目では、知識の定着を総括的に評価するとともに、資質・能力の獲得を形成的に評価する。教育課程を通じては、各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する。」ことを掲げている。また次のような「アセスメントプラン」を策定し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおける学生の学習成果を、何をもって測定し、把握するのかを定めている（資料4-9【ウェブ】）。

| | 入学生 | 在学生 | 卒業生 |
|--------------------|-----------------------------|--|---|
| 機関レベル (大学全体) | 各種入学試験 | 退学率除籍率 休学率 各種学生アンケート | 学位授与率 就職率 就職分野別分布分析 卒業時アンケート調査 卒業後アンケート調査 |
| 教育課程レベル (学部・学科) | 各種入学試験 入試区分別成績調査 | GPA 分布 成績分布 修得単位状況 学修行動調査 進級率（留年率） 海外留学生数 インターンシップ参加者数 | 公務員試験合格数 進学率 教職免許取得数 教員採用試験合格者 臨床検査技師合格率 臨床工学技士合格率 |
| 科目レベル | 基礎学力試験（プレースメントテスト） アンケート | 出席状況 成績評価（単位取得率） 成績分布 授業アンケート | |

（EBPM）

本学では学習成果を学生の学びと成長の証と位置づけ、令和4年度に新たに発足した現大学執行部において、これらデータを活用したEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案）を行うことを目指している。そのためには、どのようなデータが学生の学びと成長の指標になりえるのか、についてここ5年間、試行錯誤しているところである。IRとしての指針としては、直接評価と間接評価、および量的評価とし質的評価を多面的に組み合わせることにより、学生の学びをより立体的に把握することを目指している。その具体例としては、各種、質問紙による学生調査の連動性が挙げられる。これまでは単発調査の意味合いが強かったところ、内容を精査し、入口から出口まで、接続性がある間接評価の調査設計に作り替え、学びのプロセスを迫る仕組みに再構造した。令和6年度卒業生は、1年生からこの指針の下で学生調査を行ってきたことから、令和7年度にはこれらを分析しながら、プロセスの観点で調査の見直しを図る予定である。

現在のアセスメントプランにあるデータ種では、教育の質を測る＜直接評価・量的＞が不足気味であることからEBPMがさらに活かせるように現在、さらにデータ種を増やしてその有効性を確認しているところである。

それら現在、収集しているデータを以下のようにまとめ、再掲する。またこれらの有効性を検証した上で、新たなアセスメント・ポリシー策定に合わせ、アセスメントプランも改定する予定としている。

＜間接評価・量的＞

各種学生アンケート、外部テスト（PROG）

＜間接評価・質的＞

全学生面談、入学前教育およびMASTプログラムでの振り返り、主に1、2年次において作成する「学びのショーケース」（試行中）、卒業時の学生インタビュー

＜直接評価・量的＞

卒業研究のアウトカム評価（試行中）、各学年における埋め込み型パフォーマンス評価（試行中）、各種入学試験、退・休学率、GPA、成績、取得単位、進級率、海外留学者数、インターンシップ参加者数、出席状況、授業アンケート、学位授与率、就職率、資格試験合格率

＜直接評価・質的＞

卒業研究のアウトカム評価（試行中）、各学年における統合的なパフォーマンス評価（試行中）

これらを踏まえ、重点事項について以下、説明する。

<就職率及び就職状況>

就職率、及び就職先等の状況は、本学が社会に求められる人材を輩出しているかという観点から、ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果を把握・評価する重要な指標である。本項目はキャリアセンターが随時とりまとめ、全学及び各学部、学園理事会に報告している。

<新入生アンケート>

入学後の学生の学習を促進していくため、高校時代の学習経験や態度、将来の見通し（見通しの有無、理解実行の有無）を問い、入学時点での学生の状況を把握している。

<学修行動調査>

学生の学習実態や学位授与の方針に明示した学習成果の達成状況を把握するため、全学で「学修行動調査」を毎年度実施している（資料 4-10【ウェブ】）。

学修実態に関しては、授業に関する勉強時間、自主的な勉強時間ほかどのように時間を使っているか、大学施設の利用状況、ボランティアやインターンシップ等課外活動への参加状況を問い、実態を明らかにしている。

学習成果の達成状況に関しては、学生生活の満足度、一般教育・専門教育・ゼミ等への満足度、資質能力の成長実感（専門教育、ユニバーシティ・ポリシー）などの項目により自己評価（間接評価）を行い、可視化できている。

<卒業時調査>

4年次の学生に対して、「卒業時調査」を全学で実施している（資料 4-11【ウェブ】）。大学生生活全体の満足度や一般教育・専門教育・ゼミ等への満足度、教育やその他活動における充実度、進路への満足度、専門教育を通して身につけた知識や力と卒業後の進路の関連度、大学生生活全体を通して身につけた知識や力と卒業後の進路の関連度を問い、学修行動調査の集計分析と合わせて、教育課程等の PDCA に生かしている。

<修得単位、GPA>

各学期の成績通知において、単位修得状況及び GPA を記載しており、学生は自らの学習の到達度を確認することができる。前述したとおり、シラバスにおいて各授業科目とディプロマ・ポリシーの関連性、教育課程上の位置づけを明示しているため、学生の単位修得状況に基づき、学習成果を把握・評価することができる。

<授業評価>

各授業に関する学習時間、到達目標の達成度などを問うており、単位修得状況と合わせ、学生の学習成果を把握する重要なツールとなっている（資料 4-12【ウェブ】）。

<公務員試験合格数>

特に法学部においては、学部で習得した法に関する知識を活かして法律家はもちろん、企業や官公庁など、さまざまな分野を目指すことが学生の進路目標となっており、各種

公務員試験への合格は、法学部における学習成果を把握する上で重要な指標となっている。キャリアセンターがとりまとめ全学的に共有するとともに、ホームページ上に公表している。

<教職免許取得数、教員採用試験合格者>

教員養成を主たる目的とする学科を有するスポーツ科学部において、教職免許取得状況や教員採用試験合格状況は、学生の学習成果を把握する上で重要な指標となっている。学生支援部学務課がとりまとめ全学的に共有している。

<臨床検査技師合格率、臨床工学技士合格率>

医用工学部において、臨床検査技師を養成する生命医工学科、臨床工学技士を養成する臨床工学科の、学生の学習成果を把握する最も重要な指標である。医用工学部がとりまとめ、全学的に共有するとともに、ホームページ上に公表している。

（IR データの活用）

EBPM として、IR データが活用された事例をいくつか挙げる。4月に実施される新入生アンケートは、すぐに集計され5月の大学執行部会議に速報が提示されるとともに、特定項目に不安要素がある学生を洗い出し、7月に学習支援員が面談を行うシステムを確立している。これはアーリーアラート制度と呼んでおり、学修に不安がある学生のスタートを支える一助となっている。また各種学生調査の結果は、取りまとめた9月以降に IR 担当者が各教授会を回り、その結果を共有している。特に卒業時調査における大学に対する満足度は経年変化をモニタリングしているが、その数値の理由までは量的調査で測れないため、令和5年度より卒業生に対する質的グループインタビュー調査を組み合わせている。これらの結果はさらに執行部会議に共有した後、それぞれの部局にフィードバックされ、カリキュラムや授業の改善案を検討することになっている。

（アセスメント・ポリシーの策定）

またカリキュラム・ポリシーに掲げた「各年次の主要科目においてディプロマ・ポリシーの達成度を評価する」を本格的に推進していくため、各教育課程内における学習成果の測定・評価の方法と責任を明確にした「アセスメント・ポリシー」を策定したところである。これを、少し文言の平仄をとりつつ学園の次期中期目標・計画においても明示している点は、本学本学園の特色と言える。

桐蔭横浜大学は、ユニバーシティ・ポリシー、及び各学位プログラムにおける3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育活動を点検・評価し、学生の学びと成長と絶えざる教育改善に繋げていくため、次のように学生の学習成果を測定・評価する。

1. ユニバーシティ・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの達成度を測定・評価するためのメタ・ルーブリックを策定し、それを用いて、学生教育を深化させるとともに、学生の学習成果を測定・評価する。
2. 大学共通 MAST プログラムにおける必修科目等において、共通教育センター長の責任のもと、学生への教育、及び学生の学習成果を測定・評価する。
3. 各学位プログラムにおける各年次配当科目において、各学部長等の責任のもと、学生への教育、及び学生の学習成果を測定・評価する。
4. 各学位プログラムにおける最終年次の総括科目（卒業研究等）において、各学部長等の責任のもと、学生への教育、及び学生の学習成果を測定・評価する。
5. 全学学務委員長の責任のもと、入学時のアンケート調査、各年次の学修行動調査、卒業時のアンケート調査を実施し、学生全体の状況を把握し、評価する。
6. 各責任において実施された測定、評価を自己点検評価委員会において確認し、学長の責任のもと、必要な改善等を審議する。
7. アセスメントに関わる事項は、自己点検評価委員会の判断のもと、必要と認められたものについては、広く社会に公表することとする。

このアセスメント・ポリシーに掲げた方法は、現在試行中の埋め込み型のアセスメントとして形式的・総括的に学習成果を測定・評価していくものであり、本学がより学生の学びの成長と社会に対する説明責任を確保できるよう、現在、具体的な作業に取り組んでいるところである。

（大学院段階における学習成果）

大学院段階においては、学位論文の審査基準を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに従い学習成果をその審査過程において確認している。特に工学研究科においてはその根拠（エビデンス）の指標を次のように定め、客観性をより担保する取組を行っている（基本情報：大学院工学研究科学生便覧・履修要項【ウェブ】）。

工学研究科修士課程

| | | |
|----|-----------------|---|
| 1. | 知識・技能 | 学位論文の研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の専門性の評価。 |
| 2. | 思考力・判断力・表現力等の能力 | 学内外の学会等の発表件数。 主査と副査の学位論文の審査過程での該当の評価。 修士課程の技術英語特論と英語プレゼンテーションの科目評価。 |
| 3. | 学びに向かう力・人間性等 | 研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の独自性の評価。 |

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価については、適切であると判断する。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

(教育課程の改革)

教育課程及びその内容、教育方法について、前述で把握した直接評価および間接評価、そして量的データや質的データによる学習成果や学習実態、学生ヒアリング等を踏まえて点検し、日常的に常に改善に取り組んでいる。とりわけ令和2年度より着手している全学的な改革は、学長のリーダーシップおよび及ぶ大学執行部会議の主導により、すべての学部等の教育課程の見直しに踏み込んできた。

(質保証の3レベル)

まずユニバーシティ・ポリシーの策定に伴い、そこに掲げている TOIN6 の育成を共通教育と専門教育で構成されている学士課程教育で達成できるよう、その資質・能力はディプロマ・ポリシーの中に埋め込まれている。教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価は、マクロ、ミドル、ミクロの3レベルにおいて実施を試みている。

（マイクロレベル）

マイクロレベルに関しては、毎年1月から始まるシラバス入力時期に際して、教育研究開発機構が作成した『シラバスの書き方』にそって教育個々人が点検を行いながら Web 入力することになっている。令和6年度からはシラバスの書き方について2月にFDとして研修を行うほか、新任予定および非常勤教員にもその方針を確認できるように、動画化し、配信をおこなっている（資料4-7）。また方針に沿って記入されているかどうかは、シラバスの入力終了した3月に各学部学環において学務委員および学部長・学環長がチェックを行っている。

（ミドルレベル）

ミドルレベルに関しては、各学部学環が毎年11月に学務委員を中心にカリキュラムのチェックを行い、教授会の承認を経ながら授業担当者を配当している。学士課程教育の改善は、カリキュラムのみならず、学習環境や教員による指導の在り方もその日常的な改革の対象となっている。その際に参考にするのは、卒業時アンケートの教育に関する満足度を指標としながら、その理由に関しては、年度末の卒業生による学生ヒアリングから読み取る努力を行っている。なお学生ヒアリングは、事務局において実施し取りまとめられた後に学長・副学長に報告される。その後、執行部会議において全学部学環のものを構成員全員で確認することで、所属している学士課程のみならず、全学の課題について共通認識を構築した上でディスカッションできる環境を整えている（資料2-2）。

（マクロレベル）

マクロレベルに関しては、学長・副学長にて各学部学環から大学執行部会議にて報告される改革の内容を確認するほか、MASTプログラムなど共通化しているプログラムにおいて、同様に卒業時調査や学習行動調査、および授業アンケートの結果などがIR推進室及び学生支援部学務課から報告されるに際して改善案が検討されている。

（キャリアとの接続）

また1年次において外部テストPROGを全学生が受診している。これは外部テストにより学修成果の可視化を直接行うというよりも、本学が実施している学生調査設計の妥当性を比較する意味合いが大きい。また進路状況等の情報はキャリアセンター主体の内定状況調査等で収集している。その結果およびキャリアセンターに来訪する学生たちへのヒアリングを参考にしながら、現状の学生のニーズを把握し、キャリアセンター担当のMASTプログラム授業『キャリアセミナーⅡ、Ⅲ』においてオムニバスでご担当いただく業種や企業を調整している。

これらの改善のプロセスは、令和6年度には外部評価委員会にて報告するまでに至り、委員からは肯定的に評価されている。

（カリキュラム改善の具体的事例）

改革以前は、教育課程の編成やその成果測定、改善が各学部に関じた議論により実施され

てきたため、学習成果の把握に努めてはきたものの、何をどのように点検し、評価するのかが必ずしも明らかになってはいなかった。そのため、激しく変動する現代社会の要請を踏まえ、本学として、そして本学の学部として目指すべき人材育成像を構築し、全学をあげた取組でそれを目指していく必要性があり、そのことにより本学の教育課程による教育成果・学習成果を発現させ、それを把握し、絶えざる改善に繋げていくための改革が必要となった。こうしたことを学長及び大学執行部会議で確認し、その主導のもと、令和4年度に大学共通の一般・教養教育プログラム「MAST プログラム」を導入し、各学部における一般教育の体制、専門教育課程の編成を全学的に見直した。

（法学部のカリキュラム改善）

専門教育課程においても、学長及び執行部会議が主導し学部にて要請し、点検評価と改善に取り組んできた。法学部においては、MAST プログラムの導入と学生の満足度や学修行動、就職状況等の学習成果を踏まえ、コース制の見直しと4年間を通じたゼミ教育の導入を行った。これまで法曹はもとより、公務員や公安職への接続を見据えた教育課程を編成してきたが、学生（受験生）のニーズや学修行動、実際の学生の就職状況を踏まえ、令和6年度より新たに「ビジネスキャリアコース」を新設した。本コースは、アウトプットを重視した実践型事業、法律と社会とのつながりを意識したフィールドワーク、資格取得の基礎となる授業を展開し、企業活動と関わり深い法学科目、簿記、会計学、経営学の科目などを総合的に学び、金融業や不動産業等の民間企業への就職や企業を目指すコースとなっている。

（医用工学部のカリキュラム改善）

医用工学部においても同様に、MAST プログラムの導入と学生の満足度や学修行動、就職状況等の学習成果を踏まえ、特に臨床検査技師養成を目的としているが、必ずしもその資格への接続に限定されなくなってきた生命医工学科において、令和6年度より新たに「ライフサイエンスプログラム（副専攻）」を新設し、現代医療や社会のニーズに応え、人々の健康や生活の質を高めるための知識・技能を学ぶ4つのコースを設置した。医療機器、医用材料、医療情報、医薬品、化粧品、食品分野などの研究・開発に従事できる人材育成を目指し、メディカルデバイスコース、バイオサイエンスコース、医療データサイエンスコース、バイオマテリアルコースを展開する。

（スポーツ科学部のカリキュラム改善）

スポーツ科学部においては、旧スポーツ健康政策学部において、本学園が大きな力を注いできたスポーツ活動と文化活動を礎に、社会学的、経済的、政治的、文化的、歴史的な側面から現代社会を捉え、文化・スポーツを通じて課題解決に貢献できる人材育成を志向してきた。スポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科の3学科を、スポーツ科学、政治学、工学、文化学など様々な人文社会、自然科学の諸分野で構成してきた。令和2年度以降、とりわけ令和4年度にMASTプログラムを導入していく際、旧スポーツ健康政策学部より多くの資源を割き、同学部において展開してきた学際的な学びを全学展開したものと捉えることができる。その上で、学生の満足度や学修行動、就職状況等の学習成果を踏まえ、旧スポーツ健康政策学部はその専門性をスポーツ科学や工学、教育に集中させ

スポーツ科学部として改組し、大学共通の学びと学部の専門の学びという全学的な構造を完成させたものである。この流れが功を奏し、令和6年度にはスポーツデータ分析という専門教育をより特化先鋭化させ、「SPLYZA」や「ダートフィッシュ・ジャパン」、「Hudl Japan」といった企業と連携し、国内では初の試みとなるスポーツアナリティクス人材の養成を目的とした学修証明プログラム「スポーツアナリティクス人材養成プログラム」の開設に繋がっており、業界から注目されている。

（現代教養学環のカリキュラム改善）

現代教養学環は、一連の改革の目玉として令和5年度に開設した、学部等関係課程である。令和6年度時点ではまだ2学年しか在籍していないが、学生の主体的な活動を多く取り入れた教育課程であるため、実施しながら手応えや成果を即座に把握し、年度末に教育内容・方法の微修正を行っている。新しい教育は一定の成果を上げており、3年次生が中心となる学内プレゼンテーションイベントにおいて、現代教養学環の2年生チームが上位入選するなどの結果が出ている。

（オール・キャンパスによる学習成果）

なお本学が全学での育成を目指す TOIN6 の育成は、正課カリキュラムだけでなく、準正課および正課外活動も教育プログラム化を図り、その育成の補強を行っている。特に準正課プログラム「CANDLE プログラム」は、主に職員が担当する教育プログラムであり、その在り方の見直しは、各種学生調査を CANDLE プログラム参加学生とそれ以外の比較を行い、その成果を測っている。また正課外の活動に関しては、特に部活動競技の成績のみならず、「文部両道プログラム」における参加率や各学部の GPA などを毎年、部活動支援委員会において確認している（資料 7-3）。

本学のような教育志向の大学においては、教育課程は質保証の根幹である。「内部質保証の方針」や新「アセスメント・ポリシー」に規定するように、責任と体制を明確にし、外部評価や学生ヒアリングを引き続き実施しながら、今後においても絶えざる改善に取り組んでいく。

（大学院における学習成果）

大学院については、前述のとおり、学位論文等の審査基準と学位授与の方針に明示した学習成果との関係性を明らかにしており、研究科委員会での学位論文の審査および最終試験に関する審議を踏まえ、教育および研究指導の改善を図っている。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について点検・評価し、改善・向上に向けた取組について、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

達成すべき学習成果を、正課・準正課・正課外の、あらゆるキャンパスライフを通じて達

成に向かうことを明示するため、大学共通として掲げる教育・学習目標をユニバーシティ・ポリシーとして策定し、明示している点は本学の特色である。また、それを達成するために MAST プログラムを全学的に導入し、そのことに合わせ各学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び教育課程を体系的・構造的に見直す改革を実施した点も特色と言える。

MAST プログラムは、従来型の一般教育・教養教育とは異なり、基盤部分を全学必修とし、その上に現代社会を読み解くための視点を養う科目群を体系的に配置し、学修証明制度を活用しながら学生の体系的な学びを促進している点も特色である。フィールドワークや反転授業等の高インパクトな教育取組を積極的に取り入れている。入学前教育プログラムの内容と単位認定の仕組み（デュアル・エンrollment）も新しい。

新たな制度である学部等連係課程を、複合分野の専門知のみに向かわず、現代的な教養を身につける教育課程編成に活用して設置した現代教養学環も注目を集めている。

アセスメント・ポリシーを、大学のみならず、全学園的な取組として次期中期目標・計画に掲げている点も特徴的である。ただし、これまでの学習成果測定は間接評価に依存する部分が多く、より精度を上げていくための取組が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

令和2年度以降の大改革において、新たな取組に数多く着手してきたところ、これらの有効性を確実に検証していく必要がある。そのためアセスメント・ポリシーを新たに策定し、より充実した内部質保証に取り組んでいかななくてはならない。特にアセスメントに関しては、直接評価も取り入れ、教育課程に埋め込みながら形成的に、そして卒業年次の質保証として総括的に、アセスメントの構成を完成させていくことが課題であり、着手しているところである。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第5章 学生の受け入れ

（基本情報一覧）

入学試験要項

| 学部・研究科等の名称 | URL・印刷物の名称 |
|------------|---|
| 法学部 | 2025 年度入学試験要項（総合型選抜、学校推薦型選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-ao-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 2025 年度入学試験要項（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜、特別選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-general-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 |
| 医用工学部 | 2025 年度入学試験要項（総合型選抜、学校推薦型選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-ao-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 2025 年度入学試験要項（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜、特別選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-general-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 |
| スポーツ科学部 | 2025 年度入学試験要項（総合型選抜、学校推薦型選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-ao-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 2025 年度入学試験要項（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜、特別選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-general-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 |
| 現代教養学環 | 2025 年度入学試験要項（総合型選抜、学校推薦型選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-ao-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 2025 年度入学試験要項（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、共通テストプラス選抜、特別選抜） https://daigakuec.meclib.jp/toin-general-youkou-2025/book/index.html#target/page_no=1 |
| 法学研究科 | 2025 年 4 月桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程入学試験要項、2025 年 4 月桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程入学試験要項 |
| 工学研究科 | 2025 年 4 月桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程入学試験要項、2025 年 4 月桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程入学試験要項 |
| スポーツ科学研究科 | 2025 年度桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科修士課程入学試験要項 |
| 備考： | |

入学者選抜に係る規程

| 規程名称 | URL・印刷物の名称 |
|-------------|---|
| 全学高大接続委員会規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 入学試験実施本部規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 備考： | |

（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

（アドミッション・ポリシー）

各学部等・研究科においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや入試要項において公表している（資料4-2【ウェブ】）。

【法学部】

法学部では、幅広い教養と確かな専門知識を身につけて、社会の様々な場面で法的リテラシーを活用し、社会課題の解決に貢献できる人材を養成します。このため、法学部では、次のような知識や能力を備え、「良き市民」として主体的に公正な社会を実現していく意欲のある人材を求めます。

I. 知識・技能

- 本学での学修に必要な基礎学力を有している。

II. 思考力・判断力・表現力

- 偏見から自由で柔軟な思考と、物事を筋道立てて考える論理的な思考ができる。
- 他者の意見を理解し、自己の考えを口頭や文章で説得的に表現することができる。

III. 主体的に学習に取り組む態度

- 積極的に他者と関わり、協働して活動することができる。
- 現代社会の様々な問題について日頃から強い関心を抱き、その解決の道を探求する意欲を有している。

【医用工学部】

医用工学部では、幅広い教養と確かな専門知識・技能を身につけて、臨床検査技師（国家資格）や臨床工学技士（国家資格）、研究者や技術者として、医療技術の発展に貢献できる人材を養成します。このため、「生命医工学科」では、生命現象に強い関心を持ち、その解明を積極的に遂行しようとする意欲のある人材を求めます。「臨床工学科」では医学と工学の両学に興味があり、それらを修学するための自己学習・自己啓発を積極的に行う意欲のある人材を求めます。

I. 知識・技能

- 本学での学修に必要な基礎学力を有している。

II. 思考力・判断力・表現力

- 問題を適切に分析して理解し、解決に向けて筋道を立てて考えることができる。
- 他者の考えや意見を尊重し、相手の立場に立って物事を伝えることができる。

III. 主体的に学習に取り組む態度

- 積極的に他者と関わり、協働して活動することができる。
- 現代医療の最新の技術やそれに関連する医学、生物、化学、工学分野に対して幅広い関心を持ち、それらを修得する意欲を有している。

<生命医工学科>

- 生命現象およびその関連分野に強い関心を持ち、その理解のために習得した知識・技能をもとに医療技術の発展に貢献したい人。
- 臨床検査技師として医療機関や臨床検査センターで従事することを希求する人。
- 科学的探究心を持ち、自己学習および自己研鑽に努めることができる人。

<臨床工学科>

- 医学と工学の両学に興味があり、それらを修学するための自己学習・自己啓発を積極的に行う意志を有し、新たな医療機器の研究開発および医療技術の発展に貢献したいと考えている人。
- 臨床工学技士（国家資格）として医療機関や医療機器メーカー、研究教育機関などの企業で従事することを強く希求する人。

【スポーツ科学部】

スポーツ科学部では、深い教養とスポーツ科学についての専門的知識を身につけ、その上で現代社会が抱える課題に対応できる人材の養成を目的としており、このためスポーツ科学部では、次のような知識や能力を備え、主体的に社会変革を実現していく意欲のある人材を求める。

I. 知識・技能

- 本学での学修に必要な基礎学力を有している。

II. 思考力・判断力・表現力

- 知識・技能を活かして自ら思考し、意見を表明することができる。
- 他者の考えや意見を尊重し、相手の立場に立って物事を伝えることができる。多くの人々とコミュニケーションがとれる。

III. 主体的に学習に取り組む態度

- 積極的に他者と関わり、協働して活動することができる。
- スポーツ、健康、教育といったジャンルにとらわれることなく、日頃から現代社会が抱える様々な問題に幅広く関心を持ち、解決の道を探る意欲を有している。また、様々なことに好奇心を持ち、主体的に社会参画することができる。

<スポーツ教育学科>

- 現代社会の抱える教育問題に関心があり、スポーツや身体文化でそれらの諸問題を解決することを目指す人。
- 全ての人々に、スポーツや運動の楽しさを伝えることを目指す人。
- 小学校、中学校、高等学校の教員や、生涯学習社会における指導者となることを強く目指す人。

<スポーツ健康科学科>

- スポーツ科学・医学・情報を融合させ、あらゆるスポーツ競技や身体表現の世界、健康づくりといった場面で、科学的な分析で貢献できる、幅広い指導者を目指す人。また、最先端のテクノロジーを駆使し、スポーツの映像やデータ分析の活用で競技力向上など広くスポーツ界の発展を支えるアナリストを目指す人、あるいはそれらの能力をコーチングに活かせる指導者を目指す人。
- 最新のトレーニング理論や、データ分析の方法だけでなく、指導技術や洞察力を持ったスポーツトレーナーを目指す人。
- スポーツライフの大きな視点から、スポーツマネジメントやマーケティングを理解し、スポーツイベントの運営やスポーツ経営の専門家を目指す人。身体文化やスポーツを手がかりに、すべての人が健康で楽しく生きられる社会のデザインを目指す人。

【現代教養学環】

現代教養学環では、幅広い教養と確かな専門知識を身につけて、現代社会の構造的課題を理解し、今後の持続的な発展に向けてアイデアを出し、それを具現化し、持続可能で豊かな社会の構築に貢献できる人材を養成する。このため、現代教養学環では、次のような知識や能力を備え、主体的に社会変革を実現していく意欲のある人材を求める。

I. 知識・技能

- 本学での学修に必要な基礎学力を有している。

II. 思考力・判断力・表現力

- 目標を達成するため、現状を理解し、何をすべきかについて自ら考えることができる。
- 他者の考えや意見を尊重し、相手の立場に立って物事を伝えることができる。多くの人々とコミュニケーションがとれる。

III. 主体的に学習に取り組む態度

- 積極的に他者と関わり、協働して活動することができる。
- 社会の持続可能な発展に関心を持ち、主体的に関わる意欲を有している。

以下、大学院段階である。

【法学研究科】

- 法や政治について関心を持ち、その関心にかかわる高度な専門知識の修得を望む人。
- 法や政治について自らが持つ関心について、学術的または社会的意義のある学位論文を完成させたい意欲のある人。
- 法や政治について修得した高度な専門知識を社会に還元する意欲のある人。

【工学研究科】

工学研究科は以下に掲げた力を身につけた人材を求めます。

求める人材像

修士課程：人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえたうえで工学領域からの最先端医療への貢献に関心のある人材を求めます。

博士後期課程：国際的に評価される高度な研究に自立的に取り組む意欲のある人材を求めます。

求める力（個性化力）

修士課程：理数系分野のみならず人文社会系分野にも興味を持ち、学ぶ意欲を持つ力

博士後期課程：理数系分野のみならず人文社会系分野にも深い教養を持ち、健全な倫理観に基づいて他者と社会と関わることのできる力

求める力（実務力）

修士課程：理数系分野に関する基本的概念や基礎知識を獲得し、課題解決に応用できる力

博士後期課程：理数系分野に関する基本的概念や基礎知識に基づき、専門領域の知識を自立的に吸収し、課題を解決し、あらたな課題を開拓できる力

求める力（受容・発信・協調力）

修士課程：自身とその課題を論理的に正しく表現することができ、他者に理解させることができ、他者の立場と意見を理解できる能力

博士後期課程：自身とその課題を論理的に正しく他者に理解させることができ、他者の立場と意見を理解して協調でき、かつ他者を指導できる能力

求める力（国際的コミュニケーション力）

修士課程：自身について英語を用いて表現でき、他者と基本的なコミュニケーションができる能力

博士後期課程：英語によって基本的なコミュニケーションができ、英語を通じて自身の知識を拡大できる力

求める力（展開力）

修士課程：論理的に試行して知識の整理・分析ができ、問題解決に応用できる能力

博士後期課程：科学技術の広がりや深さを把握することができ、専門知識を課題に対して統合できる能力

【スポーツ科学研究科】

- スポーツ科学の抱える諸課題について、強い関心を有する者。
- スポーツ科学の新たな研究分野を切り開こうとする者。
- 理論と実践を通じた研究活動を展開し、社会に還元する意欲のある者。
- 修了後の進学・海外留学などに強い意欲のある者。

このように、アドミッション・ポリシーは、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示している。

（入学者選抜制度）

アドミッション・ポリシーに基づき、多様な学生を受け入れるため、以下に示す様々な入学者選抜制度を設けている（基本情報：入学試験要項【ウェブ】）。

<総合型選抜>

総合型選抜では、自己の可能性を追求したいという意欲やコミュニケーション能力などを多面的に評価したうえで入学者を選抜している。選考は、小論文、面接、書類審査により行う。これに関して、医用工学部では高い専門性と豊かな感性や創造性を有する専門高校生に対して専門高校対象総合型選抜を実施している。選考方法は同一である。現代教養学環においては、オープンキャンパスの来学者（高校3年生）を対象にしたワークショップ型の授業を実施し、その成果を小論文として後日、電子メールもしくは郵送で提出することを求めている。ワークショップ担当教員の数度の添削を経て、現代教養学環が定める基準をクリアした生徒には「修了証」を発行する。この修了証をもって、総合型選抜の小論文を免除する仕組みを実施している。育成型入試の取組である。

<学校推薦型選抜>

学校推薦型選抜では、一般選抜とは異なる意欲と能力を有する入学者を選抜している。公募推薦では、面接（事前課題に関する口頭試問を含む。）と書類審査により選考を行っている。出願にあたっては学校長の推薦書の提出を求めており、高等学校時代に生徒が主体的に取り組んだことを評価できる仕組みとしている。スポーツ科学部においては、推薦区分（スポーツ活動、文化・芸術活動、校内活動、社会活動等）を設け、より多様な意欲ある入学希望者を募っている。現代教養学環においても同様、推薦区分（リーダーシップ・マネジメント経験、探究活動、社会貢献活動、文化・芸術活動等）を設定している。指定校推薦入学では、これまでの本学への入学実績などに基づき、本学が推薦を依頼した高等学校に本学で学ぶことを強く志望する生徒を募り、入学者選抜を実施している。選考は書類審査（事前課題を含む。）と面接により行っている。

<一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜>

一般選抜では、学力試験により入学者を選抜しており、受験者それぞれの得意科目を活かして受験できるよう複数の方式を設けている。一般選抜は前期と後期に分けている。前期にはA方式、B方式、後期にはC方式を設けている。いずれも、学力試験の教科・科目を定め、選考を行っている。大学入学共通テスト利用選抜では、前期募集と後期募集を行っている。現代教養学環においては、共通テストプラス選抜と称し、一般選抜と大学入学共通テスト利用選抜の得点を合計し、選考する方式も実施している。

<特別選抜>

入学者の多様性を確保する目的で、実社会における様々な経験・知見を持つ社会人や、異なる文化的背景を持つ国での学習歴を持った外国人留学生を募集するための入学者選抜制度を設けている。「社会人募集」では、満23歳以上で社会人経験（家事従事者を

含む。)が3年以上の者を対象に、小論文と面接、書類審査により選考を行っている。

「留学生募集」では、日本の国籍を有しない者で、外国において学校教育における12年の課程を修了した者など、学校教育法体系が定める入学資格を持つ者を対象に、小論文と面接、書類審査により選考を行っている。「帰国生徒募集」では、日本の国籍を有する者で、学校教育法体系が定める入学資格を持つ者を対象に、小論文と面接、書類審査により選考を行っている。「編入学募集」では、大学を卒業した者（見込みを含む、以下同じ。）、短期大学を卒業した者、高等専門学校を卒業した者、専修学校の専門課程を修了し文部科学大臣の定める基準を満たした者を対象に、小論文と面接、書類審査により選考を行っている。

（大学院における入学者選抜制度）

大学院においては、アドミッション・ポリシーに基づき、一般入試として、筆記試験、口述試験、研究計画書及び成績証明書を総合して選考を行っている。またA0入試として、書類審査、口述試験を総合して選考を行っている（基本情報：研究科入学試験要項）。

（入試情報の適切な周知）

これら入学者選抜の方法、期間、出願に係る情報、授業料その他の費用や奨学金など経済的支援の情報を、大学案内、大学院案内、入試要項、ホームページなどで広く情報提供を行っている。またオープンキャンパスにおいては、各事務部門の職員による相談コーナーを設け、丁寧に個別相談に応じている。

（入学者選抜実施体制）

入学者選抜実施のための全学的な組織として、全学入試委員会（令和7年度より「全学高大接続委員会」と改称）を設置している。当委員会では学生募集や入学者選抜の方針、出題や合否判定等について審議し、学長以下執行部会議においてそれを承認することとしている。また、入試実施に係る業務や、入試広報活動を主として実施する事務部門として入試・広報センター（令和7年度より「高大接続センター」と改称）を設置している。大学院の入学者選抜においては、各研究科委員会で検討を行うが、必要に応じて全学入試委員会及び執行部会議でその適切性を確認している。大学院入試に関しても、事務の主管は入試・広報センターとなっている。

試験の実施にあたっては、全学入試委員会が主体となり監督要項の作成や監督者・採点員の配置を行い、学長以下全学的な協力体制のもとで公正な試験の実施に努めている。試験問題については、学長から任命された非公表の出題採点委員が作成し、検証を行い、出題ミスの防止に努めている。また外部の業者に委託して、設問の適切性などについてチェックを行っている。試験問題の管理・保管は入試・広報センターが厳重に行っている。入学者選抜の合否判定については、各学部等・研究科において合否判定会議を行い合否判定案の審議をし、全学入試委員会においてそれを確認し、学長が決定する。全学的に公正な合否判定プロセスとなっている。

（配慮が必要な受験生への適切な対応）

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施に向け、身体に疾病または障害があり受験上特別な措置が必要な受験生、修学上支障があると思われる受験生については、相談を受け付ける旨を入試要項及びホームページ上に明記している。これまでも別室受験等の配慮を行い、対象者に公平な受験機会を確保できるよう対応してきた。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づく学生募集、入学者選抜制度や運営体制の整備、入学者選抜を公平、公正な実施については、適切であると判断する。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

（学部の定員充足率）

学部段階の定員充足率について、令和6年度の入学定員充足率の状況は、法学部法律学科（入学定員：180）で0.77（138名）、医用工学部生命医工学科（入学定員：40）で1.10（44名）、同臨床工学科（入学定員：40）で0.48（19名）、スポーツ科学部スポーツ教育学科（入学定員：80）で1.34（107名）、同スポーツ健康科学科（入学定員：120）で1.60（192名）、現代教養学環（入学定員：70）で0.99（69名）となった。令和6年度5月1日現在の収容定員充足率の状況は、法学部法律学科（収容定員：740）で0.93（689名）、医用工学部生命医工学科（収容定員：160）で0.98（156名）、同臨床工学科（収容定員：160）で0.65（104名）、スポーツ健康政策学部スポーツ教育学科（収容定員：80×2学年=160）で1.21（193名）、同スポーツテクノロジー学科（収容定員：110×2学年=220）で1.08（238名）、同スポーツ健康政策学科（収容定員：80×2学年=160）で1.13（180名）、スポーツ科学部スポーツ教育学科（収容定員：80×2学年=160）で1.34（215名）、同スポーツ健康科学科（収容定員：120×2学年=240）で1.60、現代教養学環（収容定員：70×2学年=140）で0.76（106名）となった。学部等連係課程である現代教養学環の収容定員は、スポーツ教育学科とスポーツ健康科学科の収容定員の内数であるため、それを割り戻せば、スポーツ科学部全体で収容定員：270×2学年=540のところ、1.31（706名）と計算される。なお、学士課程全体では収容定員2,140のところ、1.06（2,266名）となっている。

（定員変更措置）

この収容定員未充足と超過の状況は看過すべきではないため、令和7年度より大学全体の収容定員の変更を行い国に届け出た。学部等連係課程である現代教養学環の収容定員は変更しないが、これまでスポーツ科学部スポーツ教育学科、同スポーツ健康科学科より割り当てていた収容定員を、法学部法律学科、医用工学部生命医工学科、同臨床工学科より割り当てるよう改める。その際、スポーツ科学部スポーツ教育学科の受入れ学生数が増加しない

よう、収容定員を減少させる。つまり、各学科の実募集人数は、法学部法律学科が130名、医用工学部生命医工学科が30名、同臨床工学科が30名、スポーツ科学部スポーツ教育学科が80名、同スポーツ健康科学科が150名、現代教養学環が70名となる。これに伴い、大学全体の収容定員を2,140名から1,980名に減少させた（資料3-2【ウェブ】）。このことにより、今後、適切な定員管理ができると考えている。

| 学科 | 変更前 | | 変更後 | |
|---------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 法学部法律学科 (3年次編入学) | 180 10 | 740 | 180 <u>【50】</u> 10 | 740 <u>【200】</u> |
| 医用工学部生命医工学科 | 40 | 160 | 40 <u>【10】</u> | 160 <u>【40】</u> |
| 医用工学部臨床工学科 | 40 | 160 | 40 <u>【10】</u> | 160 <u>【40】</u> |
| スポーツ科学部スポーツ教育学科 | <u>120</u> <u>【40】</u> | <u>480</u> <u>【160】</u> | <u>80</u> | <u>320</u> |
| スポーツ科学部スポーツ健康科学科 | <u>150</u> <u>【30】</u> | <u>600</u> <u>【120】</u> | 150 | 600 |
| 現代教養学環 | 70 | 280 | 70 | 280 |
| 合計 (3年次編入学) | <u>530</u> 10 | <u>2,140</u> | <u>490</u> 10 | <u>1,980</u> |

備考 現代教養学環の入学定員及び収容定員は、各学科の定員の内数とし、【 】は各学科に係る内数を示す。

（大学院の定員充足率）

大学院段階の定員充足率については、令和6年5月1日現在、法学研究科修士課程（収容定員：20）で0.20（4名）、同博士後期課程（収容定員：6）で0.33（2名）、工学研究科修士課程（収容定員：28）で1.00（28名）、同博士後期課程（収容定員：18）で0.50（9名）、スポーツ科学研究科修士課程（収容定員：20）で0.55（11名）となっており、工学研究科修士課程を除く研究科では定員未充足の状況にある。学部卒業生の大学院進学の増加に向けた取組や広報活動に取り組み、定員の充足に向けて努めている。

以上のことから、適切な定員設定及び在籍学生数の管理については、課題があるが既に対策を講じていることから、取組としては適切、と判断する。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（学生受け入れの点検体制）

学生の受け入れに関する事項については、大学経営の根幹にあたることのため、学長以下大学執行部会議で綿密に状況を確認し、必要な対策を講じている。学生募集や入学者選抜の実働は全学入試委員会及び入試・広報センターだが、大学執行部会議との連携を緊密にするため、入試担当の副学長、高大接続担当の学長特別補佐を置き、両者とも大学執行部会議に出席するとともに、全学入試委員会及び入試・広報センターの業務も掌握している。

（点検を踏まえた改善）

コロナ禍以降、受験者の動向が大きく変動し、法学部法律学科や医用工学部臨床工学科においては厳しい状況が続いている。一方で新設した現代教養学環は軌道に乗りつつあり、スポーツ科学部は未だに堅調である。学生募集単位は各学部学科であるが、各部局の論理を優先してはこの難局は乗り切れない。大学執行部会議に権限を集中させ、そこで状況を具に把握し、対応策を講じていかななくてはならない。後述する、本学園全体の財務状況も踏まえ対応しなくてはならず、経営判断として、そして学部等関係課程の制度的メリットを生かしながら、受け入れ学生数のコントロールを行ってきたところである。しかしながら、それは一時的な対策に過ぎず、その状況を放置することはできないと学長以下大学執行部会議で判断し、このたび、全体の定員削減と各部局の定員変更に踏み切った次第である。

（さらなる改善に向けた取組）

大学執行部会議主導で点検評価し、対策を講じることで成果が出ているものがある。「選抜から接続へ」、この厳しい時代における考え方の変化と新しい取組である。

令和5年度に高大接続担当の学長特別補佐を任命して以降、高等学校との直接的な対話を重視した入試の方針に転換してきた。全国的な受験者の動向は、ペーパーテスト形式の一般入試から面接や小論文といった年内入試に比重が推移している。本学においても同様の傾向がコロナ禍から顕著に表れており、この動向を踏まえて高等学校との直接的な対話を重視した入試の方針に転換したものである。学長特別補佐下にプロジェクトチーム「高大接続グループ」を設置し、神奈川県下の高等学校との密接な関係性構築に取り組むこととした。神奈川県立高等学校との接続強化や、桐蔭学園高等学校・中等教育学校との接続強化も図っている。その成果として、神奈川県立高等学校を中心に、本学が関係性構築を望む重点校21校の選定を行った。この21校には、定期的に訪問し、校長との面会を重ねることで、本学の学びの特色に賛同いただき、教員への研修や探究活動のサポート、大学の学びの体験プログラム（サマーカレッジ等）の提案を行っている。また、神奈川県立高等学校1校及び私立

高等学校2校との高大連携協定を締結できた。高大連携校とは前述のプログラムを実施することで、大学進学への啓発を行うとともに、本学の魅力をつまびらかに伝えている。

新しい形の大学体験イベントとして、キャンパス VISIT を実施している（資料 5-1【ウェブ】）。オープンキャンパスとは異なる視点で本学の魅力を知ってもらうため、生徒は本学の授業に参加する。そこで得られた学びを高校生同士で共有する時間を設け、自分の考えていた大学像と実体験との間のギャップを知ることができる。これにより対話的な学生募集につながるとともに、専門性のミスマッチを解消でき、入学後の退学者対策にも繋がることが期待されている。

以上のことから、学生の受け入れに関わる状況の点検・評価、改善・向上に向けた取組について、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

受験生の動向を察知し、国が進めてきた高大接続改革にも合致する、「選抜から接続へ」のスローガンを掲げ、高等学校との連携や接続を強化してきている点は、本学の努力の結晶である。

収容定員充足率について課題は山積であるが、経営判断として、各学部等の定員を変更するとともに全体の定員を減じる判断ができたことは、学長以下大学執行部会議が主導で学生の受け入れ状況を常に点検してきたことの成果であると言える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学長以下大学執行部会議と、学生募集・入学者選抜の実働部隊である全学入試委員会及び入試・広報センターは、入試担当副学長及び高大接続担当学長特別補佐を通じて、緊密に連携している。入学者選抜については、問題なく公平・公正に実施している。収容定員充足率については課題だらけだが、経営判断として定員変更に踏み切ることができた。執行部と現場の緊密な連携の成果であると言える。今後はこの定員変更の結果を検証していかなければならない。また大学院段階についても、学部段階同様の対応を検討しなければならないことを大学執行部会議は認識している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第6章 教員・教員組織

（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|-----------------------------------|---|
| 学校法人桐蔭学園中期目標・計画 （令和7年度～令和11年度） | 同左 |
| 教員の任用と選考に関する規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 教員の任用と選考に関する細則 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 備考： | |

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|------------|------------|
| 教員の運営参画状況等 | 同左 |
| 備考： | |

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

〔学士課程〕（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

| | 学部・学科等名称 | 総数 | 教授数 | 根拠となる資料 |
|---|------------------|----|-----|-------------|
| 全体（注1） | | 89 | 45 | 大学基礎データ（表1） |
| 学部・学科等 | 法学部法律学科 | 23 | 12 | |
| | 医用工学部生命医工学科 | 13 | 5 | |
| | 医用工学部臨床工学科 | 11 | 5 | |
| | スポーツ科学部スポーツ教育学科 | 14 | 8 | |
| | スポーツ科学部スポーツ健康科学科 | 25 | 15 | |
| | 現代教養学環 | 12 | 6 | |
| 備考：現代教養学環専属は准教授及び講師3名のみ、よって全体合計数にはその分のみ計上 | | | | |

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

〔修士課程〕

| 研究科等名称 | 総数 | 教授数 | 研究指導教員数 | 研究指導補助教員数 | 根拠となる資料 |
|---------------|----|-----|---------|-----------|-------------|
| 法学研究科修士課程 | 15 | 10 | 10 | 5 | 大学基礎データ(表1) |
| 工学研究科修士課程 | 22 | 11 | 11 | 11 | |
| スポーツ科学研究科修士課程 | 20 | 15 | 15 | 5 | |
| 備考： | | | | | |

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

| 研究科等名称 | 総数 | 教授数 | 研究指導教員数 | 研究指導補助教員数 | 根拠となる資料 |
|-------------|----|-----|---------|-----------|-------------|
| 法学研究科博士後期課程 | 15 | 10 | 10 | 5 | 大学基礎データ(表1) |
| 工学研究科博士後期課程 | 22 | 11 | 11 | 11 | |
| 備考: | | | | | |

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|---------------------------|---|
| ティーチング・アシスタントに関する内規 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| ティーチング・アシスタント・エキストラに関する内規 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 備考: | |

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

| 規程名称 | URL・印刷物の名称 |
|----------------|---|
| 教員の任用と選考に関する規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 教員の任用と選考に関する細則 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 備考: | |

（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

（求める教員像）

大学として求める教員像は、桐蔭横浜大学憲章において「教職員は、常に、熱き心と冷静な頭脳をもって学生に接する」としており、このことも踏まえ、桐蔭学園次期中期目標・計画において、

優れた研究や実践の実績に基づき、学生の学びと成長に向き合い日々研鑽することができる教員を、各学部等・研究科における教育課程編成・実施の方針を踏まえ配置するとともに、全体として必要な教育活動等に全教職員を挙げて参画する。

と方針を明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。また「桐蔭横浜大学教員の任用と選考に関する規程」においては、教員の採用、昇任及び配置においては、大学運営への貢献実績、研究業績、教育実績及び社会貢献実績を総合的に評価することを規定している。各学部等、所属部門における教育研究のみならず、大学を挙げて実施している MAST プログラムその他の全学的取組に、自発的かつ適材適所で参画できる教員を本学は求めている。

（教員の構成等）

本学の専任教員は、学則第13条により、教授、准教授、講師、助教、助手とすることを定めている。ただし、現在助手は不在である。専任教員の定年は、「桐蔭横浜大学教員定年規則」において満63歳と定めているが、同規則により、大学設置、大学院設置又は学部・

学科新設のため招聘した教員については、満 68 歳まで延長することができることとされている。また教授職においては、執行部会議において、満 65 歳まで延長することができることを確認している。「桐蔭横浜大学特任教員内規」において、本学の教育並びに研究の促進を図ることを目的に、任期を設けた特任教員を任用することができることを規定している。これら学部等における専任教員数は、大学設置基準で必要とされる数を十分に満たしている。

大学院の専任教員は、研究科の基礎となる学部の教員が担当しており、大学院設置基準で必要とされる数を満たす研究指導教員及び研究指導補助教員を各研究科に配置している。

学部等・研究科に加えて、教育研究開発機構、先端医用工学センターにも教員を配置している。

（科目適合性等）

学部等・研究科においては、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、各授業科目の担当に相応しい教員がそれを担当している。科目適合性について、各学部等に置く人事委員会で教育業績や研究業績を確認し、本学及び各学部等における授業科目を担当するに相応しいかを審議し、それを教授会の承認を経て、学長が決定している。各教員の担当授業、担当授業時間については、各学部の学務委員会及び全学学務委員会において把握・管理しており、その状況は学部長を通じて大学執行部会議において確認している。

（教職協働）

大学運営について、教員は各全学委員会を、職員は各事務セクションを、それぞれ責任をもって所管している。全学的な議案については、職員が議事調整の場に出向き（連絡協議ミーティング）、密にコミュニケーションをとりながら、大学評議会に臨む。大学評議会には、各全学委員長と事務セクションの管理職が出席している。大学執行部会議には大学事務局長が構成員とされており、学長、学部長等の教員側と、責任の範囲を明確にしながら協働・連携を行っている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づく、教育研究活動を安定的にかつ十分に展開できる教員組織の編制、及び学習成果の達成につながる教育の実現等について、適切であると判断する。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

（教員の任用）

学部等における教員の任用（採用、昇任及び配置）は、「桐蔭横浜大学教員の任用と選考に関する規程」及び「桐蔭横浜大学教員の任用と選考に関する細則」に基づき、学部等に置く人事委員会における熟議を経て各教授会等が提案を行い、理事長と協議した学長がそれを確認する。その後、原議書をもって学長、理事長が承認するプロセスとなっている。特任教員の任用についても、同様のプロセスとなっている。研究科のみに配置する専任教員はならず、任用の手続は所属する学部で実施している。

募集については、国立研究開発法人科学技術振興機構において運用されている「イノベーション創出を担う研究人材のためのキャリア支援ポータルサイト（JREC-IN）」を利用し、適切な情報を掲出し、公募を行っている。

（教員構成の内訳）

令和6年5月1日現在、専任教員94名の内、外国人教員は2名（2.1%）、女性教員は23名（24%）となっている。年齢構成は、20歳台が3%、30歳台が12%、40歳台が26%、50歳台が32%、60歳台が27%となっており、一定のバランスは確保されている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等について、適切であると判断する。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

（全学的研修）

教育研究活動等を活性化させるため、教職員全体による集会、教育研究開発機構が提案・実施する FD、各学部等で実施する FD を実施している。

教職員全体による集会は、以前は年 1 回の「教員会議」として実施されてきたものを、この改革期に合わせ、令和 4 年度よりその対象に職員も加え教職員会議とし、それを「ユニバーシティ・ディベロップメント (UD)」と冠することとしたものである。この UD は半期に 1 回開催し、原則、全教職員に出席を義務付けている。業務等の都合で出席できない教職員には、録画したアーカイブの視聴を義務付け、大学執行部会議においてその参加状況を確認している。UD は当初、本学園や本学の状況、この改革の必要性、本学が目指すべき方向性を確認する内容を多く扱ってきたが、一通りそれらへの理解は深まってきたことを認め、この場を教職員研修の場としても機能させることとした。令和 6 年度の後期には外部講師を招き、全国の高等学校の現状と大学との接続への期待について講演いただき、活発な質疑応答が行われた。毎年度、前期には前年度の活動状況の振り返り（特に入試、キャリア）や学長による施政方針説明、後期には時宜に応じたテーマで研修を実施していくことと決定している。

また令和 4 年度からは、新任教職員研修を実施している。学長・副学長による、大学と本学を取り巻く現状と本学が目指す方向性の研修講演、各部局の所管事項説明などを行い、本学の教員としていち早く馴染み、教育研究に励んでもらうことを企図している。

（FD）

教育開発研究機構が提案・実施する FD は、主に教授法等の研修になる。例えば令和 6 年度には 2024 年度 FD「目標、評価、活動の一体化とアクティブラーニング授業の設計」を実施した（資料 4-7）。ここでは、大学の教育目標体系の確認、アクティブラーニング型授業の展開の基本形の提示、ルーブリックの活用方法、目標から評価、活動の順に授業を逆向き設計、すなわちシラバス作成をすることの重要性を説き、充実した内容とすることができた。

各学部等で実施する FD は、法学部においては、各教員が提示した課題について、教員全体会において随時実施している。授業評価アンケート結果を踏まえた問題意識の共有や、教育課程運営上の問題、授業やゼミの運営等について議論し、見識を深めている。医用工学部においては、毎年テーマを設定して FD を開催している。学務事項のみならず、研究倫理や

安全管理の問題等にも対象を拡大し、教育研究の高度化に向けて取り組んでいる。スポーツ科学部においては、テーマに即した FD 研修会の実施の他、毎回の教授会後に時間を確保し、学部教育の課題等についてフランクに議論を行っている。また研究授業を設定し、教員相互に授業を参観し意見を交換することで、教授法の質向上等に役立てている。

新たな組織、現代教養学環では新しい教育に取り組んでいる。現代教養学環は基本的に若手・新任教員はチームティーチングを基本にしているため、必修やそれに準ずる科目を2名以上で担当している。（令和6年度は、1年次必修のフィールドスタディⅠ、プロジェクト入門（現代社会）、2年次必修のロジカル・ライティング、ロジカル・コミュニケーションが該当）。それにより、授業の組み立てに際して、先輩教員と協働して、現代教養学環としての目指す方向性の共有と、授業の組み立て方について相互に知見を共有している。例えば、グループワーク中の学生指導の方法は教員それぞれが違うが、お互いの指導方法やワークシートの様式、評価基準などを自分の授業に持ち帰って使うなどの行動に繋がっている。また、必修系の授業における学生のプレゼンテーションの際には、授業担当以外の教員も評価者として参加し、学生の成長について、現代教養学環の教員全体で見守っていく仕組みを作っている。ここで直接見た学生の学習成果に基づき、運営会議等の場でまた教授法等の意見交換を行っている。OJT型FD、FD活動の日常化と言えよう。

（教員懸賞）

教員の教育への意欲向上等を目的とし、エクセレントティーチャー懸賞を毎年度実施している。授業評価アンケートの結果等に基づき、アクティブラーニングの実施状況なども加味し、自薦・他薦に基づき全学務委員会において審議、毎年3名の教員を選出し、表彰を行っている。

（研究倫理研修）

研究倫理意識の向上に向けて、毎年度、全学研究推進委員会が主管し、大学総務部と協働して、全教員に研究倫理研修を行っている（資料6-1）。

（教員業績評価）

教員の業績を評価する仕組みとしては、教員の自己点検評価の義務化がある（資料6-2）。これは各教員が自身の教育活動、研究・社会貢献活動、大学運営への参画状況を自己点検評価し、各所属の学部長がそれを評価し、執行部会議で審議、確認するものである。令和2年～3年にかけて議論し、4年度に試行し、問題点等を抽出してきた。令和6年度にもう一巡実施し、実施体制やタイミング、実施項目等をさらに見直していくことを確認している。この点検評価は、各学部等への予算配分や各教員への研究費配分等の指標とすべく、より客観性の高い制度を目指して改善作業中である。

以上のことから、教員の資質向上に向けて、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施していることについて、適切であると判断する。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（教員組織改革）

教員組織に関わる点検・評価と改善に向けた施策は、大学執行部会議において、学長、副学長、各学部長等と緊密に情報共有を行うことにより、常に講じている。令和4年の MAST プログラム導入や、令和5年度の学部等連係課程・現代教養学環の開設は、このことの必要性和重要性に対する認識を本学にもたらしたと言える。教員組織として、各学部、教育研究開発機構があるが、MAST プログラム導入等がなければ、教員組織は縦割り構造のままであり、全学として各教員組織を把握し、改善・向上に向けて取り組むことは困難であった。前述した現代教養学環における FD 活動の日常化、すなわち、チームティーチングの導入により自ずと平時から教育の質向上に教員集団が向かっていく形と同じく、教育における構造上の仕掛けがなければ、政策上、そして各大学において未だに解決していない教員組織にまつわる問題にはアプローチが難しい、と我々は考えている。その教育の構造的仕掛けとは、適材適所、すなわち教員組織と教育組織の分離、教教分離である。学部等連係課程制度は、学位プログラムの機動的開設を目的としたものであり、教教分離の概念に基づくものである。本学における MAST プログラム、そして現代教養学環の開設は、本学に、コンセプトとしての教教分離をもたらした。

教教分離は、全学、つまり大学執行部の管理権限なくしてその運営は成立しない。本学においては学長以下大学執行部会議において、教員組織の点検評価、配置転換等の指示系統を確保し、教員の活動状況、教育課程の状況を把握し、必要な措置や配置転換等を実行してきた。各学部の論理に任せず、しかしながら各研究分野の意見は尊重しながら、常に対話を重ね、教員組織・教育組織の改善と質向上に取り組む、今後も引き続き検討を進めていく。

以上のことから、教員組織の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取組については、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教員任用の規程において、教員の責務と評価の視点を明確にし、大学の目指す方向性を教職員集会等で明らかにしながら、懸賞や自己点検評価等を通じてそれを各教員に根付かせている。新たな現代教養学環における日常的な FD の取組は、今後全学のモデルとして波及させていきたい。適材適所の教教分離的施策も、より実効性を高めていきたい。各学部等、分野における FD 等の質向上に向けた取組については、より全学の把握と管理が必要であるという認識は持っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

専門性が高く、分野としても遠い3学部を擁し、各学部の各学部によるマネジメントを長く実施してきた本学において、令和2年以降、全学的な仕掛け、共通プログラム導入、学部等関係課程の開設など大きな改革が続き、教員組織にも大きな変革を要求してきた。FD等においても、そういった改革の方向性の共有に時間を割くことが多かったが、その結果として、全学を挙げて本学のブランディングを行っていく意識改革に一定の結実を見た。今後は、成果を上げている教員を適切に評価し、学部の事業経費や教員研究費等へのインセンティブなどにより、更なる教員の意欲を引き出しつつ、そのことがミクロレベルの質保証に繋がっていくような教学マネジメントを、学長以下大学執行部のガバナンスにより強固にしていきたい。総じて改革期において、良い方向に進んでいると自己評価できる。

以上のことから、大学基準を充足していると判断できる。

第7章 学生支援

（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|-----------------------------------|------------|
| 学校法人桐蔭学園中期目標・計画 （令和7年度～令和11年度） | 同左 |
| 備考： | |

(本文)

評価：S

1. 現状分析

基準 7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

(学生支援に関する方針)

令和2年の大学改革は、学生の学びと成長を本気で支え、学生の自己実現を支援し、激しく変化する現代社会においてたくましく活躍できる人材を育成することに主眼を置いてい

る。そのため、学生が学びと成長に安心して向かえるよう、桐蔭学園次期中期目標・計画において、

- 修学を阻害する経済、健康その他の要因があれば学生に寄り添い伴走支援する。すべての学生が安心・安全な状況及び環境で学ぶことができるよう、必要な制度や体制の整備を実施する。
- 学生と職業社会の本質及び変化を具に分析し、学生が社会的・職業的に自立し、社会の成長とともにウェルビーイングを実現できるよう、課程内外を通じて徹底したキャリア支援を実施する。

と方針を明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。また、学長の所信説明等において、Student-centered、つまり学生が安心して学びと成長に向かえるよう、本学のすべてを挙げて学生にベクトルを向けていくことを確認し、教職員はその理念を理解し、業務にあたっている。

（学生支援体制）

本学の学生支援に関わる体制は、主に学習面の支援については全学学務委員会及び学生支援部学務課が、学生生活支援および障がいのある学生に対する支援については全学学生委員会及び学生支援部学生課が、進路支援については全学キャリア支援委員会及びキャリア情報センター（令和7年度より「キャリアセンター」と改称）が、それぞれ施策の審議を担っている。また、教育研究開発機構と図書館が共同管理するラーニング・コモンズに常駐の学習サポータ、学生支援部活動支援課、トランジションセンター大学事務室内ボランティア・ラボも、所管業務を通じて教職協働で学生支援を行っている。学生支援部学生課は、学校法人に置く健康管理センター大学保健室及び学園相談室と緊密に連携し、学生の健康管理及びメンタルヘルスケアについて、ケースに応じた対応を実施している。他、令和3年度に導入したポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」において、履修登録やシラバス閲覧、時間割・教室変更・休講情報・出席情報・成績の閲覧、個人宛の連絡事項・全学的な掲示情報の確認が可能となっている。

（MAST プログラムを起点とした学習支援システム）

学生の学習支援については、MAST プログラムを起点とした学習支援体制を構築している。MAST プログラムの全学必修科目における授業の出席状況や課題提出状況などの学修状況をIR 推進室に集約し、所定の基準に基づき「学修適応への不安がある学生」を抽出する。この学生情報は学生支援部学務課に報告され、その職員は直ちに不安学生にコンタクトを開始する。うまく連絡がとれない場合は保護者にも協力を仰ぎし、不安学生をラーニング・コモンズに常駐する学習サポータに繋ぐ。学習サポータは、不安学生と面談を重ねながら必要な学習支援メニューをつくり、実施する。学習支援メニューは、全学必修科目の授業担当者とともに組み上げる。それゆえに、表面的なサポートに留まらず、授業における課題の中身に関わるサポートや、そのための基礎となる学習スキルのトレーニング等が可能となっている。MAST プログラム、学習サポータ、IR の3者が、全学のマネジメントにより濃く密接

に連携できているため、授業内外で一貫した学習支援が実現している。この必修科目における学生の状況は、IR を通じて各学位プログラムと定期的に共有している。また、退学を予防する観点等から、初年次全員面談を実施している。全員面談においても IR を活用し、学生の入学前教育の状況、入学手続書類の提出状況やそこに記載されている学生情報、電話や窓口での相談状況、ガイダンス等の参加状況などの入学時データの他、MAST プログラムに対する取組状況、成績データなどを集約し、退学不安者をまず特定する。対応が急がれる学生群から優先的にアプローチできるよう面談時期を分け、段階的に、全員に面談を実現する。面談は、大学執行部が有志を募り、学生に熱意をもって接することができる教職員が担当している。所属学部の教員や限られた担当部局だけが担当する必要はなく、IR により提供されるデータと熱意があれば、十分に学生と向き合える。また IR が分析することで学生へのアクセスを段階的にでき、時期を複数回に分けることで、多忙な教職員の参画ハードルを幾分か下げることができた。一人一人の学生の「顔を見る」この全員面談は、退学予備群への早めのアプローチだけではなく、学生の満足度を上げる、原始的だが本質的な取組となっている。

（準正課 CANDLE プログラム）

令和4年度より、ユニバーシティ・ポリシーを達成するため、学生が「人生と学びの基盤となる力」を育み、発揮する機会を設けることにより、正課教育を軸とした本学教育の質的及び量的充実を図ることを目的とする準正課プログラム「CANDLE プログラム（Campus and Career Design and Learning プログラム）」を実施している。大学を一つの社会とみなして、学生自身が課題解決に主体的に関わる活動をするプログラムで、学生間の交流を通じて「学び成長」に向かう活動に従事している。参画状況の濃淡はあるが、1 学年あたり 100 名前後の学生が、何らかの形でこの CANDLE プログラムに参加しており、メンター的に接する職員と、それを統括する教育研究開発機構の教員が協働で、学生の活動のサポートや様々な相談対応に従事している。

CANDLE プログラムには複数のプロジェクトを置いている。桐蔭プレアド、サマーカレッジ、キャンパス Visit 等の高大接続プログラムに参画するプロジェクトでは、各イベントの運営や参加者の対応、学生企画の立案と実行等に学生チームが取り組んでおり、教育研究開発機構の教員がそれをサポートしている。学生の、本学への帰属意識を高める目的のインターブランディングに従事するプロジェクトでは、学生目線で大学の魅力を発見し、在学し得に向けた広報戦略を企画立案するものであり、広報担当の職員がそれをサポートしている。同じく帰属意識を高めるべく、全国でも強い部活動がある本学の強みを生かし、その応援や盛り上げを通じて取り組んでいく応援部プロジェクトがあり、後述する桐蔭アスレティックデパートメント担当の職員がそれをサポートしている。本学の学園祭にあたる燦爛祭プロジェクトでは、コロナ禍を経て学生のキャンパス離れ、学生会離れが著しい中、再度それを復興させる難しい活動であるが、学生系の職員がそれをサポートしている。最も大きなプロジェクトが、オープンキャンパスプロジェクトである。最も人気があり、参画する学生数も多くなっている。入試・広報センターの職員がそれをサポートしている。図書館においても、選書ツアーや本に関するイベントを通じて学生の図書館利用を促すプロジェクトを実施している。図書館職員がそれをサポートしている。地域交流プロジェクトも実施しており、

大学の地域貢献として実施している「桐蔭おもしろ体験教室」や「桐蔭マルシェ」、「防災ボランティアセミナー」といったイベントの企画立案、運営に携わっている。トランジションセンター大学事務室の職員がサポートしている。

各プロジェクトには学生リーダーがおり、定期的に高い頻度でミーティングを行っている。各サポート教職員も、高い割合でそれに参加し、学生間のファシリテーションや身近な大人としての相談対応など、親密な関係性を築いている。このように、横のつながりを強化することで学生の居場所を増やし、大学生活を安心して充実させる取組としても機能しており、本学の特色となっている。（資料 7-1）

（正課外 アスレティックデパートメント）

令和 6 年度からは、大学部活動を一元的に管轄する「桐蔭アスレティックデパートメント（TAD）」を組織した（資料 7-2）。それまでは、強化指定クラブは学校法人直下のスポーツ教育振興本部が、それ以外のクラブは学生係がそれぞれ管轄してきたが、他大学で見られる不祥事等事件対応などのガバナンスの問題、部活動等課外活動における学生の成長も大学としてサポートしていくべき必要性和本学の方向性、課外活動支援の予算管理の一元化などの観点から、学長のもとに部活動を一元的に管轄するための組織として置いたものである。管理運営は学生支援部部活動支援課が担っている。また、部活動のガバナンスを強化し、アスリート学生が競技だけに集中せず、学業との両立の上でたくましく有為な人材になることや、各団体の競技成績や学業の状況、学園・大学への貢献、社会貢献等を総合的に評価し、限られた予算の中から公平かつ納得的に配分を行っていくため、学長直下に部活動支援委員会を設置し、重要な事項について審議、決定することとしている（資料 7-3）。

（学生の学習意欲向上に向けた取組）

学生の学習意欲向上に向けた取組として、特色ある入学前教育プログラムを実施している。入学前教育においてはリメディアル型と大学教育準備型があるが、本学においては、この変化の激しい時代を生き抜く人材を本気で育てるための準備教育として位置づけ、総合型選抜入試及び学校推薦型選抜入試による入学予定者を特別科目等履修生として登録し、MAST プログラム必修科目「桐蔭キャリアゲート」（2 単位）を先取りするプログラムとして実施している。「桐蔭プレアド」と呼ぶこの取組は令和 3 年度に試行、令和 4 年度より本格実施している。令和 4 年度入学生対象分は 187 名、令和 5 年度入学生対象分は 290 名、令和 6 年度入学生対象分は 392 名、令和 7 年度入学生対象分は 269 名と、プログラムの趣旨と内容が確かに伝わり、順調に規模を拡大してきている（資料 4-4）。また法学部においては、公務員を目指す学生に向けた学習サポートを、スポーツ科学部、キャリアセンターと協働で実施している。医用工学部においては、物理や数学等の、高等学校段階での履修状況に応じた補習授業を行っている。臨床工学技士、臨床検査技師等の国家資格試験対策についても、相当なボリュームで補習授業を実施している。また医療業種への就職という特殊性を踏まえ、キャリアセンターには県下の病院等に太いパイプを持つ者を医用工学部キャリアサポーターとして非常勤雇用し、学生たちの医療職種への進路相談や職場体験等の斡旋などの手厚い支援を行っている。スポーツ科学部においては、教員を目指す学生に対して、専門の客員教授を雇用し、教職センターと協働しながら日夜学生の資格取得支援にあたっている。こ

のような MAST プログラムにおける学習や各学部等における学習も支援するため、ラーニング・コモンズに学習サポータを非常勤雇用し、常駐させている。

また、全学を挙げて、神奈川経済同友会が主催する「神奈川産学チャレンジプログラム」に参画している。これは神奈川経済同友会に関係する企業と大学が協働で実施する PBL プログラムであり、本学からもゼミ単位で参画し、学生の学習意欲と能力研鑽の場として大変機能している。キャリアセンターが全体を所管し、必要な支援にあたるるとともに、学園祭当日には「中間発表会」を企画、開催し、本番に向けた準備として学生のプレゼンテーションを教職員で審査、助言等をする手厚い取組となっている。この手厚さも功を奏し、最優秀賞や優秀賞を獲得してくる学生チームが毎年出現している。

（学生表彰）

毎年度末には、全学学生委員会主管のもと、「桐蔭横浜大学学生表彰規程」に則り、学業面で優秀な成績を修めた学生や、学術研究活動で高い評価を得た学生、課外活動で顕著な成果を得た学生、ボランティア活動や社会貢献活動で本学の名誉を高めた学生等に対して、その成果に応じて学長賞、学長顕彰、学長奨励賞の表彰を行っている。

（国際交流支援）

留学を希望する学生、及び本学への留学生の支援は、学校法人に設置する学園グローバルセンターと本学国際交流委員会、学生支援部学生係が担っている。数は多くないもののアメリカ、イギリス、韓国の協定校との短期プログラムや中国、韓国の協定校との交換留学プログラムを用意し留学派遣と受入の機会を提供している。それに伴い、海外渡航先の開拓や随行、渡航のための手続きと語学や文化に関する事前学習の実施、受け入れに際しては在留に係る諸手続や住居の支援等、必要な支援を漏れなく実施している。また留学等、語学力を向上させたい学生への支援として、TOEIC IP テストの学内実施や、「桐蔭英語村」に4名の英語ネイティブの講師を常駐させ英会話及び英検や TOEIC、IELTS などの個別レッスンを実施している。「桐蔭英語村」では、英語力強化のみならず自由な時間に気軽にネイティブと話をしたりゲームなどで遊んだりすることができ、ネイティブ講師が企画するハロウィーンやクリスマス等に合わせた各種イベントを実施することで、英語に親しみコミュニケーション力を強化し、異文化理解を深める場となっている（資料 7-4【ウェブ】）。

国際交流として、イギリス・ウースターシャー州およびヘレフォードシャー州に拠点を置くウースター大学と、平成 28 年に大学間協定を締結して以来、学生の語学研修及び異文化交流プログラム、教員の研究交流などの派遣、招聘を通じ、関係性を培ってきた。令和 5 年には継続協定を締結し、今後 10 年の長期にわたる連携を確認した。同じく令和 5 年、アルファラビ・カザフ国立大学（KazNU）とパートナーシップの覚書を交わした。KazNU は中央アジアカザフスタン共和国の最大の都市であるアルマティに位置し、16 の学部を抱えるカザフスタン最高峰の国立総合大学である。調印式は当地で行われ、本学からは大学院スポーツ科学研究科の桜井智野風教授、KazNU からは科学・イノベーション活動担当であるザミリヤ・アイツハノワ副学長が出席した。両大学の多様な分野における国際交流の推進について確認した。

法学部においては、令和 6 年夏、中国の 4 大学の学生（西南政法大学 5 名、南京師範大学

3名、四川外国語大学2名、華僑大学2名）を対象に、2週間のサマースクールプログラムを実施した。学内で法学の授業を行うほか、富士山巡りや和服体験、国会議事堂見学など全7回にわたる日本文化体験を実施し、本学の学生とも交流を深めた。

（ICT 支援）

学生の ICT 環境に係る支援については、学生支援部学務課が、学校法人に設置する学園情報センターと緊密に連携し、実施している。学務課には貸与用のノートパソコンを十分に用意している。

（休退学に係る面談等）

休退学を考えている学生については、学生支援部学務課と各学部の担当教員が緊密に連携し、丁寧に相談に応じている。仮に休退学につながった場合も、担当教員による面談と所見の報告なくしては、その学籍異動を学長が許可しないことを徹底しており、そのことも合わせ、学生に対してしっかりと向き合うことがシステムとしても担保されている。

（経済的支援）

学費納入に係る相談や経済的支援については、学生支援部学生係が担っている。学費に関することは経理セクション、奨学金等経済的支援については学生セクション、と分離されることが多いが、本学においては、双方を把握することで真に必要な支援が行き渡るという考え方のもと、学生係で一元的に管轄している。日本学生支援機構による奨学金制度や、国による高等教育の修学支援新制度を活用すれば、早期に相談さえしてくれれば、ほとんどのケースに対応できる。学生係において、日々、保護者と学生の相談に丁寧に応じている。またこの一元的な管理運営により、学費延納、督促状況を“教学データ”として、執行部及び各学部等に共有することができている。それらが単に家計だけの問題なのか、学生の学習行動に伴ったものなのか、教室等の状況と突合することにより、これも早期に退学等予備群を把握する装置となっている。その他、各学部の成績優秀学生に対しては、本学独自の奨学金（学費減免）を用意している。

（ハラスメントの防止）

ハラスメントについては、「桐蔭横浜大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、学生便覧において学生に明示している。「ハラスメント対策委員会」が設置する相談窓口があり、規程に基づき守秘義務を徹底しながら対応にあたっている。学生には、学生便覧への掲載のみならず、前・後期のオリエンテーションにおいて全学生に注意喚起を実施している。また、教員組織及び職員組織にハラスメントの相談員を設けている。

（キャリア支援）

学生のキャリア支援については、全学キャリア支援委員会及びキャリアセンターが担っている。特に、令和2年以降の改革においては、学生を本気で育て、人材として社会に輩出することがその根幹であることから、取組と人員体制を強化してきた。昨今、「エントリーシート・一期一会型」から「インターンシップとマッチング型」に就職市場が変化してきた

ことに鑑み、キャリアセンターの業務も、カウンセリング型から企業との接続型にシフトしてきた。また一流大学から大手企業へ、という安定が約束されたキャリアパスがこの VUCA 時代に崩壊しつつある今、中間層大学から地元等の優良経営企業、すなわち、従業員を人材として大切にし、大学までで培ってきた力を更に伸ばしてくれる、学生たちのウェルビーイングを実現してくれる企業へのマッチングが、本学キャリアセンターの主要なミッションとなっている。そのため、地元優良企業との接点を増やし、学生への露出を高め、多くの出会いの場を作っていく取組を数多く実施しているところである。

以下、具体的な取組について記述する。まず「キャリアサポーターの配置」であるが、外部のキャリアコンサルタント資格を有する者と契約し、履歴書やエントリーシートの添削、面接指導、その他相談に応じている。基本的には予約制であるが、毎週火曜日は「なんでも相談会」として、予約なしで学生が気軽に利活用できるよう設定している。次に「MAST プログラムのキャリアセミナー」である。当授業は学生の進路選択や就業意欲涵養のために実施する授業で、青年心理学的側面からキャリアにアプローチする学術的な内容に加え、キャリアセンターが企画する「OB・OG 講演会」「内定者報告会」「企業セミナー」を組み込むことで、キャリアに関するリアルな情報に学生が触れることができるよう、取り組んでいるものである。令和4年に改正された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意、以下「三省合意」）を受け、インターンシップ先の開拓にも力を入れている。企業がインターンシップ受入を敬遠する傾向やコロナ禍の影響で減少してしまったインターンシップ受入先企業を、上記三省合意後に、改めて開拓に乗り出した。学生にも積極的な参加を促し、令和6年度は23企業に69名の学生を送り出すことができた。公務員志望者支援にも力を入れており、法学部、スポーツ科学部と連携し実施する「公務員演習」の開催、先輩学生が後輩に成功体験談を伝える「内定者報告会」、警察・消防、各地方公共団体より招聘し講演いただく「公務員セミナー」、警察や消防の現場体験と本学向けの採用試験説明会を現地にて開催いただく「職域体験」など、数多くの取組を実施している。その他、「個別企業説明会」や「就職なんでも相談会」などを実施し、学生の就職活動を手厚くサポートしている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制整備と支援の実施については、適切であると判断する。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（職員組織が主導する学生支援の改善・向上）

学生支援に関わる状況については、全学学生委員会を中心に取組の状況を審議し、連絡協議ミーティング、大学評議会を通じて大学執行部会議に共有され、必要な支援が十分に行われているかを全学的に点検している。また、この分野においては教職協働、とりわけ職員の力が存分に発揮されるべき分野であることから、事務連絡会改め事務部課長会議において、各部門における学生支援の取組を審議し、必要な協力体制等を構築している。全学学生委員会は学生支援担当の副学長が、事務部課長会議は大学事務局長が管理するが、この改革期において学生支援は重要な分野であることから、両者は兼務としており、その者を通じて学長以下執行部会議において、具に状況が報告される仕組みとなっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

MAST プログラムを起点とし、IR を活用した学習支援体制を構築している。アーリーアラートによる退学抑止の取組や、全学面談の実施等、特徴的な取組に繋がっている。

準正課プログラム「CANDLE プログラム」は、本学の大きな特色となっている。教職員、主に職員がサポートする形態も特徴的であり、ユニバーシティ・ポリシーに掲げた力を獲得する教育プログラムの側面と、学生のピア活動を促し、キャンパスライフを充実させる仕掛けとしての側面を持つ。数名であるが、オープンキャンパスやホームページ、SNS 等でこの「CANDLE プログラム」に触れ、そのプログラムに参画したいために本学に入学を希望する高校生も出てきている。

部活動のガバナンス体制整備にいち早く取り組んだことも、本学の特色である。また、部活動を単なる課外活動としてではなく、ユニバーシティ・ポリシーに掲げた力を獲得する教育プログラムの側面を持たせようと試みている点も特徴的である。

入学前教育プログラム「桐蔭プレアド」も本学の特色である。入学生のスタートダッシュに大きく寄与している。また、友人作り等の学生支援的側面も強い。その他、ラーニング・コモンズに常駐する学習サポーターや、各学部の教員が実施する各補習・補充授業も精力的な活動となっている。

学費窓口と奨学金窓口を一元化しているのも本学の特色である。これを学生係で担い、保護者と学生、大学を密に繋ぎ、家計の状況等に応じた対応策を丁寧に講ずることができている。

キャリアセンターにおいては、一期一会型からマッチング型への転換に向けて、数多くの取組を実施している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生支援に係る大学の方針を踏まえ、学生本位の大学づくりを目指し、教職員が協働して丁寧かつ大胆な学生支援の取組を実施している。MAST プログラムを起点とした学習支援、入学前教育プログラム「桐蔭プレアド」、CANDLE プログラム等は業界からも注目を集めている大胆な取組であるが、内実は丁寧できめ細やかな学生支援となっている。

元より、小規模な大学であるため、学生と教職員の距離が近いことが本学の特色であった。その強みを最大限に生かし、教職協働、特に職員の力を存分に発揮する取組領域として、全学的に取り組んでいる。

以上のことから、大学基準を充足していると判断できる。

第8章 教育研究等環境

（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|-----------------------------------|------------|
| 学校法人桐蔭学園中期目標・計画 （令和7年度～令和11年度） | 同左 |
| 備考： | |

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|----------------------|---|
| 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 研究インテグリティの確保に関する規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 備考： | |

(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

(教育研究等環境整備の方針)

教育研究等環境の整備については、桐蔭学園次期中期目標・計画において、

刻々と進展する教育・研究活動を効果的・効率的に支援し、学生及び教職員の安全と利便性に配慮した環境を整備する。

と方針を明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。

(本学の施設・設備)

本学は、横浜市青葉区鉄町のキャンパスに、83,764 m²の校地と述べ床面積 40,863 m²の校舎を構え、3,450 名までは教育可能な施設設備を有している。平成 26 年度に医用工学実習棟、平成 29 年に大学体育館、クラブハウス（部室棟）の増築を実施して以来、施設の増改築は行っていない。令和 6 年 5 月時点、学部と大学院を合わせて 2,320 名の学生が在籍していたが、十分に余裕がある現況にある。若干、運動施設が不足することがあるが、学校法人に設置される高等学校、中等教育学校等と融通しあい、共有して使用することで問題なく教育活動を行うことができている。

(改革に応じた建屋の名称変更)

既存の法学部、医用工学部、スポーツ科学部は、それぞれの教育研究の特徴に応じた施設設備を有しており、学部名称を冠した棟もあったが、全学的な施設マネジメントとして特に各棟の使用を明確に区分することはなく、活動の目的に応じたキャンパス活用を行ってきた。法科大学院閉鎖、MAST プログラムの導入や現代教養学環の開設に伴い、キャンパスの活用についての考え方を明確にするため、令和 5 年度に学部等名を冠した各棟の名称を、統一的に I 号館～VI号館と変更した。

(学習環境整備)

また、全学生が学習のために使用できる空間として、300 m²規模の大教室を改修し、ラー

ニング・コモンズとして開放している。各棟と連携し学生の学習空間をデザインし、至る所で学生がアクティブに学ぶことができる「ラーニングゾーン」して整理、明示している（資料 4-5【ウェブ】）。また建物の大幅な改修は行っていないが、教室の使用状況及び授業方法の変化を踏まえ、毎年度に予算を計上し、教室の統合やプロジェクター等設備の改修を実施している。

（衛生委員会等）

安心・安全及び衛生面に関しては、施設・設備の定期検査・点検、学内警備・巡回、日常清掃を実施し、キャンパスの安心・安全の確保及び衛生面の向上に努めている。労働安全衛生法に基づいて「桐蔭横浜大学・大学院事業場の衛生委員会運営に関する申し合わせ」を定め、学校法人と連携し、原則として毎月 1 回「衛生委員会」を開催し、教職員の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止等に向けた検討を行っている（資料 8-1）。また本学では工学系の研究を実施するため、別に「桐蔭横浜大学安全管理委員会規程」を定め、教職員の労働安全環境整備に関わって、特に薬品管理や廃棄物等の適正な処理等について審議する組織を設けている。

（ICT インフラ整備）

ネットワーク環境等については、学校法人に設置する学園情報センターが主管となり、大学をはじめ各学校種の情報インフラ整備を実施している。学生や教職員の環境を確保するため、特にこの改革期以降は基盤的整備に注力してきたところ。令和 3 年度は、I 号館 5～6 階フロア基幹スイッチ（LAN 制御機器）更改、大学生認証サーバー（学内ネットワークに参加するための認証管理）更改、ドメイン名管理サーバー（DNS）及び教職員認証サーバー更改を実施した。令和 4 年度は、II 号館・IV 号館基幹スイッチ（LAN 制御機器）更改、I 号館 2 階事務室ルーター（ネットワーク接続管理機器）導入を実施した。令和 5 年度は、桐蔭学園ホームページ更改（Web HP 制作基盤の刷新）、大学図書館アクセスポイント増強、パソコン教室 Windows11 導入・環境復元システム更改を実施した。令和 6 年度は、次期基幹ネットワーク光回線敷設を実施した。

なお、学内において ICT に関連したサポートデスクとしても情報センターは機能しており、各学校種の一次窓口と密に連携をしながら、素早いサポートを心がけている。

（情報倫理教育）

情報倫理に関しては、「桐蔭横浜大学学生等個人情報の保護に関する規程」、「桐蔭横浜大学学外利用者個人情報の保護に関する規程」及び「桐蔭横浜大学プライバシーポリシー」を定め、教職員への周知を徹底している。学生に対しては、MAST プログラムにおける全学必修授業である「桐蔭スキルゲート」においてメディア情報リテラシーを、「データコミュニケーション入門」において個人情報と倫理の問題を、それぞれ扱っており研修等の普及啓発の枠を超え、確実に教育できている（基本情報：シラバス【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境整備については、適切であると判断する。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

（図書館の状況）

学部・大学院の教育研究のため、床面積 3,141 m²、閲覧席 413 席の大学図書館を有している。現在、約 20 万冊の書籍と 450 を超えるタイトルに及ぶ雑誌を保有し、2,300 タイトルを超える電子ジャーナルが閲覧可能となっている。開館時間は月～土曜日の 9 時から 20 時まで、日・祝日及び年末年始の大学休業日は休館となっている。2 階参考閲覧室は、資料を大きく広げ複数人で画面を見ながらの作業が可能な 13 台の PC やホワイトボード、DVD ブースも備えた会話可能な閲覧室である。また、館内に個人用閲覧席が 86 席あり、集中して自習するスペースとして多く活用されている。桐蔭学園の中央図書館として、高校生・中等教育学校後期生をも含めた学園関係者すべてに門戸を開いている。蔵書は、法学・医用工学・スポーツ科学系の専門書が中心となっている。

また、桐蔭学園アカデミウム地下 1 階にある「メモリアルライブラリー」は、大学院生以上と法学部生が利用できる研究図書室で、ドイツ民法の父であるフリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーの個人蔵書（サヴィニー文庫）、マックス・カーザー記念文庫、独・ライヒ最高裁判所旧蔵フランス民法文庫などヨーロッパ法制史上の貴重な資料を所蔵している。グロティウス「戦争と平和の法」（1667 年・1670 年・1720 年アムステルダム版ほか）、モンテスキュー「法の精神」（1749 年アムステルダム版）、ルソー「社会契約論」（1795 年パリ版）など貴重な原著を所蔵している。それらを含め、ここにも約 21,000 冊の蔵書が所蔵されている。桐蔭学園アカデミウムは現在休館中であるが、本研究図書室については、希望があれば利用を許可している。また大学 IV 号館の 1・2 階には、法律分野に特化した専門図書室を置いている。蔵書数は約 10,000 冊となっている。

図書館は、学校法人に置く学園図書センターにより管理運営されており、大学は、図書館運営委員会がそこに参画している。学園図書センター長が大学の図書館運営委員長を兼ねている。図書館事務室には、必要な専門的な知識を有する職員が配置されている。（資料 8-2【ウェブ】）

以上のことから、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備え、機能させていることについては、適切であると判断する。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

（研究活動の方針）

研究に対する大学の基本的な考え方については、桐蔭学園次期中期目標・計画において、

倫理的で規律ある研究活動を通じて、新たな知の創造や社会課題の解決に挑み、その成果を広く社会に還元するとともに、学生教育の絶えざる更新に努める。

と明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。本学は教育に重きを置く大学であるが、教員の研究活動なくして大学は成立し得ず、そしてそれがまた学生教育の現場と往還されるものでなければならない。そして活性化はもとより、公正な研究を追求する必要がある。

（研究費の状況）

教員の行う研究活動を支援するため、専任教員には職位と研究分野（実験系・非実験系）に応じ、定められた配分額を支給している。また、学部ごとに事業計画を作成し、大型の教育・研究設備の整備も進めている。更に、助成金・共同研究・受託研究など外部資金の導入支援と管理については、全学研究推進委員会及び総務部研究推進課が担っており、特に科学研究費補助金については講習会等を開催し、申請のサポートを行っている。令和6年度は、学内講習会に代えてロバスト・ジャパン株式会社による科研費申請講演会の収録動画をオンラインセミナーで実施した。サポート希望者がいれば、研究推進課で申請について手厚く支援を行っている。学長の方針として、教員は、自身の研究を整理する意味も込めて科研費にできるだけ申請するように周知しており、令和6年度の科研費配分状況は20件、39,520,000円に上り、全国の私立大学中175位の順位につける成果を得ている。科研費や助成金などに伴う間接経費を活用して、共用の研究設備等の整備も進めている。研究成果の一つである特許については、発明者の届出に基づいた発明評価委員会の審議を経て、学長が出願する規程を定めている。

（教員の研究環境）

研究室については、専任教員1名につき1つの個人研究室を設けている。さらに、共同研究スペースを複数設けており、活発な研究活動のために利用されている。研究時間の確保については、令和5年度より、専任教員については「専門業務型裁量労働制」を導入（資料8-3）し、業務の遂行手段や時間配分を裁量的に決めることができるようにし、また労働時間

のうち半数は研究に充当できるよう全体で配慮していくことを大学執行部会議で確認している。

（研究倫理等を遵守する体制）

研究倫理を遵守するとともに、研究活動の不正を防止するため、「桐蔭横浜大学における研究インテグリティの確保に関する規程」を整備している。研究費等の不正使用防止対策においては、文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に基づき、本学の公的研究費の運営・管理に係る責任と権限体制を「研究活動上の不正行為の防止体制」として定めている。学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者として充てている。これらは「桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」、「桐蔭横浜大学研究活動上の不正行為の防止等に係る通報に関する細則」、「桐蔭横浜大学研究データの保存に関するガイドライン」において定めており、教職員に向けては「研究費使用ルール周知パンフレット」を作成し、配布している。不正防止の砦として、事務職員向けに毎年度「桐蔭横浜大学コンプライアンス教育」を実施している（資料 8-4）。研究費等の公的資金の使用と不正防止に向けた体制等を確認する内容となっており、職員は受講した後、公的研究費等の使用・管理に関わる構成員として誓約書にサインすることを求めている。

利益相反マネジメントにおいては、産官学連携活動等において発生し得る利益相反の問題に関して、社会への説明責任を果たし、透明性を確保するとともに、職員が安心して産学連携活動等に取り組める環境を整備するため、「桐蔭横浜大学利益相反マネジメント規程」を定めている。外為法（安全保障貿易管理）への対応においては、適切に安全保障輸出管理を行うため「安全保障輸出管理規程」を定め、管理体制を整え、教員等への周知・啓発活動を行っている。

「桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会」を置き、人を対象とした医学系研究が、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿って、かつ、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）」に準拠し、しかるべき倫理的配慮および科学的妥当性並びに研究機関及び研究者等の利益相反に関する透明性が確保されているかどうかを審査している。また、医学系研究のみならず、臨床・臨地・人文社会科学の調査および実験においても、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含めて「人の対象とする研究」として、審査の対象としている。その他、動物実験を適正に実施するための「桐蔭横浜大学動物実験に関する規程」、遺伝子組換え実験を適正に実施し、研究用微生物を安全に使用・保管するための「桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理規則」、「桐蔭横浜大学研究用微生物危険防止規則」を定め、それぞれの分野で適正な活動を実施できる体制を整えている。

（研究倫理教育）

研究倫理教育については、日本学術振興会による研究倫理 e ラーニングコースにより実施している。各学部等・研究科において、責任をもってこれを所属教員、学部生、研究科生に対して実施し、学長宛に報告書を出すことを義務付けている（資料 6-1）。

以上のことから、研究活動に関わる支援、条件整備を通じた研究活動の促進、健全な研究活動のために必要な措置については、適切であると判断する。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（教育研究等環境の点検）

内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織において、教育研究等環境の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に関する取組を定期的に行っている。特に教育研究等環境整備は大学職員の本分であり、月1回開催の事務部課長会議において各部門の取組を共有、意見交換をし、必要に応じて執行部会議に上奏している。また施設・設備については、総務部総務課において責任をもって定期検査・点検を行っている。

研究不正防止、とりわけ研究費の適正な使用に向けては、日常的に経費執行を総務部総務課及び研究推進課において細かく精査している他、「桐蔭横浜大学内部監査規程」に基づき年1回実施する内部監査において、研究費執行を毎年対象にするなどの、複層的な構成で点検と改善を行っている。

以上のことから、教育研究等環境に関わる状況の定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取組については、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育研究等環境の整備については、法令等が求める要件を踏まえ、限られた予算の範囲内で適切に実施している。研究環境の整備、とりわけ研究インテグリティの確保と不正防止、倫理の徹底に関しては、工学系の研究を行う教員が多く在籍していることもあり、その知見から本学の取組を牽引してくれている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学園の財務状況から、大きな増改築等の施設整備は実施できる状況にないものの、より教育研究を質的に向上させるために必要な施策に取り組まなければならない。教職員が知

恵を出し合い、環境の構築に向かうべきところ、十分な議論が展開されているとは言えないところは課題である。現状は十分であるが、この先の将来投資をどのように行うか、という点で、全学的に点検・評価、改善策の検討を行っていきたい。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

| 資料名称 | URL・印刷物の名称 |
|-----------------------------------|------------|
| 学校法人桐蔭学園中期目標・計画 （令和7年度～令和11年度） | 同左 |
| 備考： | |

（本文）

評価：S

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

（社会連携・社会貢献の方針）

教育研究と社会貢献は大学の柱であり、立地する地域の発展なくして大学の発展はあり得ない。桐蔭学園次期中期目標・計画において、

ステークホルダーとの強固な信頼関係を維持し、教職員による研究成果の普及と、学生を含むすべての構成員による社会実践の活動を通じて、地域社会の課題解決と持続的な発展に貢献する。

と方針を明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。

（学園一体型の社会連携・社会貢献）

本学における社会連携・社会貢献の体制は特徴的で、本学園に設置するトランジションセンターが、本学園全体のリエゾンとなっている。各学校種が単独で地域連携を進めていけるほどの体力も知見もなく、また「桐蔭学園」と地域がお付き合いする以上、各学校種がまともなく動いては、信頼関係の構築も難しい。そのため、学園トランジションセンターが全体の社会連携・社会貢献を統括し、各学校種と緊密に連携する体制となっている。

本学においては、本学園の中でも特に社会連携・社会貢献のニーズと機会が多く、そのため、トランジションセンター大学事務室を置き、学園トランジションセンターの中でも比重を高く業務にあたる体制を整えている。本学側は、地域連携推進委員会を置き、緊密な連携体制のもとで社会連携・社会貢献に取り組んでいる。（資料 9-1【ウェブ】）

<生涯学習講座・資格講座>

地域のシニアを対象に、文化・芸術・語学などを学ぶ生涯学習講座、パラレルキャリア・セカンドキャリアに役立つ資格講座を開講してきた。受講者は青葉区在住の市民が多く、トランジションセンター黎明期において、地域に大きな役割を果たしてきたと言える。コロナ禍以降の受講状況を踏まえ、令和6年度で一度休止することを決定している。

<桐蔭おもしろ体験教室>

「近隣の小学生のみなさんに、実際に見てさわって感じてもらい、本物を体験してもらいたい」という大学教員の思いから始まった企画で、前身の「おもしろ理科教室」を1999年に開始して以降、令和6年度で26回目の開催となった。800名を超える小学生と保護者が来校し、熱心に、楽しく科学に触れる体験をしてもらえる意義深い取組となっている。「ペロブスカイト太陽電池」の展示や、発明者である宮坂力本学特任教授の講演やJAXAとのコラボレーション、その他横浜銀行や三菱ケミカルなど協賛企業によるブース設置など、盛況なイベントとなっている。令和5年度は山中横浜市長の視察を受け入れ、挨拶をいただいた。文部科学省、横浜市などの後援名義も取得している、社会的に認知された社会連携・社会貢献事業となっている。

<桐蔭マルシェ>

本学が地域活性化の拠点となるべく、食とエネルギーの地産地消をテーマに令和4年度より開催している。青葉区産食品等の地産地消マルシェや防災ワークショップ、地域企業に協力いただくSDGsマーケットのほか、地域住民や近隣の小学校、支援学校御児童生徒、桐蔭学園の児童・生徒・学生によるステージ発表などのイベントを盛り込んだ地域連携・社会貢献イベントであり、令和6年度は1,200名を超える来場者があった。「地産地マルシェ」には、近隣の農園や商店会協働組合、学校支援ネットワークのNPO、社会福祉法人、桐蔭学園中等教育学校の生徒有志、本学学生有志による出店があった。「SDGsマーケット」では、大人も子どもも楽しめる脱炭素・循環型社会・防災に関わる紹介コーナーの設置やワークショップを開催し、非常食を扱う企業や日本ボーイスカウト神奈川連盟、桐蔭学園高等学校生徒有志、本学学生有志による出展があった。ほか、青葉消防署や青葉区危機管理・地域防災担当、防災用品を取り扱う企業、本学スポーツサポートセンターによる「防災を考える展示やワークショップ」などを実施した。収益の一部と、学生企画のフードドライブにより集まった品目は、令和6年度能登半島地震の義援金として寄付した。

また、この桐蔭マルシェから発足した「桐蔭能登プロジェクト」では、学生たちが企画し、令和7年2月には、学生6名と教員1名の計7名が、石川県珠洲市で災害ボランティア活動に参加した。この企画の実現には、石川県人会、石川県地域振興課（いしかわサテライトキャンパス）、株式会社雨風太陽、みんなの馬株式会社、ボラキャンず、珠洲市役所の協力があった。同プロジェクトでは、継続して能登の復興支援活動を実施していく。

<防災ボランティアセミナー>

令和6年度は、9月より3回連続シリーズで「防災ボランティアセミナー ～能登半島地震から学ぶ」を、あざみ野商店会と共催、横浜市青葉区後援により実施した。地域における大きな課題である防災について、産官学が連携して、地域住民とともに学ぶ良い機会を創出することができた。当日は地域住民と大学生・高校生が56名参加し、地域防災や避難所運営等の行動を起こすためのスキルを共に学ぶ貴重な機会となった。今後も継続して実施していく。

<桐蔭スポーツチャレンジ教室>

本学の体育系部活動は、全国レベルで好成績を収めたり、卒業後はプロ選手となったりする等社会的にも注目を集めているが、この人的資源をもって社会連携・社会貢献に取り組むイベントとして「桐蔭スポーツチャレンジ教室」を開催している。小学生が、サッカー、野球、バスケットボール、剣道、柔道、陸上競技、パラスポーツなどの競技を体験でき、将来のプロや全国レベルの大学生アスリートから指導を受けることができるプログラムとなっている。このことは、前述した「桐蔭アスレティックデパートメント（TAD）」の理念と一致しており、学生たちは、社会連携・社会貢献を通じて自らの価値を確認し、今後さらに研鑽が必要なことを発見し、学びと成長に向かっていく循環を作るための重要な教育活動ともなっている。

<地域部活動指導者資格認定プログラム>

公立中学校における部活動の地域移行に係る指導者の養成を目的に、地域部活動指導者資格認定プログラムを実施している。本プログラムは、令和5年10月に策定された「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を踏まえ、地域社会に貢献する本学が県内の各教育委員会、日本スポーツ協会等との連携により実施するものである。今後、年2回実施することとしており、令和6年は初回（試行）を3月に、2回目（本格実施）を8月に行った。8月は、本学学生も含め68名の参加者があった。この取組はスポーツ科学部と大学事務局が主導で実施している。社会から高く評価されており、大学スポーツ協会（UNIVAS）の学長会議に本学の副学長が招聘され、取組の紹介講演を行った。

<ペロブスカイト太陽電池の公共施設における実証実験>

学校法人桐蔭学園、東急株式会社、東急電鉄株式会社、横浜市の連携体制により、令和5年2月、ペロブスカイト太陽電池の実証実験を東急電鉄青葉台駅構内で実施した。この実証実験は、地域住民対象にペロブスカイト太陽電池の普及・啓発を目的とするもので、公共空間では国内初の取組として注目された。本実験は、令和4年11月に学校法人桐蔭学園、東急株式会社、東急電鉄株式会社の3者が締結した『『教育』と『エネルギー』における相互連携に関する協定』、及び令和5年2月に横浜市と学校法人桐蔭学園の2者が締結した「脱炭素社会の構築及び持続可能で魅力ある暮らしづくりの推進に関する協定」に基づく取組となる。

<ペロブスカイト太陽電池の普及啓発活動（横浜市との協定）>

横浜市と学校法人桐蔭学園は、令和5年2月、ペロブスカイト太陽電池を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結した。この協定に基づき、横浜発の新技术であるペロブスカイト太陽電池の社会実装に向け、事業者を対象に「ペロブスカイト太陽電池フォーラム」を、令和6年3月に第1回を、11月に第2回を開催した。ペロブスカイト太陽電池を活用した製品やサービスを検討している事業者を対象に、最新の技術情報や実証実験結果を共有し、ペロブスカイト太陽電池を活用した製品やサービスの

実装に向けて検討する会を開催した。なお、当日は本学の研究室の大学院生が運営を担い、ペロブスカイト太陽電池の機能説明を担当した。また、一般の地域住民対象には、横浜市との協働で、横浜市内の区民祭でペロブスカイト太陽電池の展示を行い普及啓発活動に努めた。

<ペロブスカイト太陽電池出前授業（横浜市青葉区との協定）>

横浜市青葉区と、青葉区民を対象にペロブスカイト太陽電池を活用した脱炭素化の普及啓発等に取り組む連携協定を令和6年4月に締結した。この協定に基づき、「GREEN×EXPO 2027」までに青葉区内の公立小学校全30校にペロブスカイト太陽電池を用いた環境出前授業を実施していく予定である。

<こころと身体の健康調査>

横浜市青葉区と令和4年4月に締結した「こころと身体の健康調査研究に関する協定」に基づき、青葉区民を対象に健康寿命の延伸と健康格差の縮小等に寄与することを企図した健康調査研究を実施した。令和5年に本学が提出した調査結果をもとに、青葉区は介護予防・認知症施策に生かすべく検討を進め、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けて取り組んだ。同年10月には青葉区との共催で調査結果等を報告するシンポジウムも実施した。

<健康麻雀>

地域のシニア対象に「健康麻雀」を実施し、認知症予防対策に取り組んでいる。この取組は、令和4年に桐蔭学園が横浜市青葉区と実施した「こころと身体の健康調査」の、男性の方が地域の活動に参加しにくいという結果を受け、取り組んでいるものである。「健康麻雀」は麻雀を通じて認知症予防、社会参加に効果的とされており、横浜市青葉区のすすき野地域ケアプラザで、毎回約20名の地域の方が参加している。スポーツ科学部スポーツ健康科学科のゼミ生が主体となっている。

<健康・運動個別相談室>

身体を動かす機会が少なく、どのような運動をすればよいか悩んでいる地域住民に向けて、オンライン個別相談室を開設している。健康・運動指導に精通した学生が教員の監修のもと、個々のお悩みにそった運動やストレッチを提案している。

（連携協定等）

上記に特筆した取組のほか、社会連携・社会貢献として複数の連携協定事業に参画している。

－横浜市青葉区・青葉区に立地する6大学（2010年）

人材の育成、学術研究の向上や、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的に基本協定を締結

- －東急スポーツシステム株式会社（2020 年）
スポーツを通じた地域連携や教育支援の一層の充実を図るとともに、その成果と普及を促進することにより、社会貢献と人材育成に寄与することを目的に協定を締結
- －横浜市スポーツ医科学センター（2020 年）
トレーナーの派遣、スポーツイベントの連携、学生の実習受け入れなどを目的に覚書を手交
- －あざみ野商店会協同組合（2021 年）
地域課題の解決や、文化・教育・スポーツ・健康づくりの振興等を目的に包括協定を締結
- －横浜市青葉区（2022 年）
「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」及び「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」に寄与することを企図し、協定を締結
- －横浜ビー・コルセアーズ（2022 年）
「学生と、アスリート・社会人」の「学び」と「キャリア支援」を通じて、横浜市を中心とした地域・社会貢献を実践することを目的に協定を締結
- －東急株式会社・東急電鉄株式会社（2022 年）
多摩田園都市の地域価値向上につながる新たな事業機会及び学術機会の創出を目指すことを目的に協定を締結
- －横浜市（2023 年）
地域資源を最大限に活用した脱炭素化社会の構築及び持続可能で魅力ある暮らしづくりを共同推進するため協定を締結
- －株式会社ティップネス（2023 年）
地域における健康増進、健康意識の向上を目指し、未来のアスリート育成と支援や健康寿命の延伸等の社会貢献について協働し、実現することを目的に協定を締結
- －相模原中等教育学校（2023 年）
交流・連携を通じて、生徒が大学レベルの教育・研究に触れ、能力や意欲を高めるとともに、相互の教育・研究の充実、発展に資することを目的に協定を締結
- －三浦学苑高等学校（2023 年）
相互に連携し交流を深めることにより、両校の教育内容の充実と学生及び生徒の資質向上を図ることを目的に協定を締結

－横浜市青葉区（2024 年）

ペロブスカイト太陽電池を活用し、脱炭素化の普及啓発等に取り組むことにより、青葉区民の行動変容を促し、2050 年までの脱炭素化の実現に寄与することを目的に連携協定を締結

－神奈川県立元石川高等学校（2024 年）

相互に連携し交流を深めることにより、両校の教育内容の充実と学生及び生徒の資質向上を図ることを目的に協定を締結

－神奈川県立総合教育センター（2024 年）

相互の人材・機能の活用により、優れた教員の養成や現職教員の研修の充実を図るとともに、今日的教育課題に対応した研究交流を推進、神奈川県教育の充実・発展に寄与することを目的に協定を締結

－株式会社横浜フリエスポーツクラブ・横浜 FC（2024 年）

重要性が高まるスポーツアナリティクス分野において、高い実践力を有する人材の育成を協働して実施することを通じて、双方の教育研究活動を一層充実させるとともに、日本のスポーツ界におけるアナリティクス分野のさらなる発展に資することを目指すことを目的に締結

（共同研究による社会貢献）

また、教員の研究による社会連携・社会貢献は、共同研究等により広く進められている。例えば、「ペロブスカイト太陽電池」の発明者である医用工学部臨床工学科の宮坂力特任教授を中心とした研究室では、ペロブスカイト太陽電池の実用化を目指し研究を行っている。キャノン株式会社との共同研究では、令和 6 年 6 月にペロブスカイト太陽電池の耐久性及び量産安定性を向上させることが期待される高機能材料が開発された。

スポーツ科学研究科の桜井智野風教授とヒューマンスターチャイルド株式会社は、幼児の運動能力向上カリキュラムについての共同研究を行っている。スポーツ科学の最新の研究を取り入れた体操レッスンを体系化し、保育活動との連携を推し進め、子どもたちの運動能力向上を図っていく。

スポーツ科学部スポーツ健康科学科の大伴茉奈講師と株式会社 FAVO は、スポーツ関連脳振盪と眼球運動に関する共同研究を行っている。令和 6 年 3 月には、目標としていた 1,000 名規模の国内スポーツ競技者のデータ収集が完了した。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組の実施、教育研究成果の社会への還元については、適切であると高く判断する。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（社会連携・社会貢献の点検）

内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、学園トランジションセンターにおいて、社会連携・社会貢献活動の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に関する取組を行っている。例えば、本学主催の「桐蔭おもしろ体験教室」、「桐蔭マルシェ」、「桐蔭スポーツチャレンジ教室」などの地域イベントにおいては、地域住民の参加者はもとより、スタッフとして参加した教職員や学生にも終了後にアンケートを実施し、経年での満足度の変化や改善効果の検証をしている。イベント終了後はアンケート結果をもとにスタッフ全員で振り返りを行い、次年度への改善に努めている。また、WEBサイトには、地域住民・企業の方からのご意見をいただく窓口を設置し、本学の社会連携・社会貢献全般の評価や要望を収集し改善に努めている。また、生涯学習講座については、コロナ以前の立ち上げ当初はニーズも多く、地域住民への貢献として一定の効果があったものの、コロナ禍を経て、SNS やオンラインツールの急速な普及により、生涯学習のニーズがデジタルベースにシフトしたことを踏まえ、本学が提供するものとしては休止する判断を行った。また地域社会や企業等との連携も増え、学生の地域活動メニューも増加してきたことから、限られた資源を「選択と集中」で振り分ける狙いもあった。単に地域に向けて資源を提供するのではなく、本学・本学園とともに地域・社会が向上していく取組にシフトしていくべき、という判断でもあった。また社会連携・社会貢献活動については理事会でも報告しており、監事による監査も受けながら、質的充実を図っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動の状況の定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取組については、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の社会連携・社会貢献活動は、学園トランジションセンターが主導し、地域連携推進委員会との緊密な連携のもと実施していることが特徴的である。幼稚園から大学院まで一つのキャンパスにおいて教育研究活動を行っている本学園の特徴から、地域社会との窓口は一元的であることが望ましい。もちろん、各学校種ならではの社会連携・社会貢献活動もあり、本学としても、主体的に活動拡大を行っている。

「桐蔭おもしろ体験教室」や「桐蔭マルシェ」の取組は地域社会に定着している。「桐蔭マルシェ」においては、単にイベントを開催するに留まらず、地域住民が本学学生との協働で出展・出演できる場を設けるなど地域住民の「居場所」としても機能し、平常時からの地

域コミュニティの形成につながっている。また、防災等について多様な年代層の地域住民と本学の学生が共に学ぶ機会を創出するなど、地域課題の解決に資する場ともなっている。

部活動の外部化、という国策に応じ神奈川県において課題となっていた、部活動の地域移行に係る指導者の質保証について、神奈川県下の各教育委員会や日本スポーツ協会等と密に連携し、協働の上に作り上げた地域部活動指導者資格認定プログラムは、地域社会から高く評価を受けている。また地域社会のみならず、大学スポーツ協会等、全国的にも注目を集めている。

ペロブスカイト太陽電池の発明者である医用工学部の宮坂力特任教授を中心とした研究室による社会連携・社会貢献活動は、特筆すべき活動となっている。技術面での企業連携のみならず、脱炭素化社会を目指す横浜市において、地域住民等への普及・啓発活動に数多くの連携実績があり、地域社会から高く評価されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

社会連携・社会貢献に関する方針を定め、また学園全体の方針にも基づき、教育研究成果を社会に還元すべく、多くの社会連携・社会貢献活動を行っている。横浜市青葉区との連携は特に密接で、協働して様々な取組を実施している。

本学の社会連携・社会貢献活動のもう一つの目的として、学生の学びのフィールドを拡大することがある。「桐蔭おもしろ体験教室」や「桐蔭マルシェ」においては CANDLE プログラムの学生たちが、「桐蔭スポーツチャレンジ教室」においては桐蔭アスレティック部門の学生たちが、自分たちの学びと成長のために、積極的かつ全力で参画してくれている。今後においてもこの両輪で取り組んでいきたい。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営

（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

| | 資料・規程名称 | URL・印刷物の名称 |
|---|--|---|
| 大学運営に関する方針を明らかにした資料 | 学校法人桐蔭学園中期目標・計画 (令和 7 年度～令和 11 年度) | 同左 |
| 学長選出・罷免に関する規程 | 学長候補者選考規則 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 役職者の職務権限に関する規程 | 桐蔭横浜大学学則、桐蔭横浜大学大学院学則、事務組織及び事務分掌規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 教授会規程 | 法学部教授会規則、医用工学部教授会規則、スポーツ科学部教授会規則、現代教養学環運営会議規則、教育研究開発機構規程 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの） | 理事会・評議員会名簿 | 同左 |
| 学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿 | 執行部会議規則、評議会規則 | https://sites.google.com/toin.ac.jp/universityregulations |
| 職員採用規程 | 学校法人桐蔭学園就業規則（職員） | 同左 |
| 監査法人又は公認会計士による監査報告書 | 独立監査人の監査報告書 | 同左 |
| 事業報告書 | 学校法人桐蔭学園令和 5 年度事業報告書 | https://toin.ac.jp/wp-content/uploads/2024/07/R05_事業報告書.pdf |
| 備考： | | |

（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

（大学運営の方針）

大学の運営に関しては、桐蔭学園次期中期目標・計画において、

- 学長のリーダーシップのもと、関係法令及び各規則・規程に則り、透明かつ公正な大学運営を行う。教職員は遵法精神に則り、意欲的に、適切な役割分担のもとで大学運営に参画する。
- 学生の学びと成長に不可欠な予算計画を精緻に策定し、厳正にそれを執行することを通じて、学園財政にも貢献する。

と方針を明示している（基本情報：学校法人桐蔭学園次期中期目標・計画（令和7年度～令和11年度））。令和2年以降の改革期において、大学運営に係る関連諸規程を改編し、学長、副学長、学部長、研究科長、大学事務局長が構成員となる大学執行部会議の権限を強め、学部による学部のためのマネジメントに陥らないよう、ガバナンス体制を明確に整えてきた。

（学長選考）

学長の選考は、「桐蔭横浜大学学長候補者選考規則」に則り、大学執行部会議が、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者として推薦する候補者に対して大学評議会において行っている。学長候補者について理事会で審議し学長を決定し、理事長が任命する。学長の権限は、学則第13条において「本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」ことと定めている。任期に関しては、「桐蔭横浜大学学長候補者選考規則」第8条において、4年とし再任を妨げないこととしているが、同第3条において、候補者選考時に満75歳に達している者は除外することを規定している。

（学長を支える職の選考）

副学長に関しては、学則第 13 条に「学長の職務を助ける」者として規定している。「桐蔭横浜大学副学長候補者選考規則」により、副学長候補者の選考は、執行部会議が推薦する候補者に対して大学評議会が行い、その候補者について理事会において決定の後、理事長が任命することとなっている。任期は 2 年で、再任を妨げない。令和 6 年度現在、2 名の副学長が校務にあたっている。

学長補佐に関しては、学則 13 条の 2 に「学長が指示する事項を処理するため」に置くことができることと規定している。学長補佐は、学長の命を受け、特定の事項について企画・立案及び連絡調整等を行うものと位置付けられている。「桐蔭横浜大学学長補佐選考規則」により、学長補佐候補者の選考は、学長が推薦する候補者に対して大学執行部会議で行い、大学評議会の審議を経て、学長が任命することとなっている。任期は 2 年で再任を妨げないが、任命した学長の任期前日までと規定している。令和 6 年度現在、2 名の学長補佐（※特任職につき、「学長特別補佐」）が校務にあたっている。

（学部長・研究科長等の選考）

学部長（現代教養学環においては学環長）に関しては、学則第 15 条において「その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する。」と規定している。「桐蔭横浜大学学部長選考規則」、「桐蔭横浜大学学環長選考規則」により、学部長候補者の選考は、大学執行部会議が推薦する候補者に対して大学評議会が行い、その候補者について理事会において決定の後、理事長が任命することとなっている。任期は 2 年で、2 期 4 年を超えて在任することはできない。

研究科長に関しては、大学院学則第 11 条において「研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。」と規定している。「桐蔭横浜大学大学院研究科長選考規則」により、研究科長候補者の選考は、大学執行部会議が推薦する候補者に対して大学評議会が行い、その候補者について理事会において決定の後、理事長が任命することとなっている。任期は 2 年で、再任を妨げない。

教育研究開発機構長に関しては、「桐蔭横浜大学教育研究開発機構規程」により、大学執行部会議で候補者を選考し大学評議会で決定することとなっている。任期は 2 年で、再任を妨げない。

（その他の職の選考）

大学評議会の主たる構成員となる学科長は「桐蔭横浜大学学科長選考規則」により、学長が当該学科の専任教授の中から候補者を選考し、大学執行部会議の議を経て大学評議会で決定し、当該学部教授会への報告の後、学長が任命することとなっており、2 年任期で再任を妨げない。専攻長は「桐蔭横浜大学大学院専攻長選考規則」により、学長が当該研究科から候補者を選考し、大学執行部会議の議を経て大学評議会で決定し、当該研究科委員会への報告の後、学長が任命することとなっており、2 年任期で再任を妨げない。全学委員長については、各委員会規程により、学長が指名した者を充てることとしており、任期は 2 年で、2 期 4 年を超えて在任することはできない。（「桐蔭横浜大学全学学務委員会規程」、「桐蔭横浜大学全学学生委員会規程」、「桐蔭横浜大学全学キャリア支援委員会規程」、「桐蔭横浜大学

全学高大接続委員会規程」、「桐蔭横浜大学全学研究推進委員会規程」、「桐蔭横浜大学地域連携推進委員会規程」、「桐蔭横浜大学国際交流委員会規程」)

（本学のガバナンス体制）

本学の意思決定システムとして、最高位にあるのは「大学評議会」である。学則第 17 条において「重要事項を審議し、最終的な方針を決める機関」と規定しており、さらに「桐蔭横浜大学評議会規則」において、「本学における教育・研究及び学長候補者の選考・選考基準、副学長候補者の選考、学長補佐候補者の選考、学部長候補者・研究科長候補者の選考、学科長・専攻長の決定、教員人事の基準等並びに教授会に提案する議題に関する大学運営の重要事項、規程改定案の審議に関する事、その他重要事項を審議し、各学部間の連絡協議を行う」と規定している。この大学評議会は学長が招集し、議長となる。原則月 1 回開催している。

学則第 16 条には「本学に、運営の基本方針、将来構想について審議し、実施の方針を定めるとともに、重要事項に関しては評議会に諮るため、全学的な方針提起等を行う合議機関として執行部会議を置く。」と規定している。学長が大学執行部会議の議長となる。大学執行部会議においては、教育、研究、社会貢献等の大学における基本的活動から内部質保証、高大接続、コンプライアンスに関する事まで幅広く、まさに学長以下の業務執行の責任を担う組織として機能している。

（教授会の位置づけ）

教授会については、学則第 20 条で各学部に教授会（現代教学環にあっては運営会議）を置くことを定め、「桐蔭横浜大学法学部教授会規則」、「桐蔭横浜大学医工学部教授会規則」、「桐蔭横浜大学スポーツ科学部教授会規則」、「桐蔭横浜大学現代教養学環運営会議規則」にその運営に関して必要な事項を定めている。各教授会は、当該学部に所属している専任教員によって構成し、学部長が招集して議長となり、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

また、次の事項については、学長、学部長の求めに応じ審議し、意見を述べるができるものとしている。

- (1) 教授、准教授、講師（非常勤講師を含む。）、助教及び助手の候補者の選考並びに選考基準に関する事項
- (2) 教授、准教授、講師（非常勤講師を含む。）、助教及び助手の身分に関する事項
- (3) 学則第 14 条に規定する、その他必要な職員の推薦に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項

- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学則その他諸規則等の制定改廃に関する事項
- (7) その他教育研究に関する事項

（研究科委員会の位置づけ）

研究科委員会については、大学院学則第 13 条で各研究科に研究科委員会を置くことを定め、「桐蔭横浜大学法学研究科委員会規則」、「桐蔭横浜大学工学研究科委員会規則」、「桐蔭横浜大学スポーツ科学部研究科委員会規則」にその運営に関して必要な事項を定めている。各研究科委員会は、各研究科を担当する教授によって構成し、研究科長が招集して議長となり、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

また、次の事項については、学長、研究科長の求めに応じ審議し、意見を述べることができるとしている。

- (1) 教授、准教授、講師（非常勤講師を含む。）、助教及び助手の候補者の選考並びに選考基準に関する事項
- (2) 教授、准教授、講師（非常勤講師を含む。）、助教及び助手の身分に関する事項
- (3) 桐蔭横浜大学学則第 14 条に規定する、その他必要な職員の推薦に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 大学院学則その他諸規則等の制定改廃に関する事項
- (7) その他教育研究に関する事項

このように、最高責任者として校務をつかさどる学長に対して、専門的見地から教授会及び研究科委員会が意見を述べることとなっている。大学評議会、大学執行部会議、学長、教授会及び研究科委員会は、それぞれの役割を明確にしている。

（学校法人と大学の権限関係）

「学校法人桐蔭学園寄附行為」第 6 条に、学長を本法人の理事とすること、同第 15 条に、本法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定めている。「桐蔭横浜大学学長候補者選考規則」により、理事長に任命される学長は、学則第 13 条において「本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」ことを委任されている。ただし、「学校法人桐蔭学園寄附行為」第 11 条において、理事長がこの法人を代表し業務を総理することが規定されており、権限関係を整理すれば、業務を総理する理事長が、学長に、大学の責任者として公務をつかさどり所属職員を統督させている、ということになる。

理事長は、その権限をもって大学評議会、及び大学執行部会議の一部に出席し、大学の業務を監督している。また、業務や予算の執行に際しては、案件に応じて理事長決裁の原議書をもって意思決定することが徹底されている（資料 10-1）。このように学校法人桐蔭学園は、大学における権限と責任を明確化し、本学を適切に管理している。

（学校法人の運営体制）

私立学校法に則り制定された「学校法人桐蔭学園寄附行為」に基づき、本学園の理事は、大学の学長、幼稚園・小学校・中等教育学校・高等学校の校長から理事会において選任した者、桐蔭横浜大学の教授のうちから理事会において選任した者、評議員のうちから評議員会において選任した者を理事として選任している。監事は、法人の理事、職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。その際、監事の独自性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することのできる者としている。これら役員選任に係る規定は、令和5年に大きく改正された私立学校法に則るべく、令和6年度末現在、学校法人において改正を検討している。

以上のことから、大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営、加えて大学を設置・管理する法人の運営について、適切であると判断する。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

（予算編成）

予算編成は、以下のプロセスで行っている。

- ① 「学校法人桐蔭学園経理規程」（資料 10-2）第 39 条に則り、理事長が次年度予算編成の方針を定め、各学校種に伝達される。
- ② 本学は伝達を受け、学則第 19 条に基づき設置された学長直属の諮問機関「予算決算及び会計審議室」において確認し、本学としての予算編成方針を定め、各部門に伝達する。
- ③ 各部門は、所管の事業項目ごとに、事業計画書、執行予定時期、積算内訳を作成し、「予算決算及び会計審議室」に提出する。
- ④ 「予算決算及び会計審議室」は、各部門から提出された事業計画書等を精査し、査定を行い、必要に応じ各部門と復活折衝を行う。
- ⑤ 「予算決算及び会計審議室」において精査した後、本学の予算編成案を執行部会議において審議し、学長が決定する。
- ⑥ 本学の予算編成案を本学園の財務部に提出し、必要なヒアリング等が行われ、査定

される。

- ⑦ 理事長は本学園全体の予算編成案を査定、確認し、3月の定例評議員会において意見を聴いた後、理事会において次年度予算案を決定する。

（予算執行）

予算執行のプロセスは、以下のように定められている。

- ① 「学校法人桐蔭学園経理規程」第47条の定めにより、予算執行に際しては、執行何の決裁を得て行うこととなっている。ただし、経常的、及び少額なものの支出は支払伝票の決裁をもって、これに代えることができる。
- ② 執行何の決裁は、原議書により行う。決裁者は、30万円未満の場合は大学事務局長、50万円未満の場合は学長、100万円未満の場合は法人事務局長、それ以上の場合は理事長と定めている。
- ③ 本学においては大学総務部がこれらを管理し、本学園の財務部と密に連絡調整を行い業務にあたっている。

（予算執行の適切性）

予算執行の適切性については、執行伝票毎に大学総務部（教員研究費においては研究推進課、その他経費は総務課）が丁寧に確認している。また毎年度の大学内部監査において、対象を決めて検査することとしている（資料10-3）。法人におかれた監事による監査も実施されている。

以上のことから、予算編成及び予算執行については、適切であると判断する。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

（法人運営組織と大学の関係性）

法人の運営に関する業務を担う組織は、「学校法人桐蔭学園事務組織分掌規程」（資料10-4）に基づき、法人事務局、幼稚部、小学部、中等教育学校、高等学校の事務分掌を定めている。法人事務局には法人総務部、人事労務部、財務部、事務部、施設設備管理部などの事務組織を置き、法人事務局長が統括している。大学としては、特に、法人総務部とは理事会・評議員会における議事調整や官公庁対応について、人事労務部とは、教員の契約や給与等、

職員の採用、配置、人事考課、給与等について、財務部とは予算の編成や執行について、緊密に連携している。大学の運営に関する業務を担う組織は、「桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、学長直属部門として大学事務局を置き、大学総務部、学生支援部、高大接続センター、キャリアセンター、大学図書館事務室、トランジションセンター大学事務室、学長室、企画室で構成している。大学事務局は、学長の監督の下、大学事務局長が指揮監督することとなっている。

（大学運営組織と教職協働）

大学運営組織としては、令和4年度に「教員部長制」を廃止したところである。未だに多くの大学で見られるが、事務組織の部長職に教員を充て、その部門の指揮監督を担う体制を本学も採用してきた。しかしながら教職協働、とりわけ職員が主体的に取り組むべき業務が大学においては増加しており、「職員は教員の下働き」の意識では今後の大学運営は立ち行かない。そこで「教員部長制」を廃止し、事務組織は事務職員のキャリアパスとして明確に区別しつつ、教員は「全学委員長」として教学サイドの者として、当該部門における業務に参画する体制に改めた。学内においては「セクション」と呼び、例えば学務の事項に関しては、学生支援部長（乃至は課長）と全学学務委員長が協働による責任者となり、業務内容に応じ「学務セクション」を代表するような運用を行っている。

（職員人事）

職員の採用は、「学校法人桐蔭学園就業規則（職員）」（基本情報：学校法人桐蔭学園就業規則（職員））に基づき、法人事務局長と大学事務局長が協議の上、人事労務部が主管となり行い、最終的に理事長が決定する。職員は学校法人所属であり、定期的な人事異動で法人、大学を問わず配置転換される。

職員の昇格は、人事考課等を踏まえ、理事長直下にある学園人事委員会において審議し、理事長が決定している。その際、法人事務局長が大学事務局長に意見を聴き、現場の情報を正確に伝達できるようにしている。

人事考課については、法人の人事労務部が主管となり、各職員における目標設定、所属長による目標設定面談、中間面談と評価、最終面談と評価、というステップで実施している。本学園には法人事務局並びに各学校種に多くの事務組織があるため、代表して法人事務局長と大学事務局長により考課結果の擦り合わせを実施し、考課者により評価がばらつかないように工夫をしている。人事考課結果も踏まえ、賞与や昇給の査定、昇格等の判断を実施している。

（SD）

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、全体としては「ユニバーシティ・ディベロップメント（UD）」を実施している。以前は年1回の「教員会議」として実施されてきたものを、この改革期に合わせ、令和4年度よりその対象に職員も加え教職員会議とし、ユニバーシティ・ディベロップメント（UD）と呼ぶこととしたものである。このUDは半期に1回開催し、原則、全教職員に出席を義務付けている。業務等の都合で出席できない教職員には、録画したアーカイブの視聴を義務付け、大学執行部会議においてその参加状況を確

認している。UD は当初、本学園や本学の状況、この改革の必要性、大学が目指すべき方向性を確認する内容を多く扱ってきたが、一通りそれらへの理解は深まってきたことを認め、この場を教職員研修の場としても機能させることとした。令和6年の後期には、外部講師を招き、全国の高等学校の現状と大学との接続への期待について講演いただき、活発な質疑応答が行われた。毎年度、前期には前年度の活動状況の振り返り（特に入試、キャリア）や学長による施政方針説明、後期には時宜に応じたテーマで研修を実施していくことと決定している。

また令和4年度からは、新任教職員研修を実施している。学長・副学長による、大学と本学を取り巻く現状と本学が目指す方向性の研修講演、各部局の所管事項説明などを行い、本学の教員としていち早く馴染み、教育研究に励んでもらうことを企図している。

職員については、大学に新たに配属された職員がいた場合、新入職員研修として、大学経営や政策、高等教育分野に明るい大学事務局長による連続研修を実施している。この際、対象は新入職員に限定せず、意欲ある職員は重ねて受講を希望し、それを許可している。他、外部の研修会情報についてはその都度全職員に周知し希望を募るのみならず、大学事務局長が特に必要と判断したものについては、指名して受講を促している。とりわけ、毎年実施される、理事長の溝上が監修する、公益財団法人電通育英会主催の「リーダー育英塾」には、毎年1名の職員を派遣し、高負荷なトレーニングを受けている。また、学校法人が主導で実施する研修もある。令和5年度には次長・課長級及び次長・課長級が推薦する職員対象にeラーニング及び対面講義で「ナレッジマネジメント研修」を実施した。令和7年度も研修実施に向けて、人事労務部において検討しているところである。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置し、その組織は適切に機能していると判断する。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（監事監査）

監事は、「学校法人桐蔭学園寄附行為」旧第7条に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任こととしていたが、令和5年の改正私立学校法に則り、今後は評議員会の決議によって選任することと改正する。令和6年度現在、2名の監事（非常勤）を置いている。監事は、「学校法人桐蔭学園監事監査規程」（資料10-5）に基づき、本学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について、主に書面監査

および実地監査の手法により監査を行っている。大学に関することとして、研究支援の体制や、生涯学習講座等地域連携の在り方、図書館における蔵書の扱い等についてこれまで指摘を受け、改善につなげてきている。

（独立監査人監査）

私立学校振興助成法第 14 条に基づく独立監査人の監査は、契約に則り、EY 新日本有限責任監査法人により実施されている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等について監査を受けている。期中監査として、10 月（約 3 日間）、2 月（約 3 日間）、3 月（約 2 日間）、4 月（約 1 日）と、決算監査として 5 月（約 10 日間）が実施されており、理事長や各学校長等とのディスカッションも実施されている。当該監査に基づき、法人財務部においてとりまとめ、必要に応じ各部署に伝達されている。

（内部監査）

内部監査担当による監査については、「桐蔭横浜大学内部監査規程」により本学における業務運営の効率化及び会計処理の適正化等について、公的研究費の不正防止を踏まえて、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言及び改善措置等を講じることにより、本学の健全な運営に資することを目的として実施している。学長直轄の監査委員会を置き、担当副学長を委員長として毎年度実施しており、大学における業務等の改善に関する勧告を行うとともに、報告書を取りまとめ、毎年度末の理事会・評議員会において報告を行っている（資料 10-3）。

（大学運営の適切性）

大学運営については、学長以下大学執行部会議において常に点検している。また職員組織においては、人事考課や人員配置等の検討を毎年行う上で、法人事務局とともに点検を行っている。内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価を執行部会議が主導するにあたって、運営において不具合があれば迅速にそれを把握し、大学執行部会議の権限においてそれを是正できている。本学は、人事や財務の機能が法人本部で一元的に管理される体制となっているため、大学内部のみならず、法人サイドとも密に連携しながら、適切な大学運営にあたっているところである。

以上のことから、大学運営に関わる状況の定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取組については、適切であると判断する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

法人部門と大学部門、管理運営部門と教学部門、教員と職員など、多くの大学においてはこれらの協働が課題となることを承知しているが、本学においては特に密接な協働関係を構築できていると自己評価できる。学長以下執行部会議、各セクションにおいて教員も職員も問わず、意欲と能力に応じた適材適所の人員出動体制により、この改革期に挑んでいる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

この厳しい時代を乗り越えていくため、本学の生き残りをかけて取り組むこのたびの大改革において、学長以下執行部会議によるガバナンス体制を確立し、学校法人本部の助力も得ながら、教職員が適切な役割分担の上で密に連携している。これを組織風土として根付かせるべく、今後においても取り組んでいく決意である。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第 10 章 大学運営・財務（2）財務

（基本情報一覧）

財務関係資料

| | URL・印刷物の名称 |
|---------------------------|---|
| 財務計算書類（6カ年分） | https://toin.ac.jp/info/school/finance/ |
| 財産目録 | https://toin.ac.jp/info/school/finance/ |
| 事業報告書 | https://toin.ac.jp/info/school/finance/ |
| 監事による監査報告書（6カ年分） | https://toin.ac.jp/info/school/finance/ |
| 監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分） | 独立監査人の監査報告書 |
| 備考： | |

(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

(中長期の財政計画)

本学園においては、学校種全体において、今後の急速な少子化を見据え、かつ、より質の高い教育を実現するために生徒数等を絞り、その結果として一時的に人件費等の固定費が嵩み、財務諸表に影響を与えている。令和2年度より文部科学省による経営改善指導を受けており、その中で今後10年間の財務シミュレーションを策定し、財務諸表の改善に取り組んでいる（資料10-6）。本学園における各学校種においては、必要とする児童・生徒・学生数を毎年度確保できており、来るべき時代を見据えた先行投資により財務が悪化しているという点をここで確認しておきたい。各財務関係比率においては、日本私立学校振興・共済事業団が公表する目安に持っていくことを目標としているが、当面は定年退職者分不補充による高等学校・中等教育学校の教員数減少や、教職員の賞与や手当等の見直しにより、人件費総額を圧縮する計画を立て、確実にそれを実行している。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画の策定については、適切であると判断する。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

(先行投資による影響)

大学の学生及び高校・中等教育学校の生徒募集戦略の観点から、平成25～30年度に集中的に施設整備等を実施したことにより、一時的な経常収支（主に減価償却費）の悪化、及び外部負債の増加につながり、令和2年度より文部科学省による経営改善指導を受けているが、その中で今後10年間の財務シミュレーションを策定し、財務諸表の改善に取り組んでおり、概ね、シミュレーション通りに改善に向かっている。

具体的には、令和5年度決算時点で多額の減価償却費が計上されており、その80%強が建物・構築物の減価償却費となっている。本法人における施設のほとんどが50年償却であり、過去の施設取得を含め減価償却費として計上し続ける必要がある。特に、生徒数のボリ

ームが大きい高校・中等教育学校の校舎の減価償却費が相対的に大きい。令和5年度決算では経常収支差額がマイナスとなっているが、減価償却費を除けば黒字に転じるように、多額の減価償却費が経常収支差額に大きな影響を与えている。経費削減努力に加え、今後減価償却期間が終了する建物が順次発生することから、経常収支差額については黒字化に向かっている過程であり、令和12年度にはほぼ均衡まで改善する見込みである。これは、全学校種における学生等入学者数を最小で見積もったシミュレーションに基づくものであり、現状の募集状況を踏まえれば、令和13年度の黒字化、あるいはその前倒しの可能性を見込んでいる。なお、学校種等セグメント別の事業活動収支においては、大学部門は、減価償却費を含めても、継続して経常収支差額は黒字となっている。

平成25年から平成30年にかけて長期借入を実施したことにより一時的に外部負債が増加している。平成27年度決算時点で「運用資産－外部負債」がマイナスとなり、平成30年度決算で最大値まで膨らんだが、令和元年に理事会執行体制が現体制に改まり、このことを重く受け止め、財務状況の改善に取り組むこととした結果、現在は財務状況が漸次改善に向かっており、令和9年度に「運用資産－外部負債」がプラスに転じる見込みが立っている。

以上のことは、国の修学支援新制度の機関要件確認時において、「やむを得ない事由」として認められている。（資料10-7）

（学費以外の収入源）

財務基盤の安定性を向上させるには、学生生徒納付金以外の収入増加が重要である。これに関して、科学研究費や共同研究費等の外部資金を獲得しているほか、令和5年度は「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）」、令和6年度には「「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 メニュー2：複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」に採択されている（資料1-2【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤については、現時点では重い課題として認識しているが、シミュレーション通りに順調に改善に向かっており、取組としては適切であると判断している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

過去の戦略的先行投資により、現状においては経常収支差額及び資産の状況が厳しいが、徹底した経費削減努力、及び本学園の全学校種において学生等募集は安定していることから、中長期の財政計画どおりに順調に改善に向かっており、学校種等セグメント別の事業活動収支においては、大学部門は継続して経常収支差額が黒字となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

平成25～30年度に集中的に施設整備等を実施したことにより、一時的な経常収支（主に減価償却費）の悪化、及び外部負債の増加につながっているが、本学園の全学校種において

学生等募集は安定していることから、中長期の財政計画どおりに順調に改善に向かっていく。現理事会執行体制、及び大学運営体制下で取り組んできた令和2年度以降の改革の成果も表れ、私学助成により補助金も獲得できている。全教職員がこの課題を共有しており、徹底した経費削減努力に一丸となって取り組んでいる。

以上のことから、現時点における状況としては厳しい指摘を覚悟せざるを得ないが、内部質保証、つまり課題に対してしっかりと取り組んでいくことができる組織であるという点において、大学基準を充足していると判断したい。

終章

本学園においては令和元年度に新執行体制となり、本学においてもそれを受け、令和2年度より大改革を実施している。少子高齢化が激しく進行する厳しい時代、そして昨日と明日の価値観が激変するこの VUCA 時代において、今こそ高等教育が必要であり、そして今こそ大学教育が重要である。この認識のもと、本気で学生を育てる大学として本学の地位を確立し、そのことをもってこの難局にある社会に貢献することこそが、本学が取り組むべきことであり、社会的使命である。

令和2年度から5年間の中期目標・計画期間が終わり、本学園は、次期中期目標・計画において、これまで築いてきた学園の伝統も踏まえて、桐蔭学園の革新的な教育力を学園の総力をあげて示すことにした。「自ら考え、判断し、行動する」子ども・生徒・学生の育成を掲げ、本気で教育に注力することを宣言している。本学としても、前中期目標・計画期間に加速度的に実行してきた大学改革を次の段階に進めるべく、さらなる努力を行っていく。その意味では、本報告書は大きな PDCA サイクルの集大成である。

学生の学びと成長を基軸とした質保証は、本学が向かうべき方向性であり、これから社会に送り出す学生たちに、この厳しい社会で生き抜くための力を身につけてもらうことこそが、教育機関としての使命である。これまでユニバーシティ・ポリシーを策定し全学として向かうべき教育の方向性と、学生と教職員の学習・教育目標として掲げ、これを達成するために大学共通 MAST プログラムの導入、現代教養学環の開設、法学部のコース制改編、医用工学部のライフサイエンスプログラム導入、スポーツ科学部の改組転換などの正課改革、学生を本気で育てる準正課、CANDLE プログラムの導入、正課外でも学びと成長を目指す桐蔭アスレティックデパートメント（TAD）を構築してきた。そしてこれらをユニバーシティ・ポリシーのもとに統合する構造化、そのための組織改革、教職員の意識改革に取り組んできた。一定の成果と大きな手応えを感じており、生き生きと目を輝かせる学生たちがキャンパスに溢れ、本学は、コロナ禍以前に「戻る」ことなく「進化」することができた。ただし、まだまだ途上であり、今後本学が教育をもって、確かに、貢献していくためには、卒業時における質保証の取組の強化が絶対的に必要である。次期においてこれを強化していくべく、ユニバーシティ・ポリシーの見直し、それに伴う各学位プログラムにおける3ポリシーの更改、アセスメント・ポリシーの制定とアセスメントプランの再構築、そして最終年次における質保証の取組の強化等を既に計画し、検討を進めている。

本学の改革こそがわが国の高等教育改革である、という自負のもと、今後も大学改革を断行していくことをここに宣言し、本報告書の結びとする。

以上

正誤表

| ページ | 行 | 誤 |
|-----|------|--|
| 1 | 2 | (以下「本学園という。 |
| 5 | 16 | 2024年度_大学院スポーツ科学部研究科_ 学生便覧・履修要項_web. pdf |
| 21 | 7・22 | |
| 36 | 48 | |
| 64 | 3 | (略) 教育個々人が～ |
| 120 | 6 | 「桐蔭横浜大学スポーツ科学部研究科委員会規則」 |

正

(以下「本学園」という。)

2024年度_大学院スポーツ科学研究科_学生便覧・履修要項_web.pdf

(略) 教員個々人が～

「桐蔭横浜大学スポーツ科学研究科委員会規則」